

第2次 厚真町
都市計画マスタープラン
(素案)

令和8年 〇月
北海道 厚真町

目 次

はじめに	都市計画マスタープランとは	1
都市計画マスタープランの概要		2
1	都市計画マスタープランとは	2
2	厚真町都市計画マスタープランの策定について	2
3	厚真町都市計画マスタープランの位置づけ	3
4	計画の目標年次	4
5	計画の対象区域	4
都市計画マスタープランの構成		6
第1章	厚真町の概要	7
1-1	厚真町の位置	8
1-2	気象特性	9
1-3	人口の推移	10
1-4	年齢階級別人口	11
1-5	人口移動の状況	12
1-6	産業別就業者数の割合	13
1-7	産業別就業者数の推移	14
1-8	農家数の推移	15
1-9	田・畑・樹園地の面積割合	16
1-10	五地域区分	17
1-11	都市計画の概要	18
1-11-1	市街化区域と市街化調整区域	18
1-11-2	市街地内未利用地の状況	19
1-11-3	市街地内の建物老朽状況	20
1-11-4	市街地内空き家の状況	21
1-11-5	都市計画道路の整備状況	22
1-11-6	公園の整備面積	24
1-11-7	公共下水道の状況	26
1-11-8	災害ハザードの状況	27
1-12	町民意向調査の概要	28
1-13	上位計画・関連計画等の概要	36
1-13-1	上位計画	37
1-13-2	厚真町の関連計画	44
1-13-3	国及び北海道の関連計画	47
1-14	課題の整理	49
1-14-1	上位計画等から求められる方向性	49

1-1-4-2	課題の整理	51
第2章	将来都市構造	55
2-1	まちづくりのテーマと目標	56
2-2	将来の都市構造	58
2-3	将来の人口規模	60
第3章	基本方針（全体構想）	61
3-1	土地利用	62
3-2	都市施設の整備	67
3-2-1	交通体系の整備	67
3-2-2	公園・緑地及び河川の整備	69
3-2-3	公共施設及び供給処理施設の整備	73
3-3	自然環境の保全又は活用	76
3-4	都市防災	78
3-5	全体構想総括図	80
第4章	地域別構想	81
4-1	対象地区の設定	82
4-2	地区の位置づけと整備方針	82
4-3	地域別構想	84
4-3-1	厚真地区	84
4-3-2	上厚真・浜厚真地区	88
第5章	計画の実現に向けて	93
5-1	復興に向けた都市づくりの推進	94
5-2	計画の推進体制	94
5-3	計画の進行管理	95
5-4	計画の見直し	95

はじめに

都市計画マスタープランとは





● 都市計画マスタープランの概要

1 都市計画マスタープランとは

これまで、人口増や都市部への人口集中に対応し、居住地の拡大や都市機能の充実を図ることを目的とした「成長型」都市計画に取り組まれてきましたが、今日の人口減少や都市機能のスポンジ化に対応し、環境に配慮する「成熟型」都市計画が求められているところです。

また、地方分権の動きを踏まえ、地域の特色に応じた住民主体のまちづくりが求められるなど、これらの観点から、これまで整備されてきた道路や公園等の都市インフラの充実を図り、長期にわたる社会資本として蓄積することが求められるところです。

この様な時代を背景とし、平成4年の都市計画法の改正により、土地利用や都市施設の配置・整備など都市計画にかかわる基本方針を、市町村が住民の意見を反映させて「市町村都市計画マスタープラン」として策定することが位置づけられています。

「厚真町都市計画マスタープラン」は、厚真町の地域特性を最大限生かした将来の都市像を町民と行政がともに考え、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものであり、今後の土地利用の誘導や道路・公園等の都市インフラの整備を行う上での指針となるものとして策定します。

2 厚真町都市計画マスタープランの策定について

厚真町では、平成16年に「厚真町都市計画マスタープラン」（平成17年～令和3年）を策定し、「先進的な田園都市の実現を目指したまちづくり」をテーマに緑広がる風景など自然環境との調和に配慮した個性豊かなまちづくりを推進してきました。

一方、厚真町は、苫小牧東部工業団地や苫小牧港東港区、新千歳空港、高規格道路厚真ⅠCに近接した地理的優位性に恵まれているほか、有数の米生産地、豊かな自然といった北海道を象徴する資源を活かしたゆとりある暮らしの実現が可能であるといえるところです。

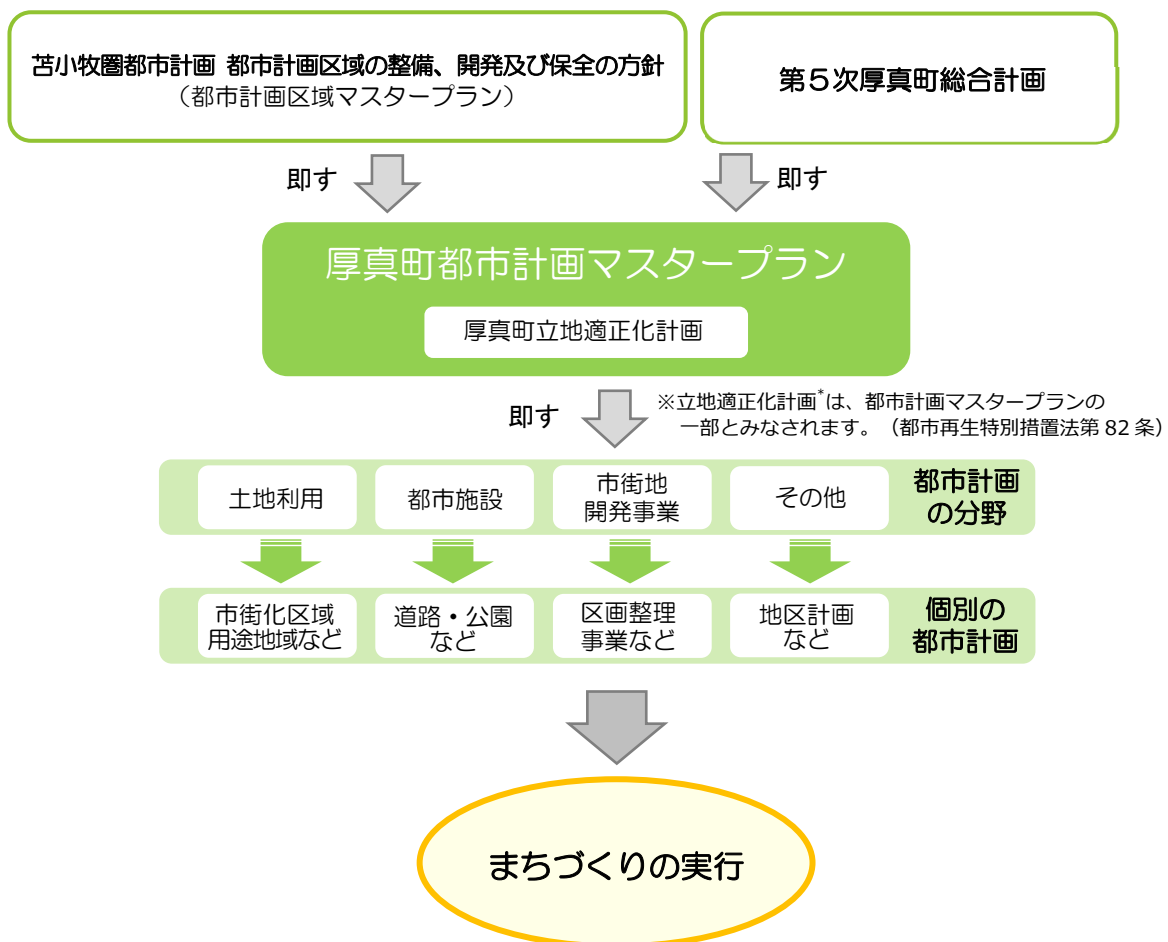
こうした中「平成30年北海道胆振東部地震」の発生により、厚真町を含む胆振東部3町を中心に未曾有の被害を被り、町内では37名の尊い人命が失われ、停電や、断水などのライフライン被害に加え、家屋や生産基盤に甚大な被害を被るなど、すべての町民が被災者となったところです。

このため、「厚真町復旧・復興計画第3期」等を内包する「第4期厚真町総合計画改定版」が令和3年3月に策定され、これに併せ「厚真町都市計画マスタープラン」を改訂し、他の計画に合わせ、目標年次を延長したところです。

今回の「厚真町都市計画マスタープラン」の策定は、「第5次厚真町総合計画」（令和8年度～17年度）の策定との連動を図るとともに、災害被災の普及・復興から災害に強いまちづくり、GX、ゼロカーボンといった新たな社会要請、世界規模の半導体企業の立地の影響、空き家等の活用による定住・移住のスタイル（「二地域居住」）の構築などを観点とし、自然環境の保全、住民生活の向上、産業の振興を図るため、土地利用や都市インフラの整備を持続的に取り組む姿勢と実現方向を示そうとするものです。

3 厚真町都市計画マスタープランの位置づけ

「厚真町都市計画マスタープラン」は、北海道が定める「苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発、保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」（令和3年3月）に即するとともに、「第5次厚真町総合計画」を上位計画として位置付け、他の関連する計画との横断的調整、整合を図りながら、都市計画に関する個別的分野を総合的にとらえ、より具体的でわかりやすい計画として策定するものです。



苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都道府県が定める都市計画区域のマスタープラン。都市計画区域の目標、市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）の方針、土地利用、道路や公園等の都市施設の整備方針などを定める。

第5次厚真町総合計画

市町村の基本構想及び基本計画などの総称で、令和8年度からの10年計画。

立地適正化計画

都市再生を図るために都市機能の立地を誘導するべく作成されるマスタープラン。「都市再生特別措置法」に基づき市町村が作成する。



4 計画の目標年次

厚真町都市計画マスタープランの目標年次は、令和8年度(2026年度)より20年間の、令和27年度(2045年度)とします。

ただし、上位計画である総合計画の見直しや社会情勢などの変化によって、本計画の内容が実情にそぐわなくなった場合は、必要に応じて適宜修正、見直しを行っていくものとします。

5 計画の対象区域

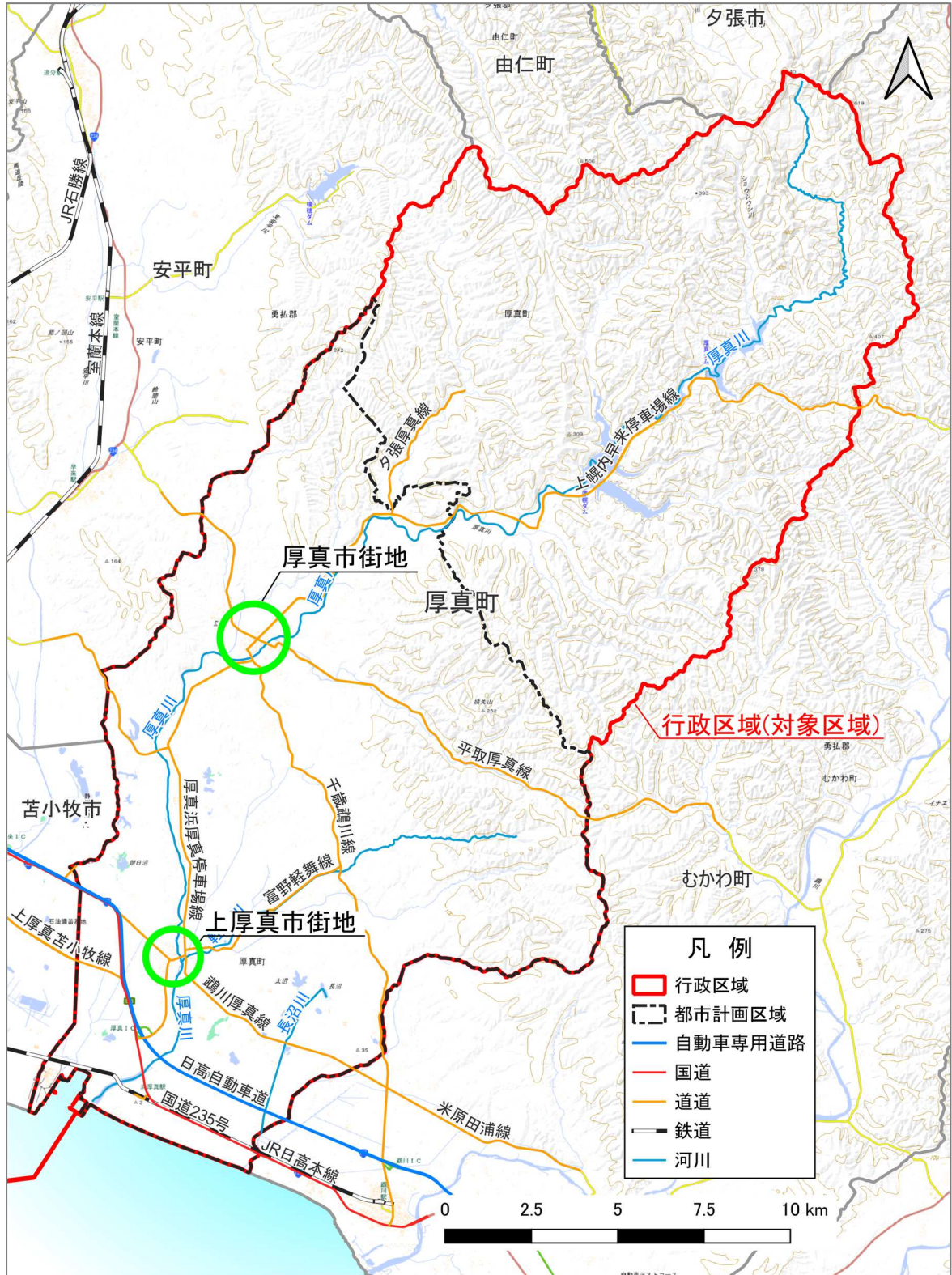
昭和45年、北海道経済の発展に先導的役割を果たす苫小牧東部地域の建設予定地、並びにその関連地区を一体とした地域について、広域かつ総合的な都市計画の策定及びこれに必要な調整を行うため「苫小牧圏広域都市計画協議会」が設立されました。

これを受け同年に苫小牧市・白老町・鷗川町・早来町・厚真町の1市4町で都市計画区域が決定されることになりました。その後、平成10年、苫小牧圏都市計画区域から鷗川町都市計画区域が分離し、それに伴い協議会から鷗川町が脱退しました。

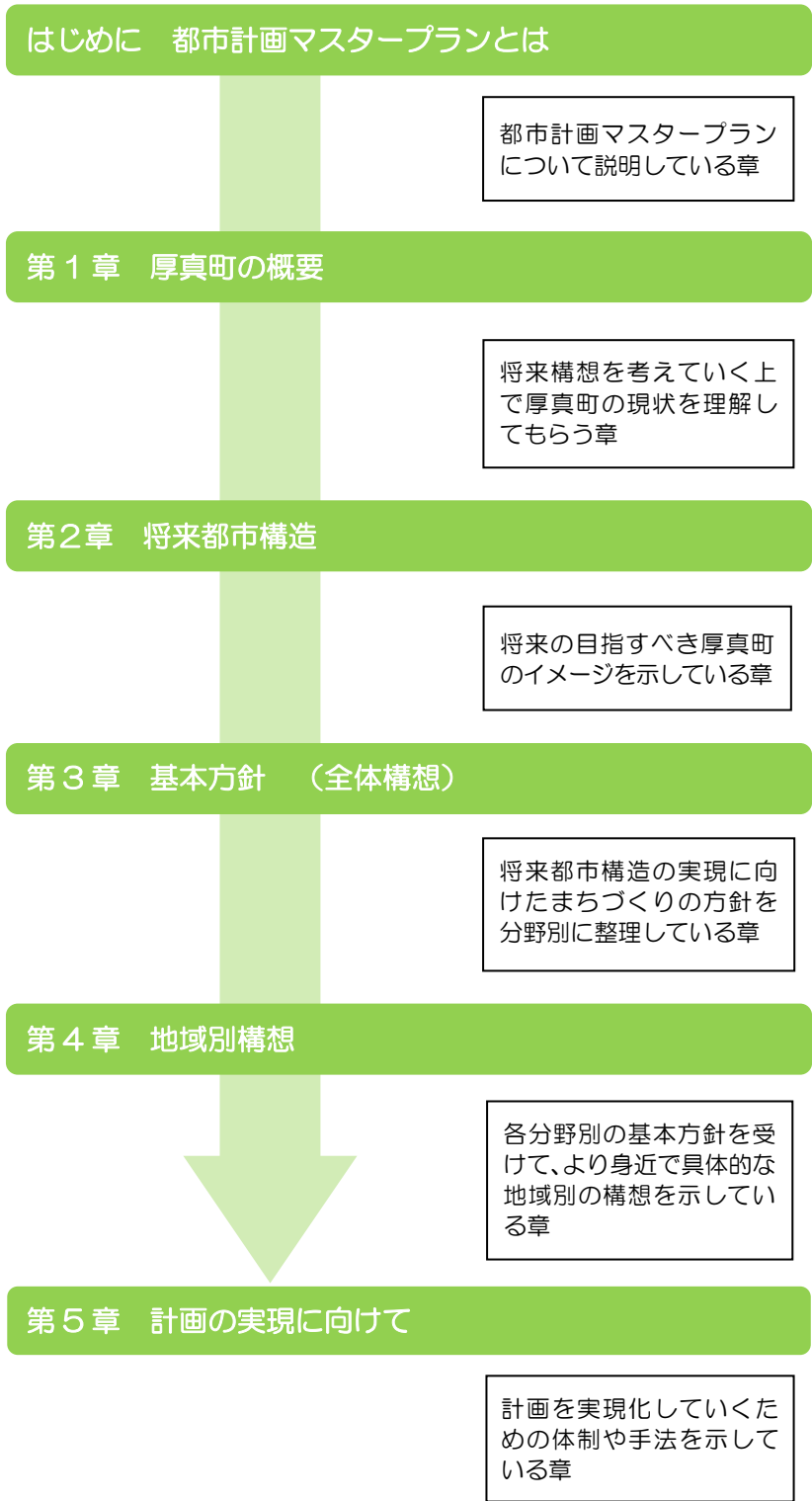
この都市計画区域は、まちの発展を計画的に誘導することによって、秩序ある市街地を形成し、人々の健康で文化的な生活と機能的な都市活動を確保することを目的として、都市計画法に基づいた指定が行われています。

こうしたことから、「厚真町都市計画マスタープラン」は、都市計画区域を基本的な計画区域としつつ、まち全体を有機的に捉え産業の発展並びに住民生活の向上を図る観点から、厚真町行政区域を対象区域とします。

計画対象区域



都市計画マスタープランの構成



第1章

厚真町の概要



1-1 厚真町の位置

厚真町は胆振総合振興局管内の東部勇払郡に位置し、夕張山地南部から太平洋へと貫流する厚真川の沿岸に開け、北西に安平町、北に由仁町と夕張市、東にむかわ町、西は苫小牧市、南は太平洋と隣接しています。

面積 405.38 km²の当町は、北部に広大かつ自然豊かな森林地帯を保有し、中央部は豊穡な稲作地帯、南部は牧草地や耕作地として栄えています。

また、札幌・千歳・苫小牧などの道央主要都市へは車で約1時間半圏内のところに位置し、高規格道路、空港、港湾を近接に備えた利便性の高い地域です。



※面積は、国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調 (令和6年10月1日時点)



出典：国土地理院、国土数値情報

1-2 気象特性

厚真町は、北海道の中でも最も降雪の少ない胆振地区の太平洋沿岸に属し、1年を通じて比較的温暖な地域となっています。

過去5年間の1月の平均気温は-6.5℃、8月の平均気温は22.4℃、平均年間気温は8.3℃、降水量は8月の平均が最も多く172.6mmであり、12月から2月は少なくなっています。



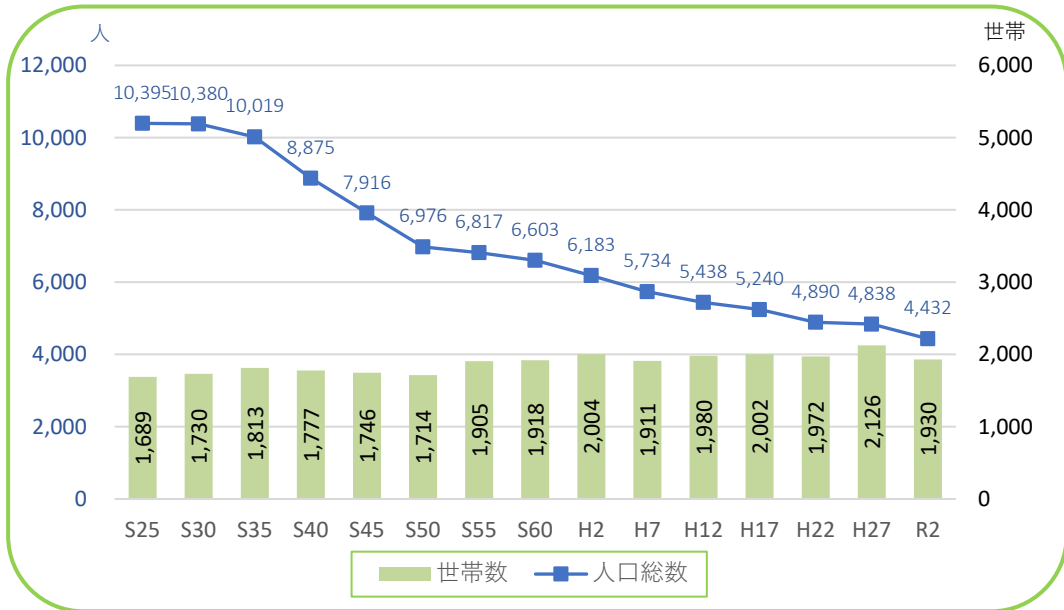
出典：2020～2024 気象庁（観測地点：厚真）

1-3 人口の推移

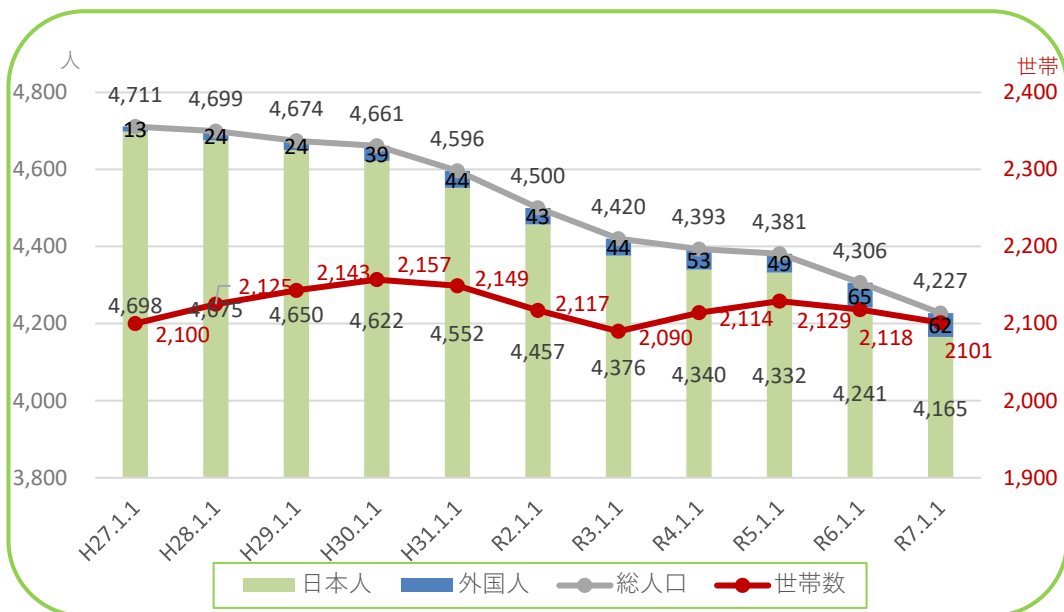
厚真町の総人口は、昭和25年の10,395人をピークに減少に転じ、令和2年の国勢調査人口では4,432人となっており、減少傾向が継続しています。

世帯数は、平成に入ってから2,000世帯前後で推移していましたが、平成30年に起きた震災の影響もあり、令和2年には200世帯近くの大きな減少が見られています。

住民基本台帳でも、人口は年々減少傾向が続いており、世帯数と相まって核家族化が進んでいるといえます。一方、外国人の人口が増加傾向にあります。



出典：国勢調査



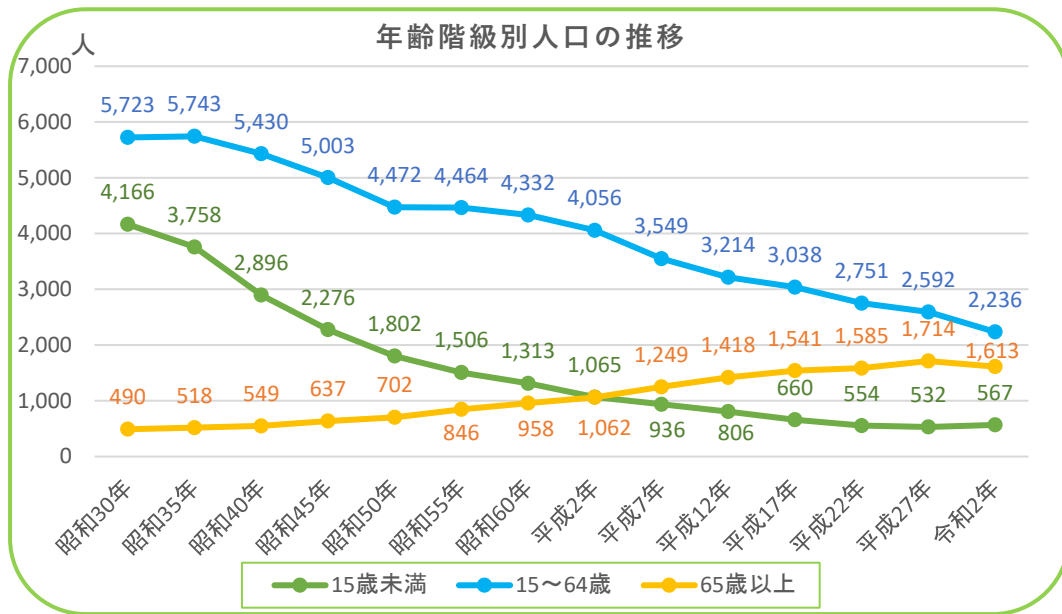
出典：住民基本台帳

1-4 年齢階級別人口

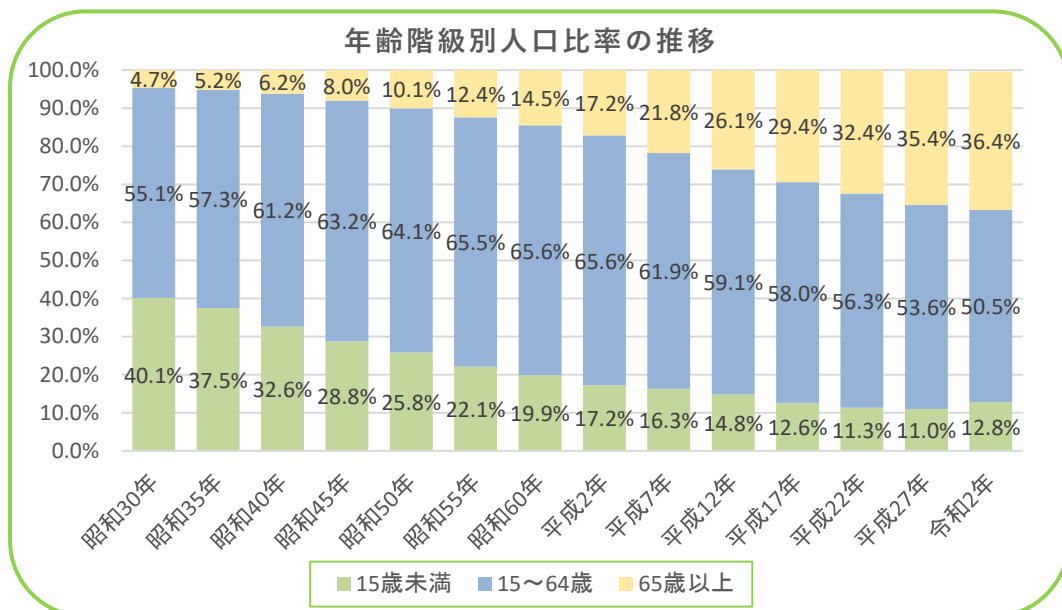
厚真町の年齢階級別人口は、年少・生産人口ともに一貫して減少傾向が続きましたが、令和2年時点で年少人口が若干持ち直しの傾向が見られます。

老年人口は、増加傾向が続いていましたが、令和2年時点では減少しました。

また、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）による分類では21%以上を超高齢社会としており、当町は平成7年に21%を超え、その後も高齢化の傾向が続いています。いづれにしても、当町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和2年に36.4%と増加傾向にあり、超高齢社会の状況となっています。



出典：国勢調査



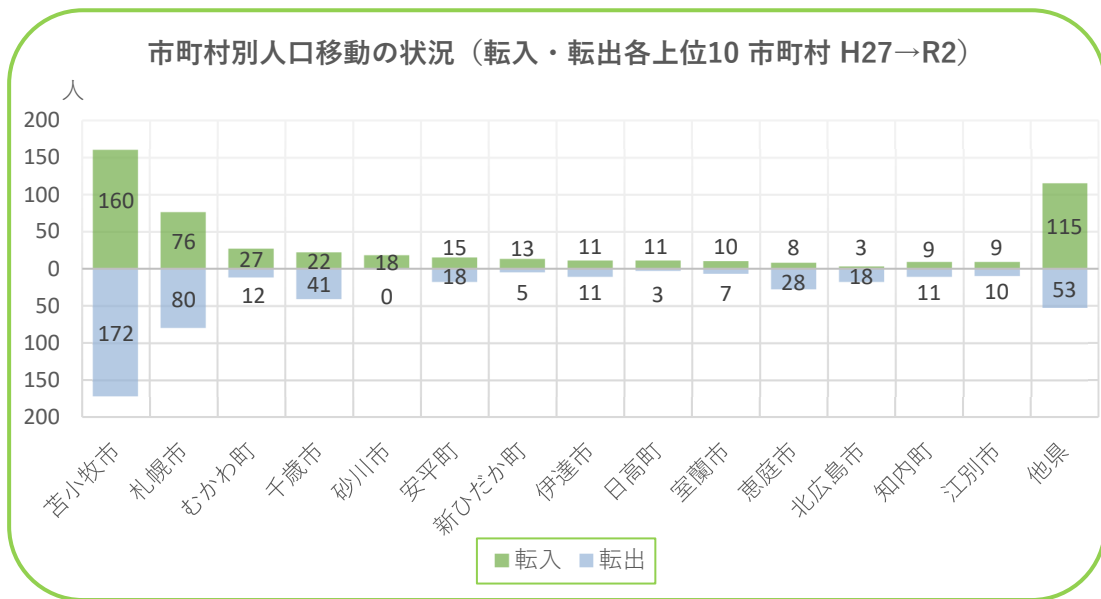
出典：国勢調査

1-5 人口移動の状況

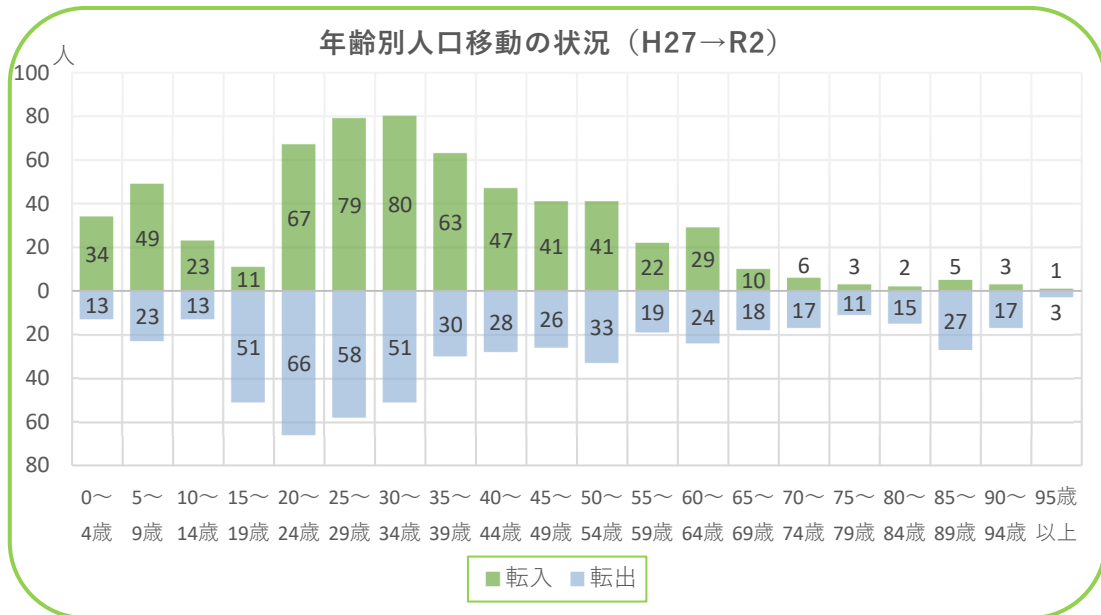
平成27年から令和2年における市町村別の人口移動は、札幌市、苫小牧市との転入・転出が最も多く、両市ともに転出が転入を上回っています。

また、道外からの転入が顕著で、厚真町に魅力を感じる人々への移住・定住促進のための移住向けの施策や住宅助成、子育て支援などの実施による効果が表れているといえます。

年齢別の人口移動では、20代～40代前半の進学や就職、働き盛りの世代の移動が多い傾向となっています。



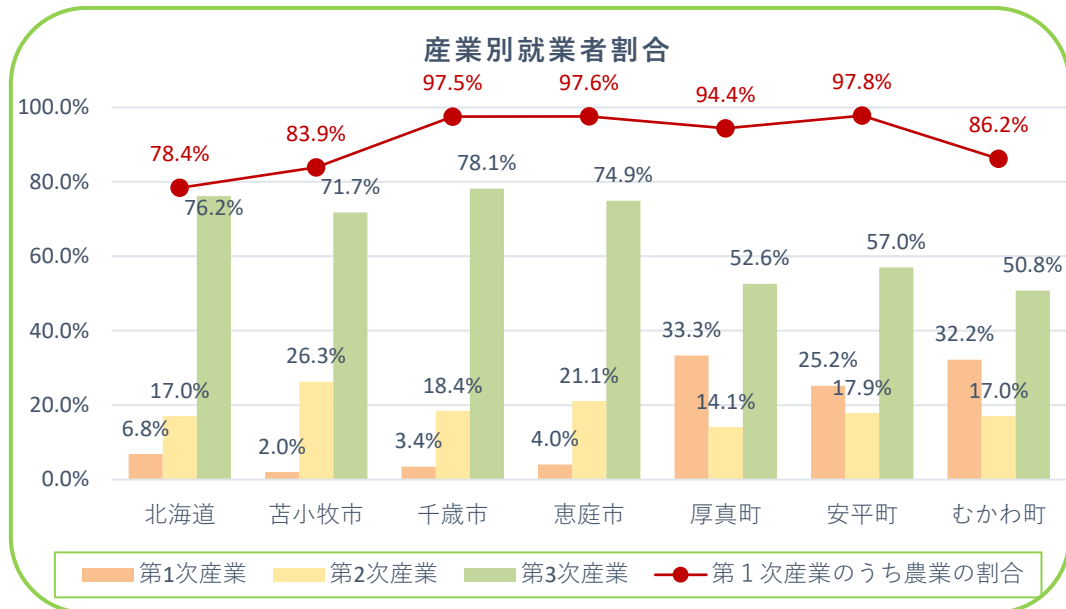
出典：国勢調査



出典：国勢調査

1-6 産業別就業者数の割合

厚真町の産業別就業者数は、北海道平均や近隣市町との比較において第1次産業の占める割合が高く、稲作やハスカップを中心とした農業を基幹産業として従事しているところとなっています。

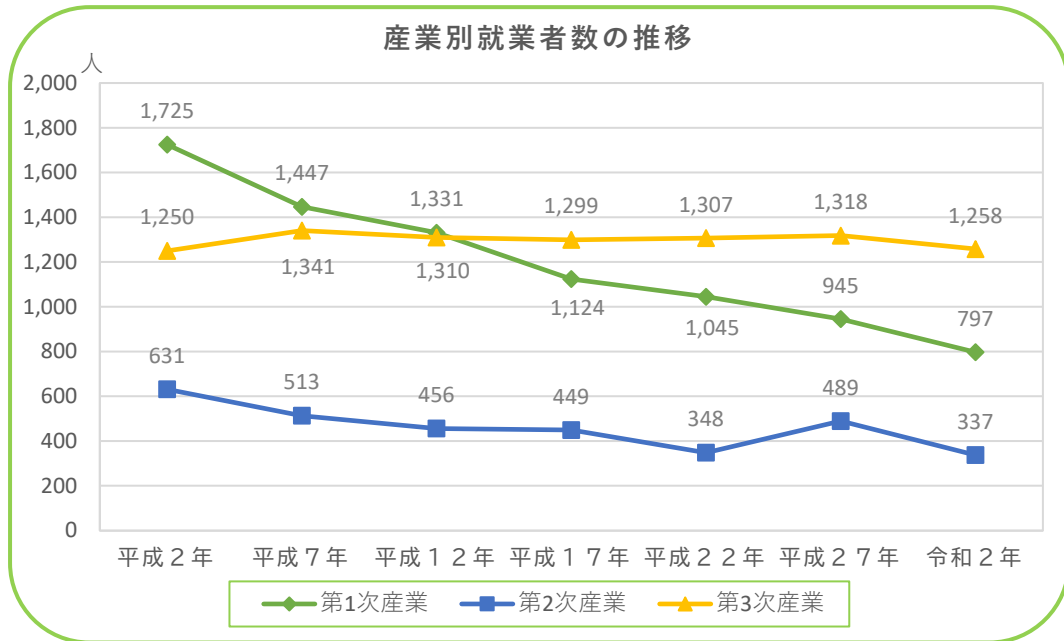


出典：R2 国勢調査

1-7 産業別就業者数の推移

厚真町の基幹産業である第1次産業人口は、大幅な減少傾向がみられます。今後も農・林・水産業全体を通して経営者の高齢化や後継者不足などから一層の減少が予測されます。

第2次産業人口は、やや減少傾向にあり、第3次産業人口は、概ね横ばいで推移していますが、平成17年以降一貫して第1次産業人口を上回り、差が広がっています。

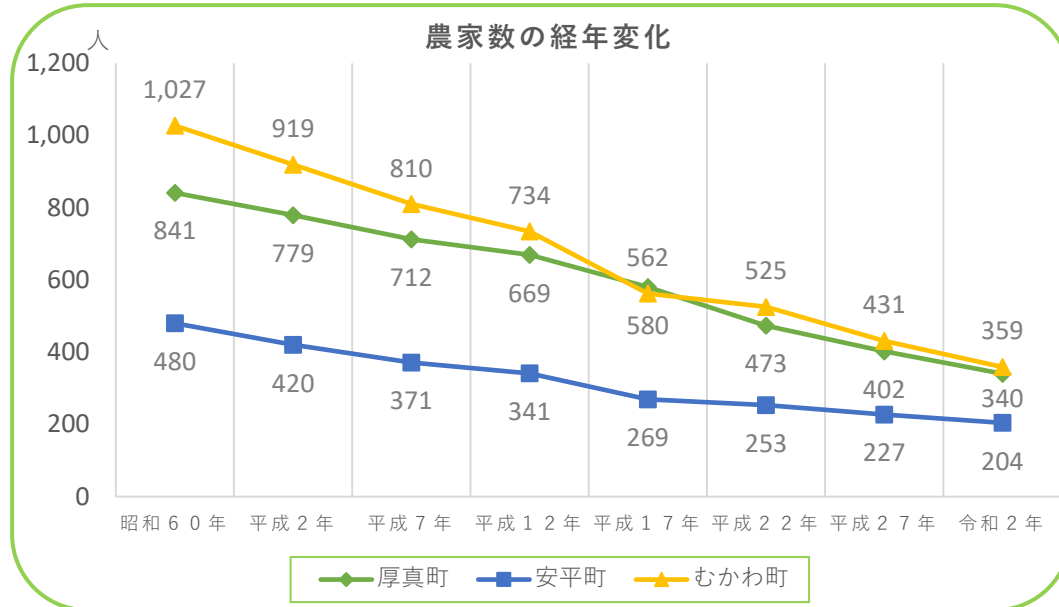


出典：R2 国勢調査

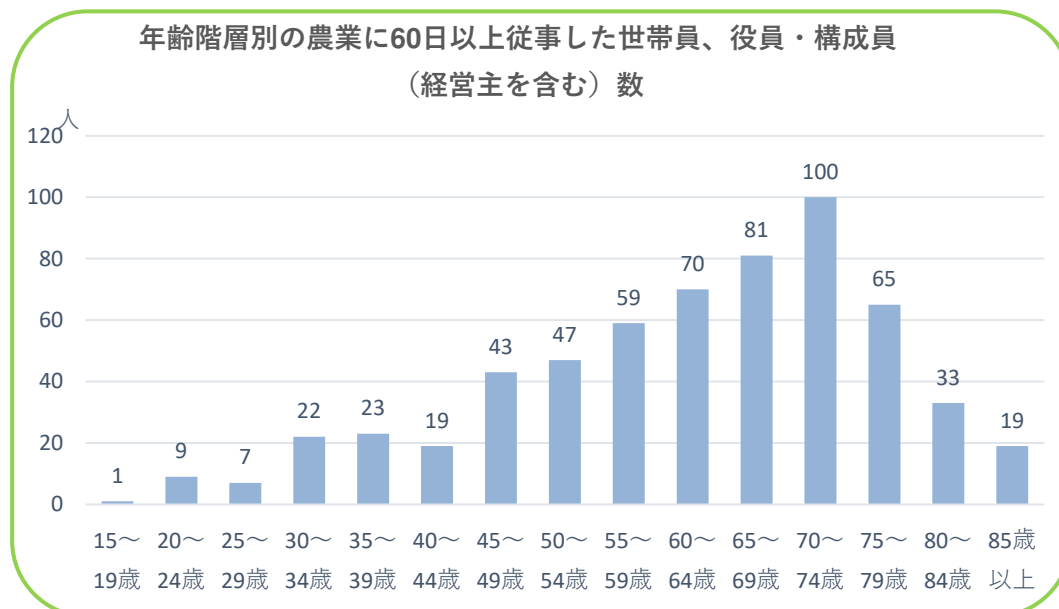
1-8 農家数の推移

厚真町の農家戸数は近隣市町と比較して多い状況にありますが、昭和60年の841戸から令和2年の約35年間で340戸と約6割の著しい減少を示しています。また、この傾向は隣接する安平町やむかわ町でも同様にみられます。

また、農業従事者の高齢化も進んでいます。



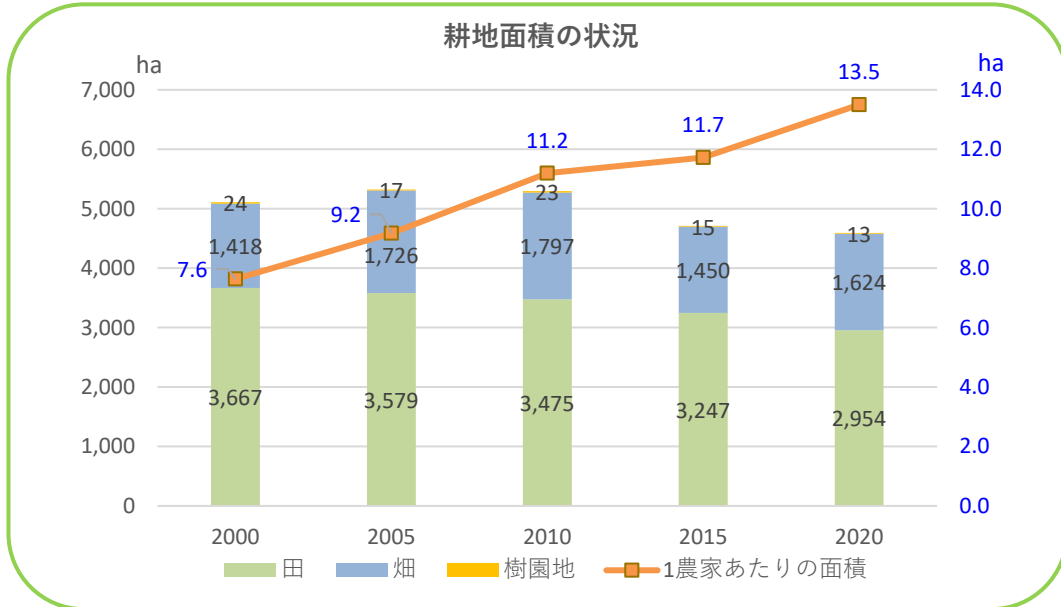
出典：世界農林業センサス・農林業センサス



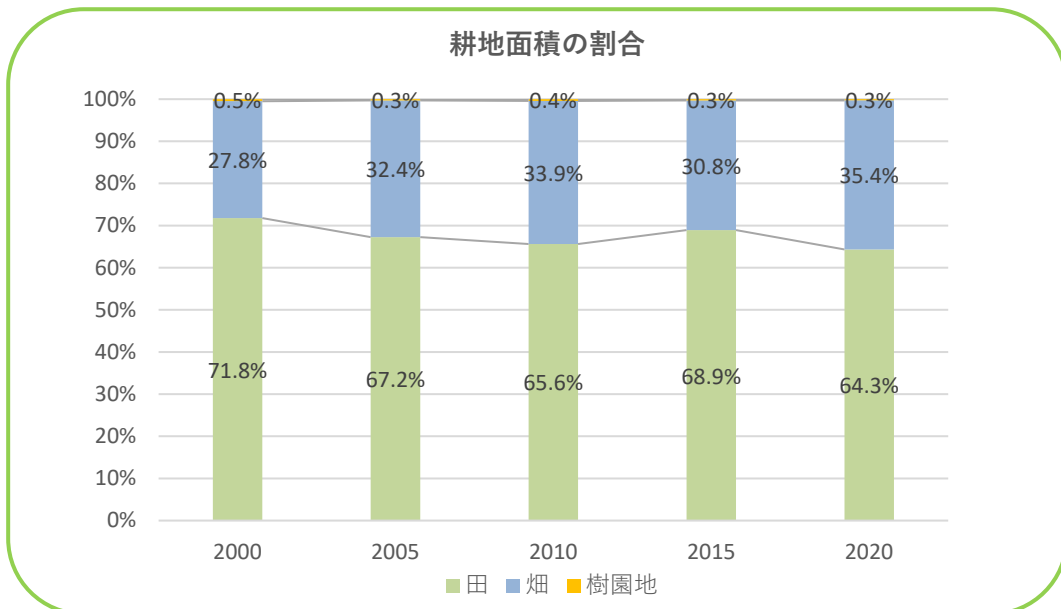
出典：2020 農林業センサス

1-9 田・畑・樹園地の面積割合

耕作地についてみると、近年田畑ともに減少傾向にあるが、田が2,954haと全体の約2/3を占めており、稲作を中心とした農業が営まれている事が伺えます。一方、農家数が減少しているため、1農家あたりの面積は上昇傾向です。



出典：農林業センサス



出典：農林業センサス

1-10 五地域区分

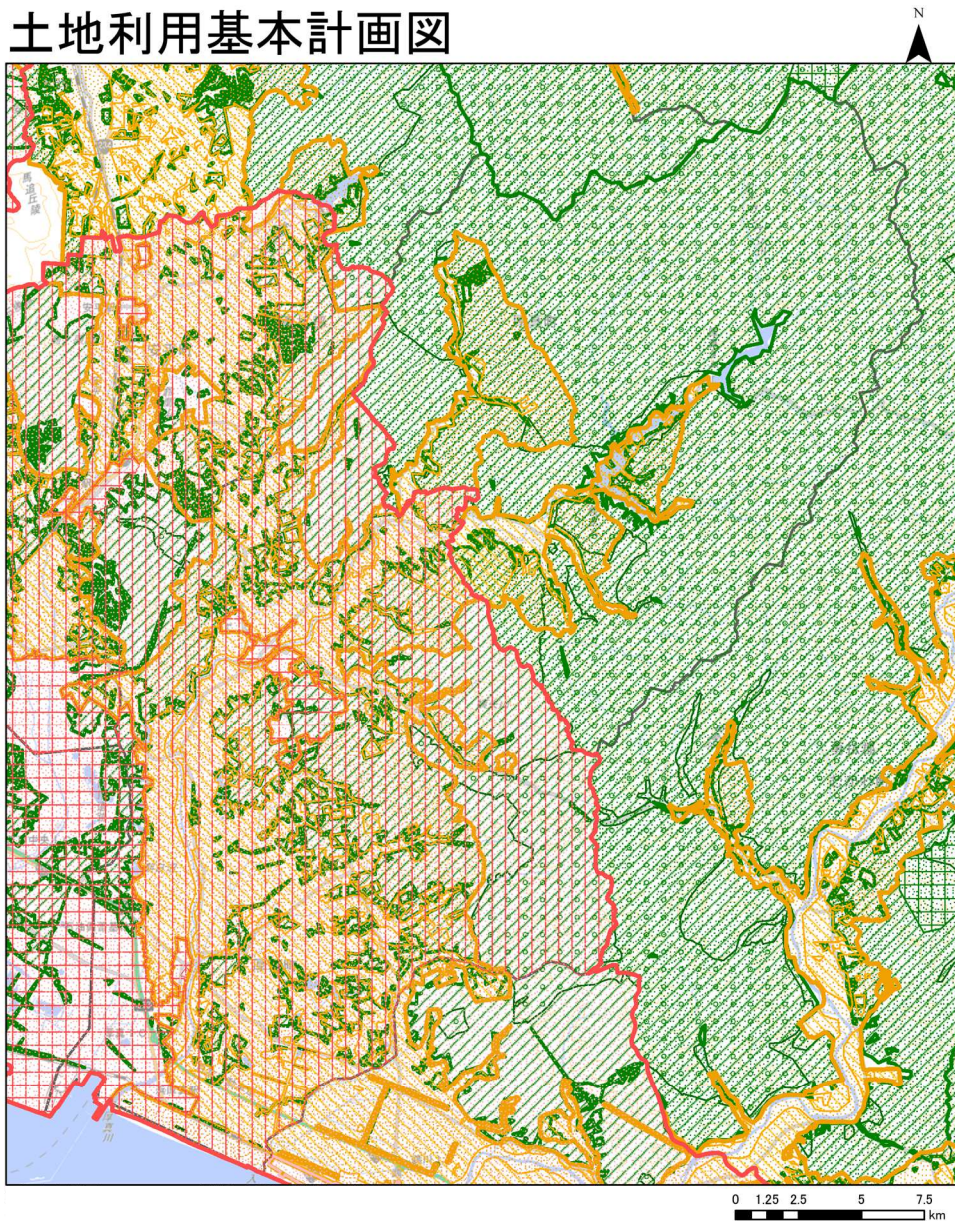
土地利用の状況は、保安林を含むその他と山林で合わせて約8割を占めています。

地目	総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積(km ²)	404.61	33.32	26.10	5.49	0.00	0.35	125.85	2.99	9.44	7.64	193.43
比率	100.0%	8.2%	6.5%	1.4%	0.0%	0.1%	31.1%	0.7%	2.3%	1.9%	47.8%

出典：令和4年度 固定資産の価格等の概要調書

※地目別「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等、「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等である。

土地利用基本計画図



都市地域	農業地域	地域森林計画対象民有林	特別保護地区
市街化区域	農用地区域	保安林	自然保全地域
市街化調整区域	森林地域	自然公園地域	原生自然環境保全地域
その他の用途地域	国有林	特別地域	特別地区

出典：国土交通省 土地利用調整総合支援ネットワークシステム

1-1-1 都市計画の概要

1-1-1-1 市街化区域と市街化調整区域

都市計画区域では、計画的な市街化を図るため「市街化区域」と「市街化調整区域」が定められています。また厚真町の市街化区域は都市計画区域のほぼ中心と苫小牧と接する太平洋側の二つに分かれて指定されており、都市計画区域面積に占める割合はおよそ1割ですが、人口は約6割強を占めています。

(人口：令和2年国勢調査、都市計画基礎調査より算出)

	面積 (ha)	面積の割合	人口 (人)	人口の割合
都市計画区域	21,449		4,373	
市街化区域	2,225	10.4%	2,807	64.2%
市街化調整区域	19,224	89.6%	1,566	35.8%

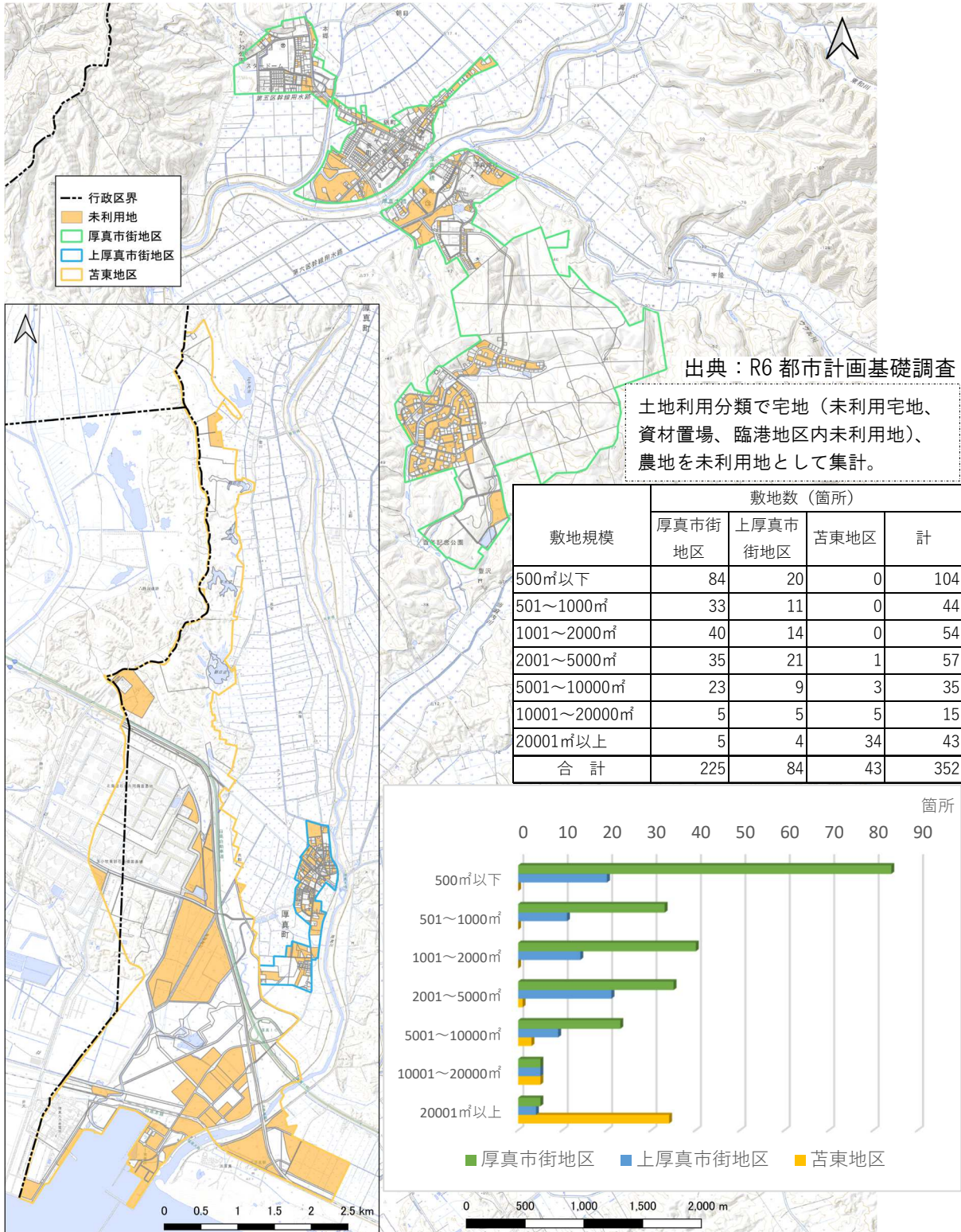


1-11-2 市街地内未利用地の状況

令和6年に実施された都市計画基礎調査では、市街化区域内に多数の未利用地が存在することが確認されています。

厚真市街地区では500㎡以下の小規模な区画のものが多く、大規模工業基地である苫東地区は20,000㎡以上の未利用地が30箇所以上存在している状況です。

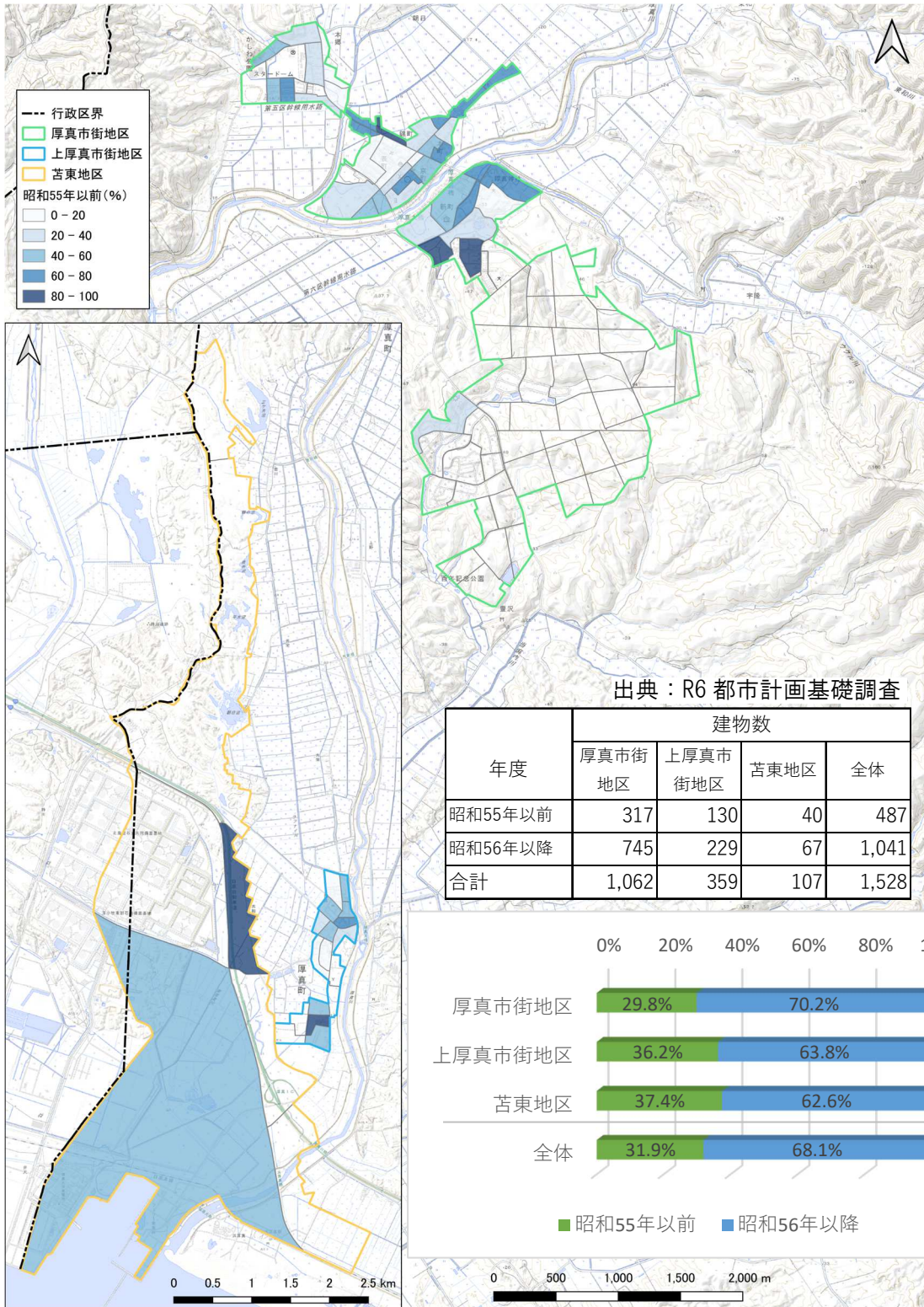
未利用地面積は、厚真地区は約60ha、上厚真地区は約32haです。



1-1 1-3 市街地内の建物老朽状況

住宅の建築時期は、建築後40年以上経過した新耐震基準前の昭和55年以前が487戸で31.9%となっており、H27調査時の36.5%より減少しているものの、全道値17.9%（令和5年住宅・土地統計調査値）よりも依然として高く、住宅の老朽化が進んでいます。

厚真・上厚真市街地区は新規の宅地開発が行われた地区を除いて、老朽住宅が各所にみられる結果となっています。





1-1-1-4 市街地内空き家の状況

市街地内の空き家の状況についてみると、83戸が存在し、全町246戸に占める割合は約34%となっています。

地区別では、本郷、豊沢、上厚真地区が多くなっており、再生や利用見込みのあるものが、83%となっています。

地区	空き家	特定	倒壊	老朽	再生	利用
京町	3	0	0	0	1	2
共和	2	1	0	0	1	0
上厚真	18	3	0	2	9	4
新町	12	0	0	2	7	3
朝日	3	0	0	1	2	0
豊沢	23	0	0	1	8	14
本郷	21	0	0	3	10	8
本町	1	1	0	0	0	0
市街化区域を含む地区の合計	83	5	0	9	38	31
全体	246	14	25	22	121	64

出典：令和6年度 厚真町調査

利用・・・そのまま利用可能

再生・・・修繕すれば利用可能

老朽・・・修繕不可能のため利活用不可能

倒壊・・・特定空き家に認定直前のため利活用不可能

特定・・・特定空き家のため利活用不可能

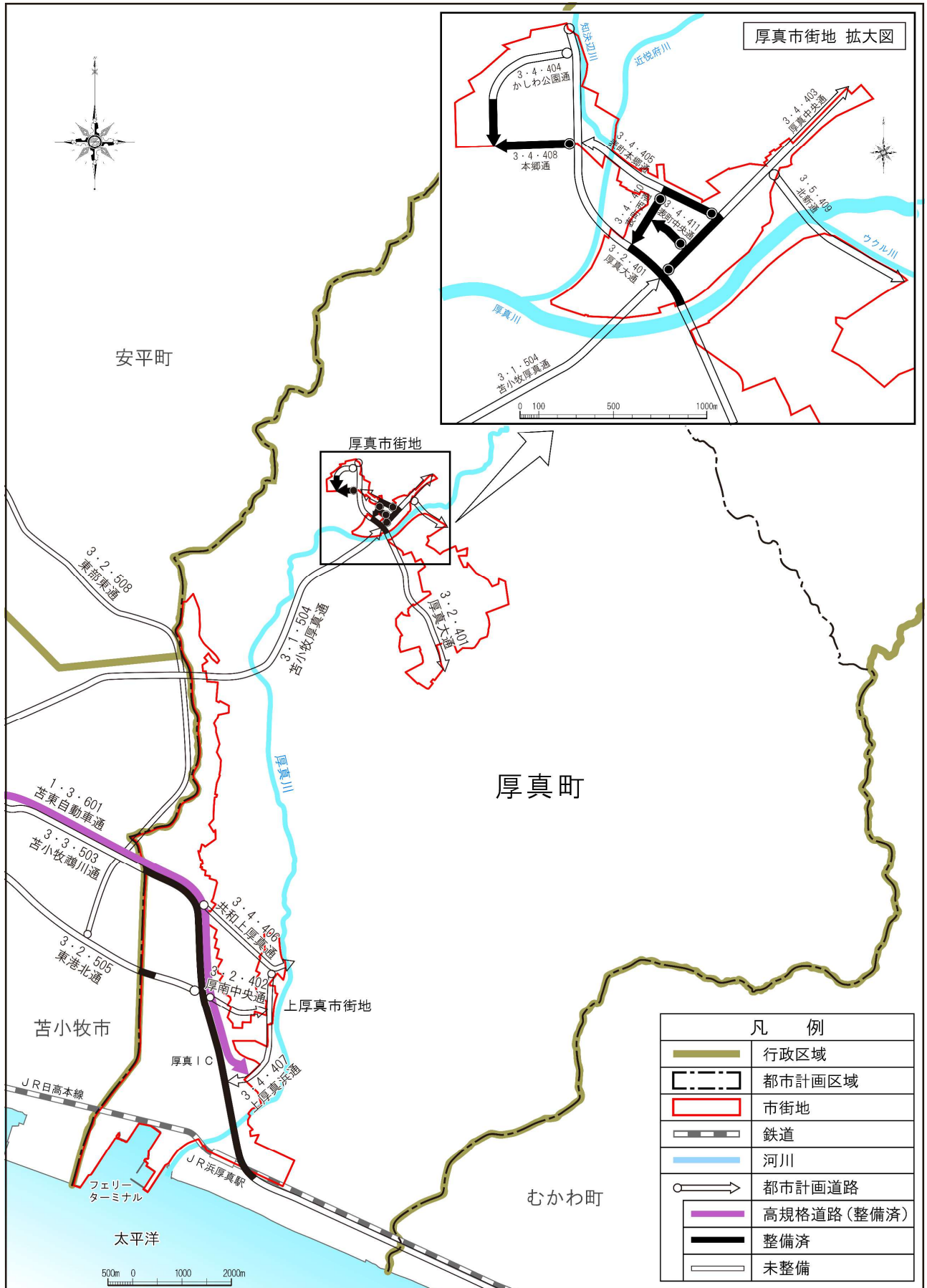
1-1-1-5 都市計画道路の整備状況

都市計画道路の指定状況は、16路線、計画延長39,080mが都市計画決定されており、令和6年3月現在の整備状況は、都市計画決定されている総延長に対して約42%となっています。なお、「東部東通」や「共和上厚真通」などは、既に全区間供用されていますが、都市計画決定の内容に基づく整備状況ではないため、都市計画道路としての整備率は0%となっています。

都市計画道路			令和6年3月現在	
名称	計画延長 (m)	整備済延長 (m)	道路としての整備	
			整備済延長 (m)	
1・3・601 苫東自動車通	約 4,550	4,550 (100)	4,550 (100)	
3・1・504 苫小牧厚真通	約 5,400	0 (0)	4,100 (76)	
3・2・401 厚真大通	約 4,810	360 (7.5)	4,280 (89)	
3・2・402 厚南中央通	約 1,380	0 (0)	0 (0)	
3・2・505 東港北通	約 1,910	1,910 (100)	1,910 (100)	
3・2・508 東部東通	約 280	0 (0)	280 (100)	
3・3・503 苫小牧鷗川通	約 10,470	7,780 (74)	10,470 (100)	
3・4・403 厚真中央通	約 1,390	410 (29)	1,390 (100)	
3・4・404 かしわ公園通	約 810	270 (33)	810 (100)	
3・4・405 表町本郷通	約 840	300 (36)	840 (100)	
3・4・406 共和上厚真通	約 2,530	0 (0)	2,530 (100)	
3・4・407 上厚真浜通	約 2,770	0 (0)	2,770 (100)	
3・4・408 本郷通	約 430	430 (100)	430 (100)	
3・5・409 北新通	約 950	0 (0)	450 (47)	
3・4・410 表町西通	約 330	330 (100)	330 (100)	
3・4・411 表町中央通	約 230	230 (100)	230 (100)	
合計	約 39,080	16,570 (42)	35,370 (91)	

※ () 内の数値は計画延長に対する割合 (%)

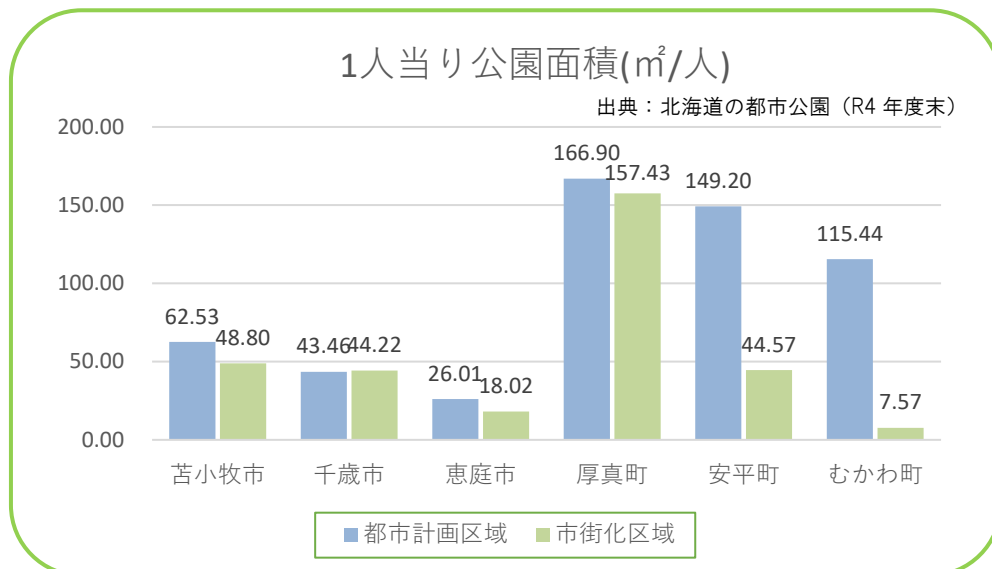
出典：令和6年度 都市計画道路現況調書、厚真町

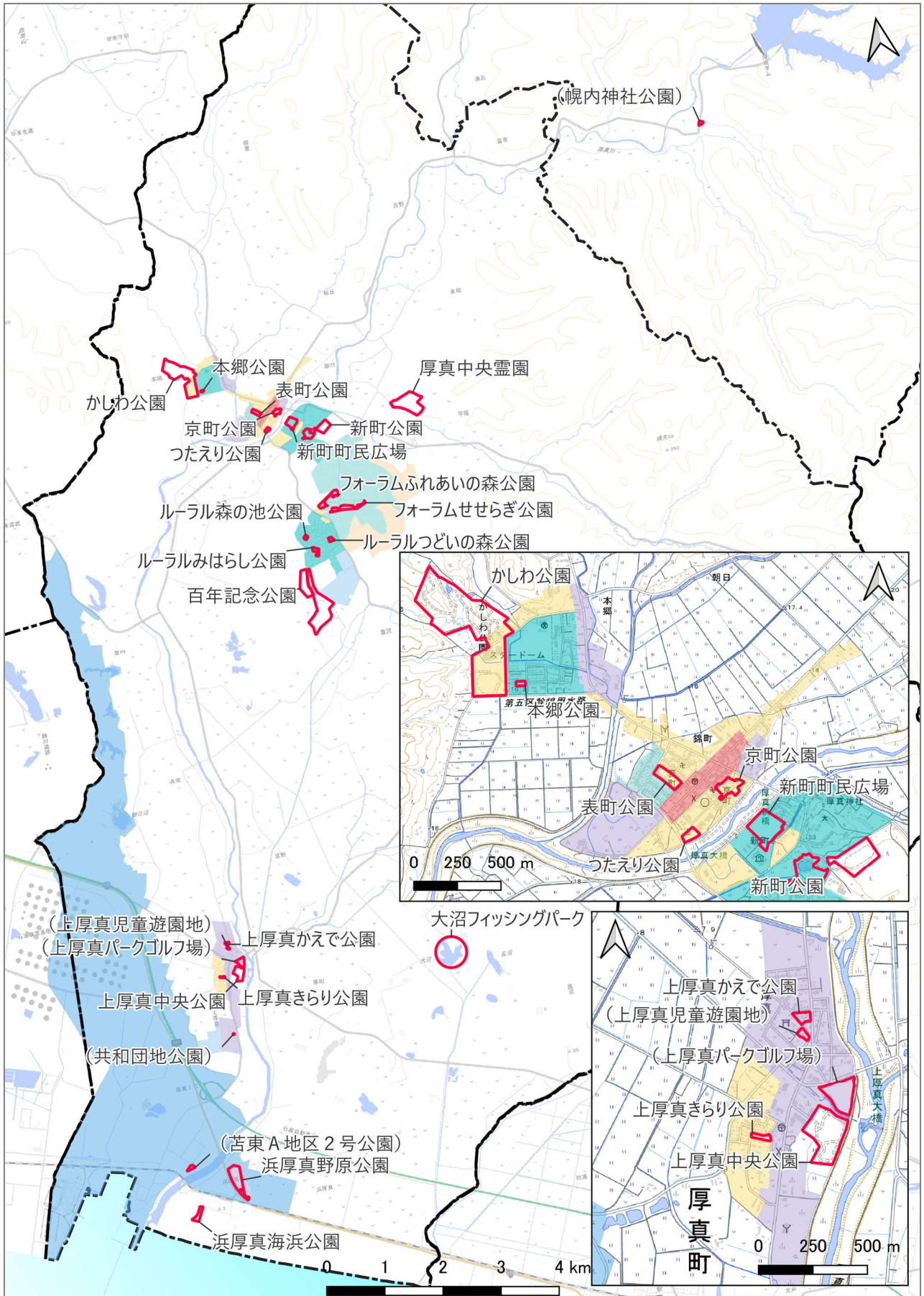


1-11-6 公園の整備面積

百年記念公園、かしわ公園など広大な公園を保有する厚真町の1人あたりの公園面積は、都市計画区域内が166.9 m²/人と近隣市町の平均と比べると約2倍、用途地域内は157.43 m²/人と同様に比べると約5倍と非常に高い値となっています。

種別	番号	名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	
住区基幹公園	2・2・601	本郷公園	0.14	0.14	
		ルーラル森の池公園	0.37	0.37	
		ルーラルつどいの森公園	0.50	0.50	
		ルーラルみはらし公園	0.93	0.93	
		つたえり公園	0.46	0.46	
	2・2・602	表町公園	0.96	0.96	
		上厚真きらり公園	0.18	0.18	
		上厚真かえで公園	0.30	0.30	
	近隣公園	3・3・251	京町公園	1.10	1.10
			新町町民広場	4.50	2.50
地区公園		新町公園	5.50	5.50	
		上厚真中央公園 (上厚真パークゴルフ場を含む)	4.80	4.80	
都市基幹公園	総合公園	百年記念公園	24.20	24.20	
	運動公園	6・5・51 かしわ公園	16.80	16.80	
特殊公園	風致公園	大沼フィッシングパーク	5.60	5.60	
緩衝緑地等	都市緑地	浜厚真海浜公園	1.70	1.70	
		浜厚真野原公園	7.70	7.70	
		フォーラムふれあいの森公園	2.07	2.07	
		フォーラムせせらぎ公園	2.92	2.92	
墓園	3	厚真中央霊園	12.40	2.80	
公園類似施設		上厚真児童遊園地	0.15	0.15	
		共和団地公園	0.06	0.06	
		苫東A地区2号公園	0.65	0.65	
		幌内神社公園	0.40	0.40	

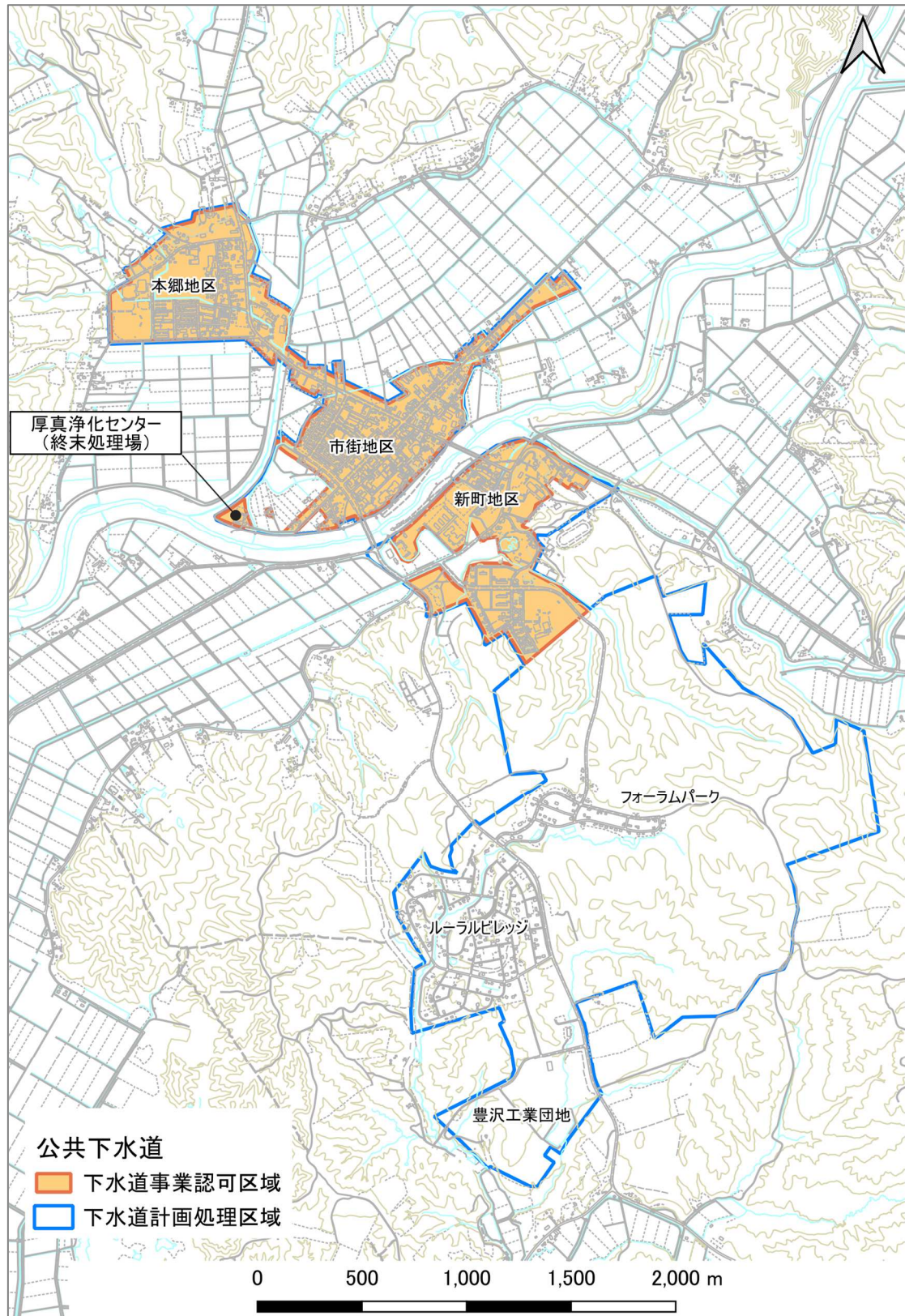




() は公園類似施設

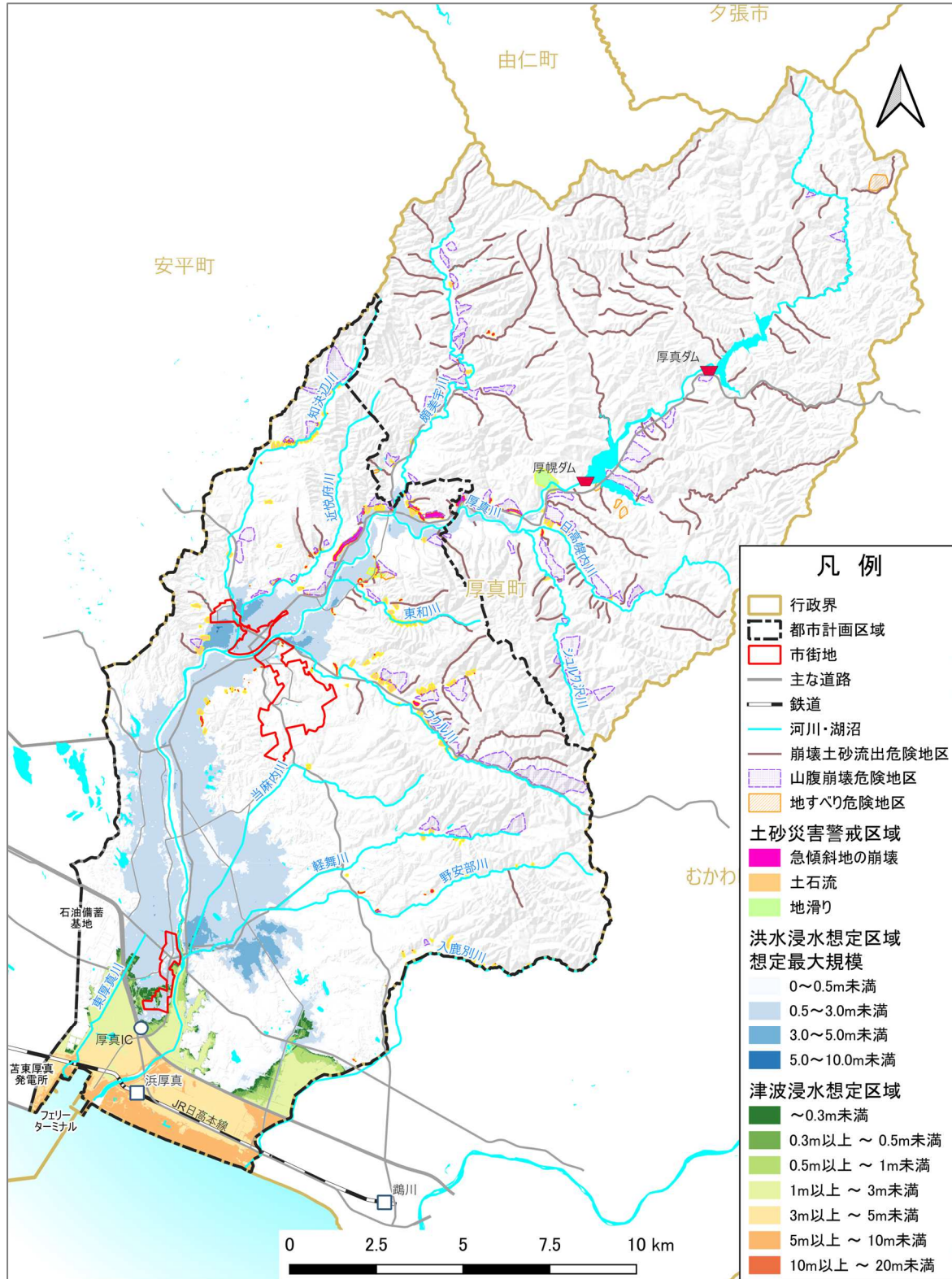
1-11-7 公共下水道の状況

厚真町の公共下水道は、計画処理区域が490ha、令和2年3月31日時点の認可区域は139haとなっており、厚真市街地のみの計画となっています。



1-11-8 災害ハザードの状況

厚真町は海に面しており、浜厚真地区は津波のリスクがあります。また厚真川が町の南北を縦断しており、市街地における浸水被害のリスクがある状況です。



1-1-2 町民意向調査の概要

■調査の方法

- ・調査対象区域：全町
- ・調査対象数：1,000人（15才以上の町内在住者から無作為に抽出）
- ・回収方法：返信郵便による回収、及びWEB回答
- ・実施期間：令和6年11月20日～令和6年12月16日

■回収状況

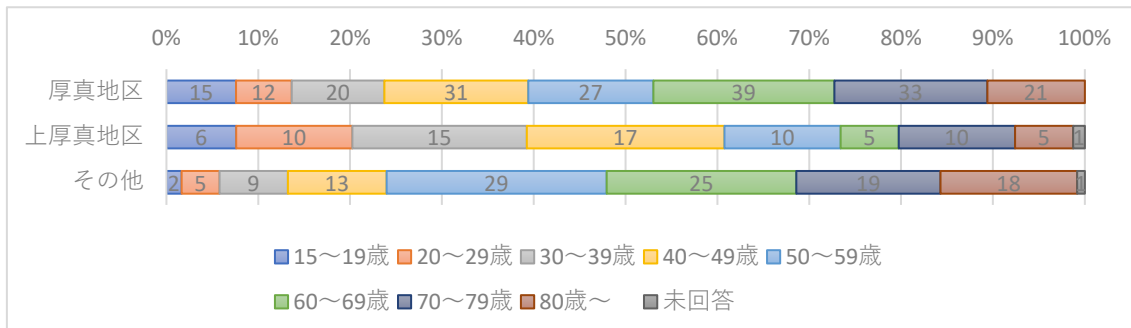
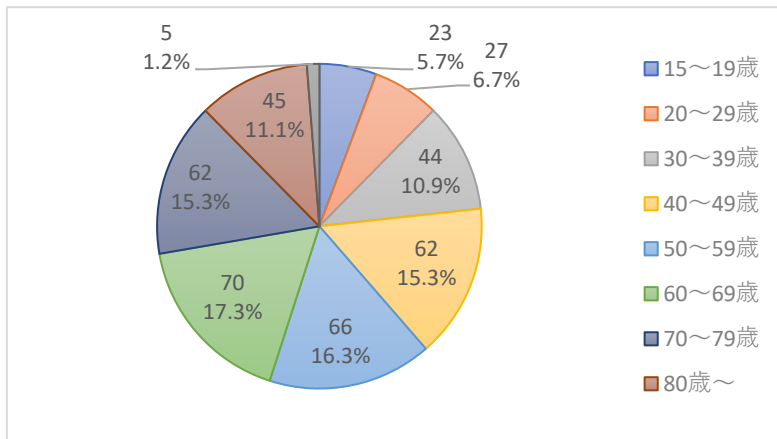
- ・返信郵便返信 243人、WEB回答 161人 計404人（回収率40.4%）

1-02 年齢

60～69歳が一番多く17.3%であり、60歳以上が44.7%となりました。

15～19歳、20～29歳以外は10%を超えており、各年齢別に万遍なく回答いただけています。

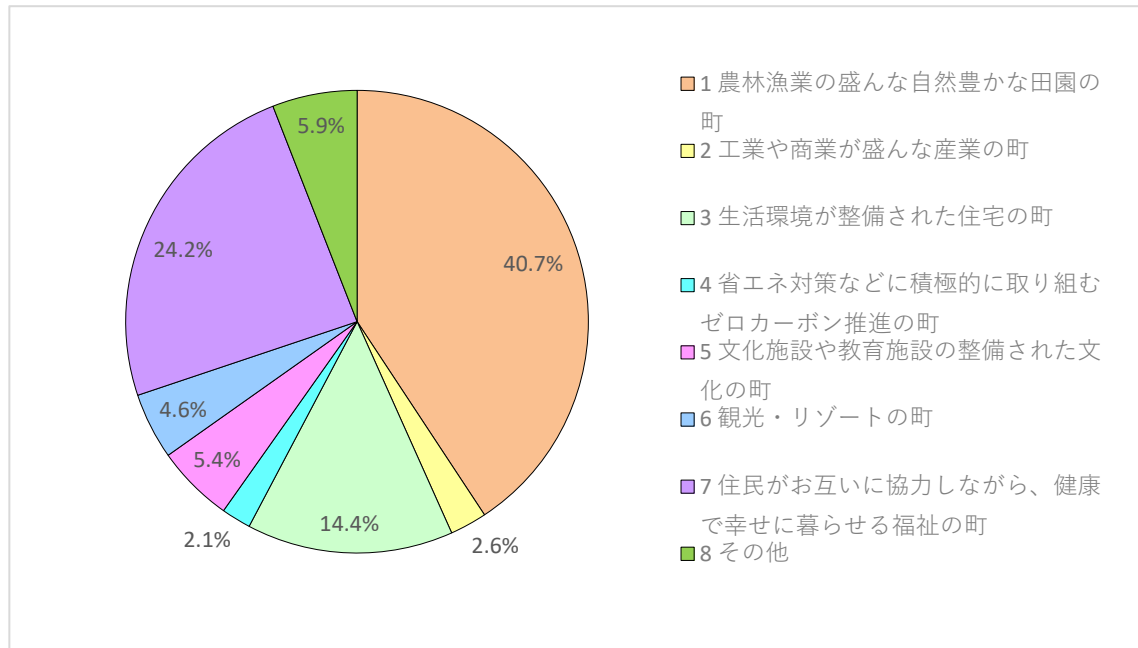
地区別では、上厚真地区の年齢比率がかなり若く、49歳以下で約6割に達しています。



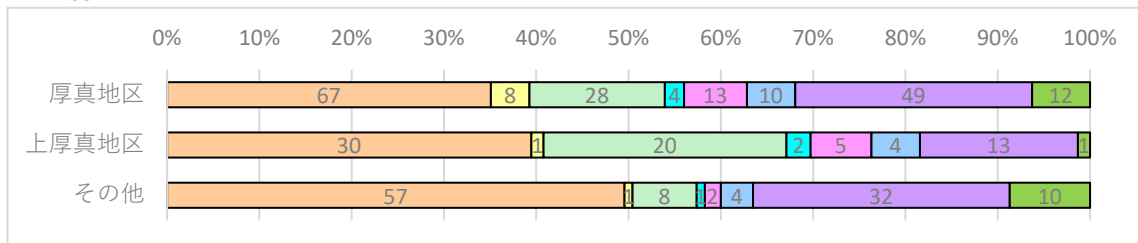
設問 6-01 これから厚真町がどのようなイメージの町に発展することをお望みですか。

「1. 田園の町」が40.7%で最も多く、次に「7. 福祉の町」、「3. 住宅の町」が続きました。前回の調査では住宅の町の比率が伸びましたが、今回は福祉の町が伸び、上位3項目は前々回と同じ順番となりました。

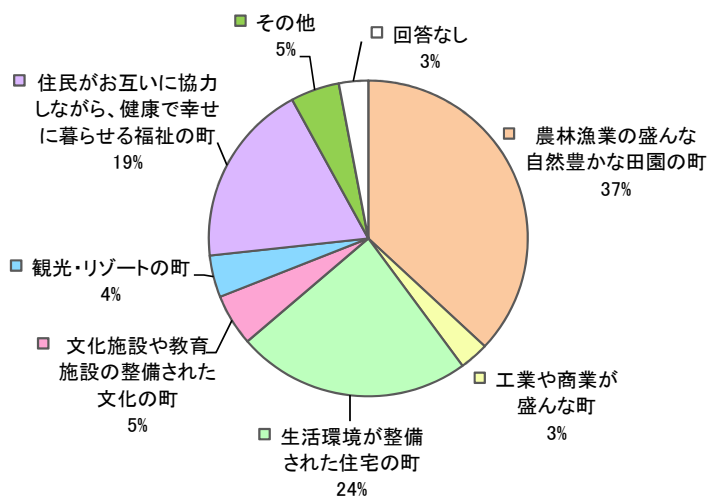
また、上厚真地区では「住宅の町」が2番目となっています。



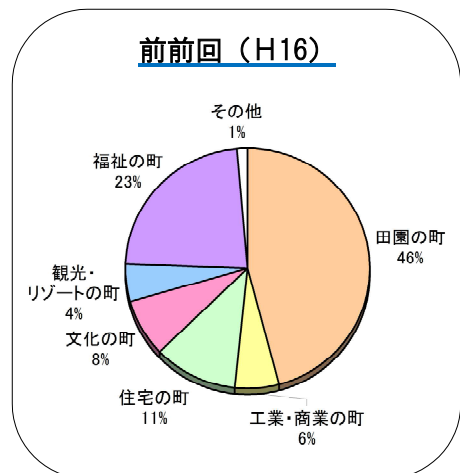
地区別



前回 (H29)

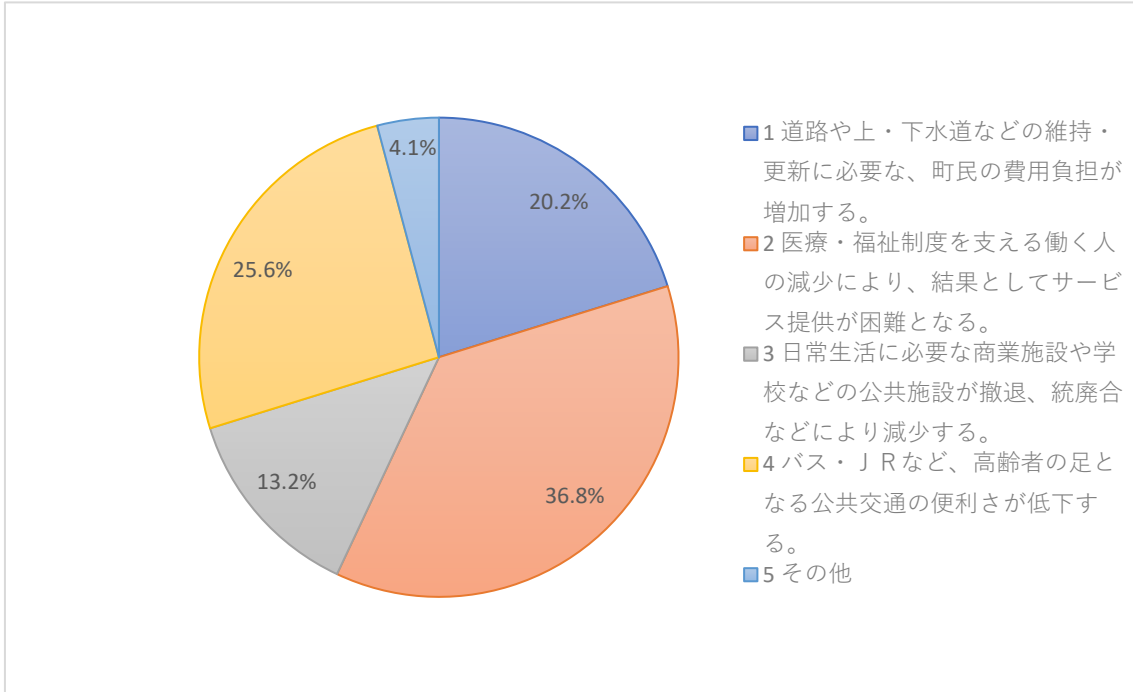


前前回 (H16)



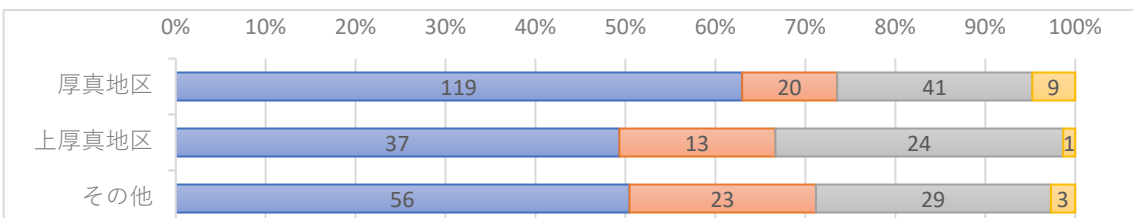
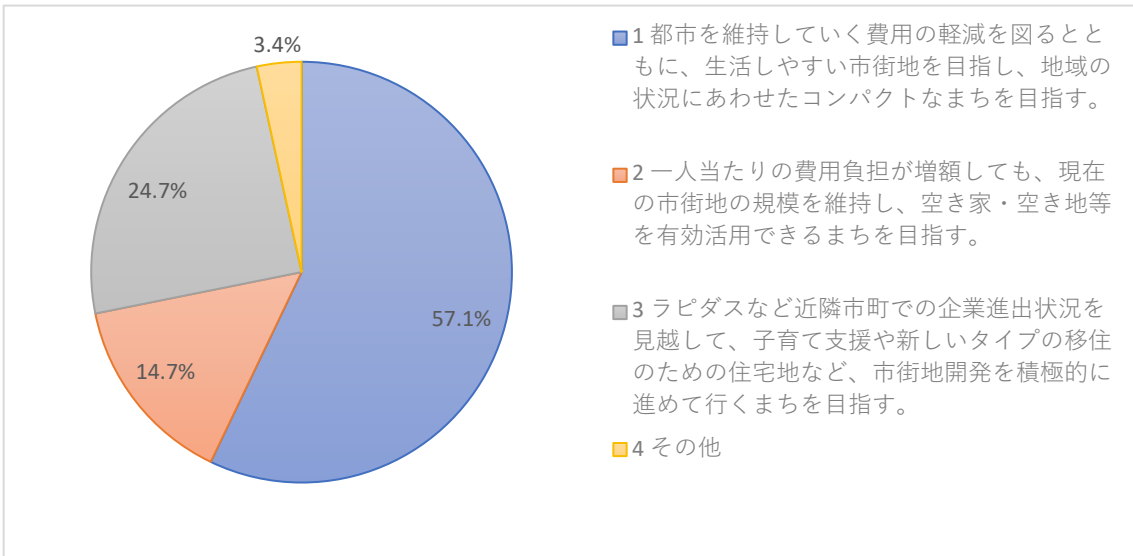
設問 6-02 今後の人口減少や高齢化を想定した場合、生活する上で最も不安に思われるのはどのようなことですか。

「2. 医療・福祉に関する不安」が36.8%で一番多く、次に「4. バス・JRなどの公共交通の不安」が25.6%と続きました。



設問 6-03 今後の人口減少や高齢化を想定した場合、「市街地のあり方（市街地の規模）」について

市街地の在り方については、「1. コンパクトなまち」が57.1%と半分以上になりました。次に市街地開発を積極的に進めるが24.7%が続きました。



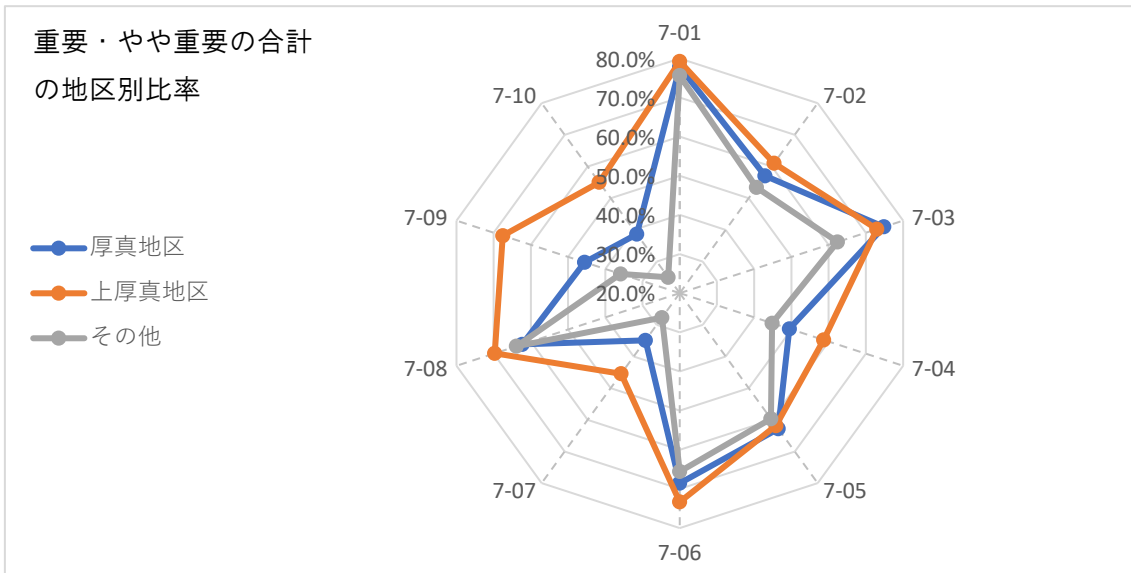
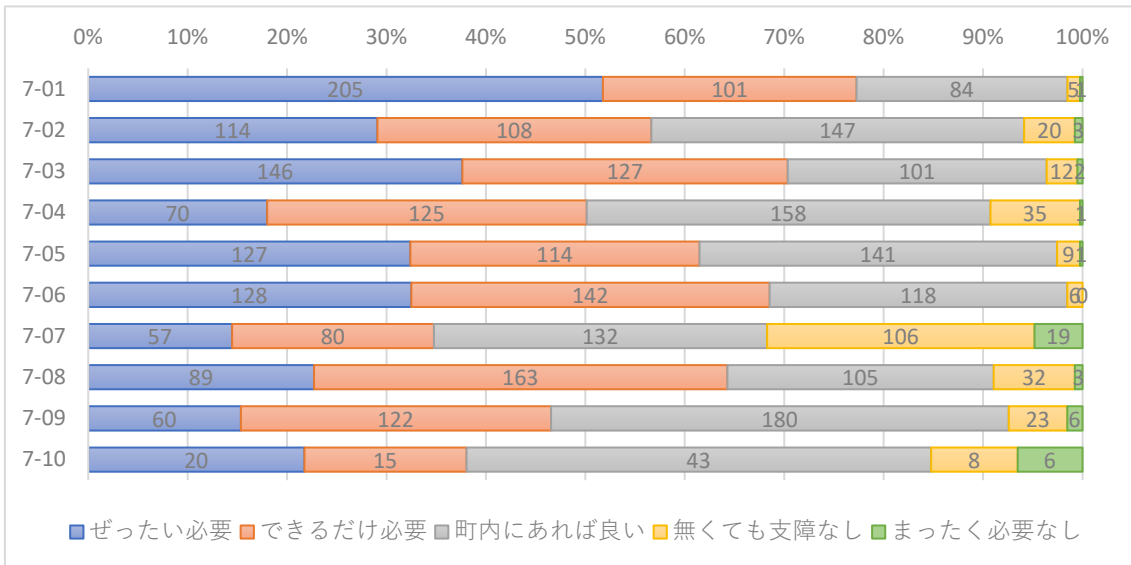
設問 7-01～10 あなたがお住まいの地区、もしくは自宅周辺に「これからも住み続けるために必要となるもの」はどれでしょうか。あなたの考えに最も近いと思われる番号を選んで○印をつけてください。

ぜったい必要、できるだけ必要の合計では、「7-01 医療・福祉施設」、「7-03 行政施設」、「7-06 サービス施設」の3項目で7割前後が必要と考えています。

一方、「7-07 大型商業施設」は必要の割合が比較的低いものとなっています。

その他の施設では、遊戯施設、道の駅が多く上がっています。

7-01	病院、診療所などの医療施設や、高齢者・子育てなどの福祉施設
7-02	幼、小、中、高などの教育施設や、図書館・博物館などの文化施設
7-03	災害にも対応する役場などの行政施設
7-04	公園・広場や緑豊かな緑地など
7-05	銀行、郵便局などの金融施設
7-06	コンビニ、日用品などの物販施設や、理美容院や飲食店などのサービス施設
7-07	スーパーなどの大型商業施設
7-08	身近なバス停
7-09	公営住宅やアパート、貸家などの住宅施設
7-10	その他の施設

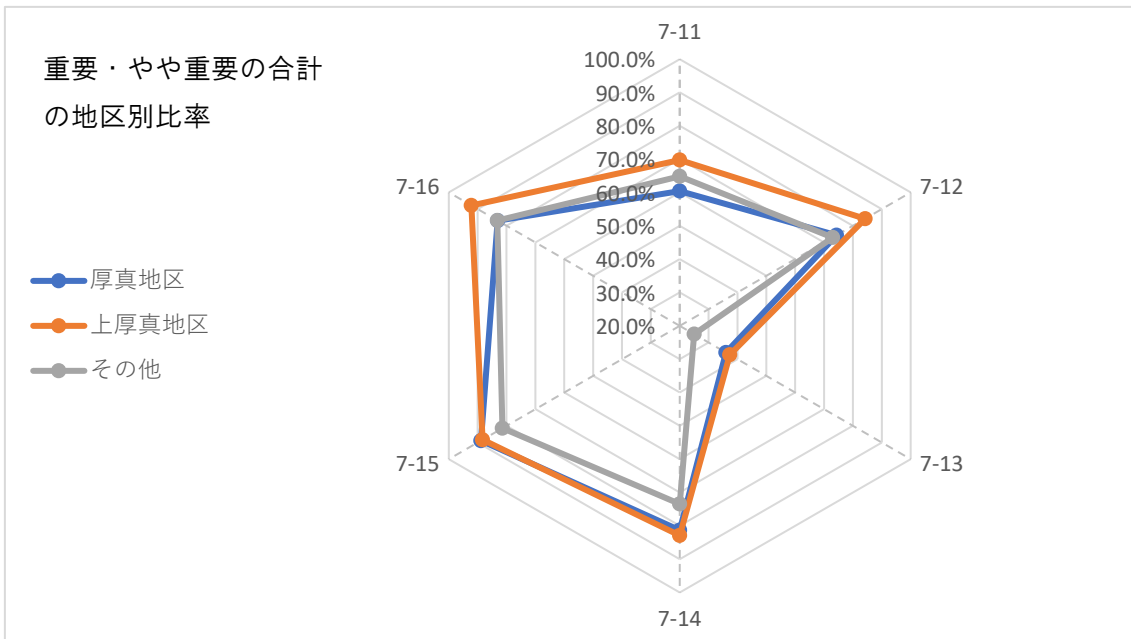
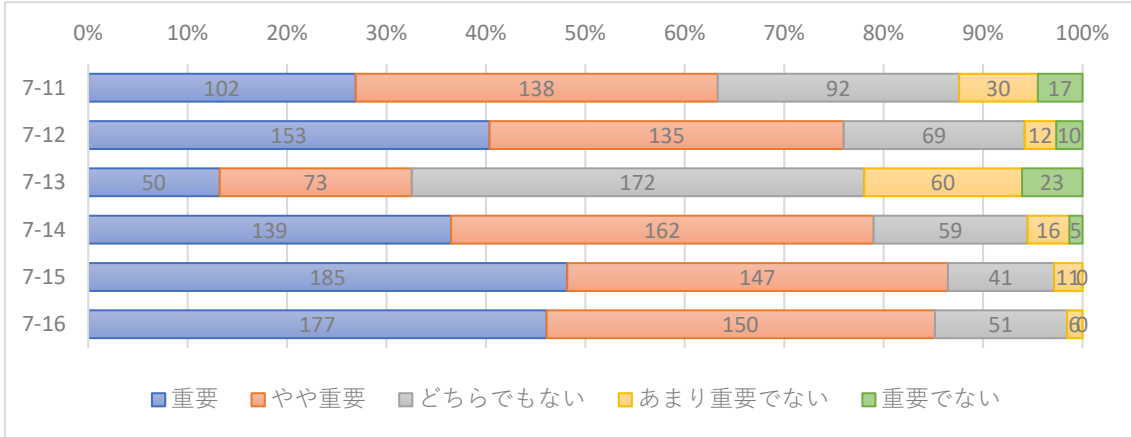


設問 7-11～16 あなたがお住まいの地区の「これからの道路」について重要となるものをお聞きます。以下の設問で、あなたの考えに最も近いと思われる番号を選んで○印をつけてください。

重要、やや重要の合計では、「7-15 除雪がされた歩道」、「7-16 防災避難路の整備と周知」が、8割強を占めています。

一方、「7-13 行き止まり道路の解消」が低くなっています。

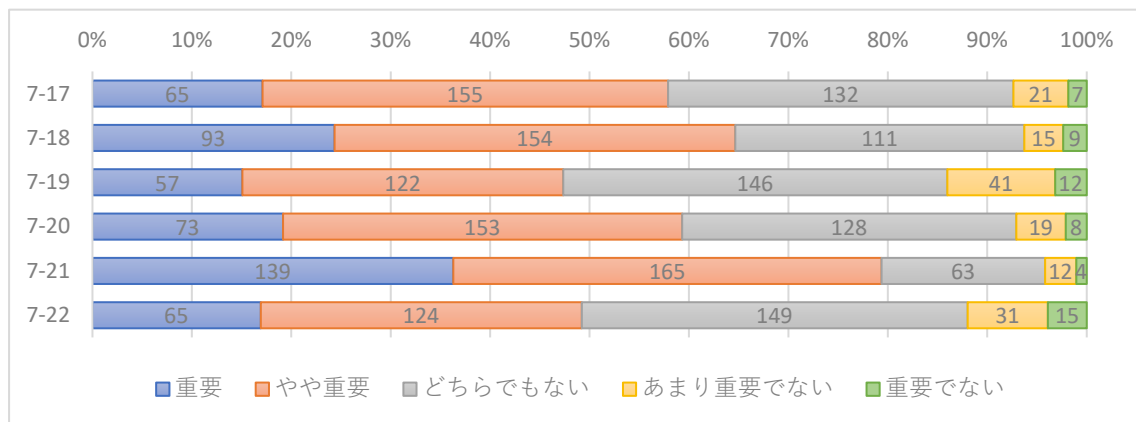
7-11	未整備な幹線道路の整備
7-12	危険な交差点の解消
7-13	行き止まり道路の解消
7-14	歩行者の安全を考慮した歩道の整備
7-15	除雪がされた歩道
7-16	防災避難路の整備と周知



設問 7-17～22 あなたがお住まいの地区の「これからの公園・緑地」について重要となるものをお聞きします。以下の設問で、あなたの考えに最も近いと思われる番号を選んで○印をつけてください。

重要、やや重要の合計で見ると、これからの公園については、「7-21 災害対応」、「7-18 誰もが休憩しやすい」の割合が高いものとなっています。

7-17	公園を利用する人の意見を取り入れ地域の特色を生かした施設整備を行う
7-18	誰もが休憩しやすい、ベンチ、水飲み場、トイレ等を整備する
7-19	緑の多い公園として、植栽が充実した整備を行う
7-20	地域の催し・行事がしやすい公園とする
7-21	避難場所等の災害対応に活用できる公園とする
7-22	地域住民が公園を維持管理していく仕組みづくり

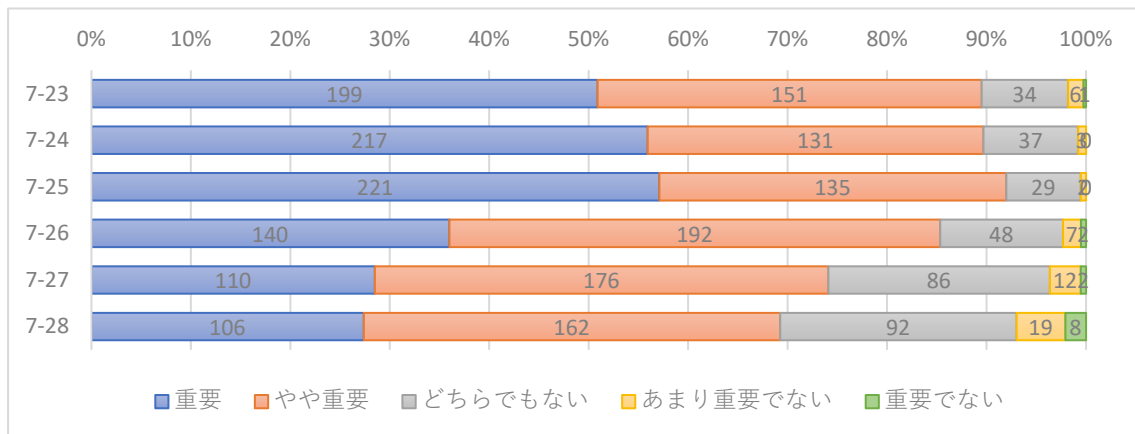


設問 7-23～28 あなたがお住まいの地区の「これからの居住環境対策」で重要となるものをお聞きします。以下の設問で、あなたの考えに最も近いと思われる番号に○印をつけてください。

「7-23 防犯対策」、「7-24 防災対策」、「7-25 風水害対策」が、重要で5割強、やや重要を合わせると、約9割を占めています。

「7-26 環境美化」、「7-27 空き家・空き地対策」、「7-28 自治会活動等」はやや重要の占める割合が多くなっています。

7-23	地域の防犯対策
7-24	地震・津波・噴火等の防災対策
7-25	土砂災害・風水害・大雪対策
7-26	ゴミ・草刈り等の環境美化
7-27	空き家・空き地対策
7-28	自治会活動の充実や行政が支援する仕組みづくり





1. まとめ

- ・今回のアンケート回答者についてみると、年齢別では、各世代ほぼバランスのとれたものとなっていますが、地区別では、上厚真地区が比較的若い階層、その他の地区が高齢階層の占める割合が高い結果となりました。
- ・これからのまちのイメージでは、全町で「田園の町」の割合が一番高く次に福祉の町となりましたが、上厚真地区では、2番目に「住宅の町」となりました。
- ・今後の不安では医療福祉に関する割合が高いものとなっています。
- ・市街地の在り方では、厚真地区がコンパクトなまちの占める割合が高いのに対し、上厚真地区は市街地開発の割合が他の地区に比べて高いものとなりました。
- ・身近に必要な施設では、全体で医療福祉の占める割合が高いものとなっていますが、厚真地区は都市機能施設、上厚真地区では、生活関連施設の割合が高いものとなっています。道路については、上厚真地区で危険な交差点の解消や、避難路の確保の割合が高くなっているのが特徴です。公園については、災害対応の占める割合が高いものとなっており、道路と合わせて災害への関心の高さが伺えます。
- ・今回、地区毎の特徴を把握できたことから、まちづくりの方向性についての検討の貴重な資料となると考えます。



1-1-3 上位計画・関連計画等の概要

本計画においては、以下に示す上位計画と関連計画と、国や北海道が示した都市づくりの方向性を、将来のまちづくりの目標や都市像及び基本方針を設定する上での指針とします。

1. 上位計画

- (1) 第5次厚真町総合計画（令和8年6月予定）
- (2) 苫小牧圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）
- (3) 厚真町第3期地方創生総合戦略（令和8年3月）

2. 関連計画

- (1) 厚真町空家等対策計画（令和8年3月）
- (2) 厚真町公共施設等総合管理計画（令和8年3月）
- (3) 厚真町地域防災計画（令和3年3月）
- (4) 東胆振定住自立圏共生ビジョン（令和7年4月）
- (5) 厚真町特定居住促進計画（令和8年3月）
- (6) 厚真町国土強靱化計画（令和8年3月）

3. 国及び北海道における都市づくりの方向性

- (1) 国土のグランドデザイン2050（平成26年7月公表）
- (2) 改正都市再生特別措置法（平成26年8月施行）
- (3) 「北の住まいるタウン」の基本的な考え方（北海道 令和4年10月）
- (4) 苫小牧東部開発新計画（北海道開発庁 平成7年8月）



1-13-1 上位計画

(1) 第5次厚真町総合計画：令和8年6月予定（関連事項の抜粋）

項目	内容
計画期間	令和8年度（2026）～令和17年度（2035）
町の将来像 （検討中）	（案1）田園の風が誘う 挑戦と誇りを育むまち あつま （案2）暮らしを楽しみ、挑戦を誇りに。田園の風に包まれ、人とまちが育ち合うあつま
基本目標	育（はぐくむ） 質の高い教育・保育の提供、生涯学習の選択肢の保証、文化・スポーツ活動の充実、官民学連携による人材の確保・育成 健（すこやか） 地域包括ケアシステムの充実、インクルーシブな社会の実現、必要な医療へのアクセス確保 業（なりわい） 市場環境の変化に左右されない安定した経営の確立、持続可能な資源管理、地域資源を活用した販路開拓、域内経済循環の促進 暮（くらし） インフラや公共施設の適切な維持管理、環境負荷の軽減、魅力的な居住環境の整備、防災・危機管理体制の強化、町民共創によるまちづくり 拓（ひらく） 効率的で効果的な施策・事業への束ね、先端技術の有効活用、組織ガバナンスの強化、職員のWell-Being向上
目標人口	4,010人（令和17年）
以下関連事項抜粋	
3-13. 都市機能の最適化	<p>公共施設の総合管理、公園管理、地域公共交通対策、DXの推進、ユニバーサルデザイン化により、快適な都市機能を提供します。技術職員の確保・育成、デジタル化の推進、公共施設・公共交通の最適化を通じて、持続可能で効率的なまちづくりを進めます。すべての町民が安心・安全・快適に暮らし、楽しめる環境を整備し、生活満足度の向上を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の総合管理 ○公園管理と利用啓発 ○地域の公共交通対策 ○技術職志望者の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・先端デジタル技術の体験 ・業務説明会、出前授業 ・地元企業の紹介 ○DXの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ維持のデジタル化 ・電子決済の導入 ・申請のオンライン手続き化 ・事務の自動化 ・職員のデジタルリテラシー向上 ○デジタル防災の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時や障害児も安心して利用できる環境の構築 ・イントラネットの構築 ・衛星通信端末の配備 ・テレビ共聴施設の設置 ○ユニバーサルデザイン（UD）化 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設・道路公園の整備
3-14. 人と自然にやさしい循環型社会づくり	<p>環境保全の啓発、ゼロカーボンの推進、堆肥化の促進、官民連携の推進により、自然を大切にしている生活習慣を定着させます。自然資本を活かした商品・サービスの増加、循環型事業の創出、遊休建物の再利用促進を通じて、豊かな里山や生物の維持・回復を図ります。循環型の暮らしをまちの風景とし、新たな価値を創造する持続可能な社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○官民連携の推進 ○企業版ふるさと納税の周知 ○環境保全の啓発 ○堆肥化の促進 ○分別カレンダーの配布 ○環境対策の対話 ○ゼロカーボンの推進



<p>3-15. 住まい方の充実・定住促進</p>	<p>公的賃貸住宅の再編と集約化、遊休空間の利活用促進、土地区画管理の適正化、住宅管理の適正化により、町民の暮らしやすさを向上させます。まちを楽しめるお店や施設の増加、多様なコミュニティの形成、建築・不動産の専門人材の確保を通じて、地域への居留意欲を高めます。誰もが満足できるきれいで楽しい住環境を整備し、定住人口の増加を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家・空き地対策 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等対策推進事業 ・中間管理住宅整備事業 ・登記費用に関する補助 ・区画整備推進事業 ○安心・安全な省エネ住宅の推進 ○空き家バンクの整備 ○住まいの相談窓口 ○技術者採用の強化 ○移住者希望への支援 ○外部心材の受入れ <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊員の活躍 ○関係人口の創出 ○公営住宅等の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・公共住宅維持補修事業
<p>3-16. 防災・危機管理能力の強化</p>	<p>災害・危機管理計画の策定、防災備蓄品の整備、地域住民主導による防災力の強化、情報伝達力の強化、避難施設・経路の整備により、個人の防災力と地域力を向上させます。防災 DX の推進、防災組織の交流促進を通じて、住民の災害レジリエンスを高め、暮らしの再建や復旧・復興の迅速化を図り、一人ひとりが安心できる災害に強いまち・ひとづくりを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害・危機管理計画の策定 ○防災備蓄品の整備 ○胆振東部地震の教訓の伝承 ○地域住民主導による防災力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災人材育成 ○防災組織の交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ・住民・関連企業等との意見交換会の開催 ○情報伝達力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報の伝達推進 ・防災行政無線の管理 ・防災行政無線の整備 ○防災DX推進 ○避難施設経路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・津波防災地域づくり推進 ・防災コミュニティセンター維持管理 ・防災備蓄倉庫維持管理
<p>3-17. 町民共創による安心・安全なまちづくり</p>	<p>自治会等の活動推進、住民活動の推進、ふるさと教育の推進、文化交流施設・広場の整備、学校運営協議会の運営により、地域住民同士のつながりを拡大します。地域課題解決の主体育成、共助意欲の向上、移動手段の確保を通じて、地域に暮らす人々の精神的豊かさとまちへの愛着を高めます。住民同士が自ら手を取り合い、助けあえる地域の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会等の活動推進 ○住民生活の推進 ○ふるさと教育の推進 ○文化交流施設・広場の整備 ○福祉センターの改修 ○学校運営協議会 ○畜犬・野犬の対策 ○広聴機能の充実 ○スクールバス・デマンド交通等の運行

(2) 苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：令和3年3月告示
(関係事項の抜粋)

項目	内容
目標年次	令和12年
都市計画区域の範囲	行政区域の一部 約 21,449 ha
都市づくりの基本理念	<p>厚真町は、基幹産業である農業の振興を重視しつつ恵まれた立地を活かし、豊かな自然環境と調和した魅力ある住宅地の形成を図ってきた。</p> <p>今後も、恵まれた地域資源を最大限に活かし、第1次産業の生産力が維持され第2次産業・第3次産業と連携することで地域内循環を生み、住民が安心して暮らし続け、町外から人が訪れ多くの方が定住し、すべての住民が幸せを実感できるまちを目指している。また、平成30年9月6日に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」により、本区域東部を中心に甚大な被害を受けたことから、震災からの早期復興を進める。</p>
区域区分の有無	<p>今後も農林漁業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。</p>
1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	<p>(1) 主要用途の配置の方針</p> <p>人口の減少、少子高齢社会など、都市をとりまく環境の変化に対応し、コンパクトで地域の特性を生かしたまちづくり、低炭素型都市構造への転換を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のように配置する。</p> <p>① 住宅地</p> <p>一般住宅地は、中心商業業務地の周辺、都市内幹線道路沿道及び土地区画整理事業や開発行為等により計画的に整備された住宅地に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住環境の形成・保全を図る。</p> <p>専用住宅地は、豊沢地区、新町地区及び本郷地区に配置し、低層専用住宅地として良好な住環境の形成を図る。用途の純化や必要に応じて地区計画制度等の活用をすることにより、地区の特性に応じた良好な住環境の形成を図る。</p> <p>苫小牧東部地域における産業空間の展開に応じ必要となる住宅地については、住宅需要や土地利用の動向等を勘案し、適切に確保する。</p> <p>② 商業業務地</p> <p>厚真中央地区については、地域商業業務地として、地域住民のための生活利便施設等の積極的な誘導を図る。小売店やサービス業などが立地する主要幹線道路沿道は、沿道商業業務地として周辺住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の立地を誘導する。</p> <p>③ 工業・流通業務地</p> <p>一般工業地については、市街地の幹線道路沿道に配置し、軽工業施設等の集積を図る。苫小牧東部地域については、苫小牧東部開発新計画及び苫小牧港湾計画の土地利用計画等と整合を図り、物流機能、産業機能及び研究開発機能を配置する。一般工業地及び流通業務地については、特別用途地区等の指定により、工業・流通業務地として合理的な土地利用の誘導を図る。</p> <p>苫小牧港については、臨港地区を定め、苫小牧港港湾計画に基づく適切な土地利用を図る。</p> <p>④ 生活拠点</p> <p>京町・新町地区周辺及び上厚真地区に「生活利便施設、公共公益施設、防災関連施設、再生可能エネルギー利活用施設等」を複合的に配置及び集約し災害時の被災者に対応した都市構造の形成を図る。</p> <p>⑤ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <p>新町地区については、宅地造成や震災に伴う公営住宅の建設、社会福祉施設の再建等による市街地整備を予定していることから、用途の純化等により、適正かつ計画的な土地利用を図る。</p> <p>上厚真地区については、公営住宅の建替による集約化や宅地造成等に伴う一般住宅の建設及び震災に伴う公営住宅の建設が進んでいることから、一般工業地から一般住宅地に用途地域を見直し、良好な住環境の形成を図る。</p> <p>(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針</p> <p>住宅地のうち、一般住宅地及び専用住宅地については、それぞれ地区の特性に応じて適切な密度の利用を基本とし、良好な住環境の形成及び保護を図る。商業業務地のうち、地域商業業務地及び沿道商業業務地は、中密度の利用を基本に、地区や幹線道路の特性に応じて適切な密度の利用を図る。</p>

	<p>工業・流通業務地のうち、専用工業地、一般工業地及び流通業務地については、中密度の利用を基本に、工業・流通業務地としての適切な密度の利用を図る。</p> <p>(3) 市街地の土地利用の方針</p> <p>① 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <p>表町ハートフルタウン地区、新町パークタウン地区、豊沢ルーラルビレッジ地区・フォーラムビレッジ地区及び上厚真柏地区等、計画的開発が進められた住宅地については、景観に配慮した良好な居住環境の維持形成を図る。</p> <p>京町地区、本町地区、錦町地区、新町地区、本郷地区及び上厚真地区等の既成市街地の住宅地は、住環境の維持保全を図る。老朽化した公営住宅が立地する本郷地区、表町地区及び上厚真地区については、公営住宅整備事業や個別改良事業等により住環境の維持・改善を図る。これまで良好な居住環境が保たれてきた地区においては、地区計画制度等の積極的な活用により、今後ともその環境の保全を図る。市街化調整区域だけでなく市街化区域内の未利用地においても増加している再生可能エネルギー発電施設について、条例等により良好な住環境の保全を図る。</p> <p>② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <p>市街化区域内にある社寺等で特に歴史的、環境的に良好な自然景観を有している区域は風致の維持を図る。自然的環境を有し、環境の保全、公害及び災害の防止、景観の向上のため特に必要な緑地は、今後も適正な保全を図る。</p> <p>(4) その他の土地利用の方針</p> <p>① 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <p>集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として市街化区域拡大の対象とはしない。</p> <p>② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <p>洪水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化の抑制に努め災害被害の軽減を図る。土砂災害特別警戒区域に指定されている厚真町の吉野地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。平成30年北海道胆振東部地震において砂防指定地等として指定された地区については、居住の抑制に努め災害被害の軽減を図る。</p> <p>③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <p>市街地を取り巻く多くの山林原野等については、住民の憩いの場または自然地として保全を図る。</p> <p>④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</p> <p>苫小牧港の臨海地区については、港湾整備事業が予定されており、同事業の竣工時期にあわせて区域区分、用途地域及び臨港地区の見直しを行い、適切な港湾土地利用及び港湾機能の充実を図る。</p> <p>優良田園住宅等の田園居住やグリーン・ツーリズムをはじめとする都市地域と農村地域や森林地域の新たな交流の促進など、市街地から離れた自然豊かな地域での居住ニーズ等が高まっていることから、農林業との健全な調和と連携を図りながら、必要に応じて地区計画制度や開発許可制度を活用することにより、周辺環境と調和し良好な自然環境を活かしつつ保全する適切な土地利用を図る。</p> <p>人口減少・高齢化の進行等により、本区域の市街化調整区域において空き家が多数発生し、地域活力の低下等の課題が生じていることから、地域の実情に応じて、都市計画法第42条第1項ただし書及び第43条第1項の規定による既存建築物の用途変更の許可制度を活用することにより、観光振興等による地域再生や既存コミュニティの維持を図る。</p>
<p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<p>(1) 交通施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>都市間や空港、港湾及び苫小牧東部地域開発に伴う広域交通と、域内交通の発生集中に対応したネットワークを形成するとともに、「物の流れ」と「人の動き」を把握し、公共交通との適切な役割分担を図り、効率的な総合交通体系の確立に努める。公共交通の充実及び交通結節点の機能強化を図り、公共交通の利用を促進するとともに、バリアフリー化の推進により安心して歩くことができる歩行空間づくり、また、自転車利用を促進するため、自転車道路のネットワークの形成を図る。持続可能な地域公共交通に関する計画を策定し、地域にとって望ましい</p>



公共交通の姿を明らかにするとともに、交通結節点の確保・機能強化に努め、土地利用計画と連携した効率的・効果的な公共交通ネットワークの形成を図る。

大規模地震等の災害に対し、円滑な緊急避難、緊急物資輸送及び救助活動等が広域的に行えるように幹線道路の充実を図る。施設整備にあたっては、交通需要に対応した計画的、段階的整備を行うとともに、安全でうまいのある都市環境の創造に努める。北海道の物流の拠点である国際拠点港湾苫小牧港を有することから、多様な産業を支える工業・流通拠点として、港湾機能の確保及び充実に努めるとともに、広域交通の利便性の向上及びアクセス強化に努める。

苫小牧東部地域においては、周辺市街地及び主要都市との有機的連携を図りながら災害時における人的支援や物資の輸送路の確保として、3・1・504号苫小牧厚真通等の幹線道路の早期整備を図るとともに、段階的な土地利用に対応した都市計画道路の配置を検討する。

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

道央広域連携地域の基軸となる2高速として北海道縦貫自動車道及び日高自動車道（1・3・601号苫東自動車道）を配置する。

主要幹線道路を補完し、地域相互の連絡を確保するため、3・1・3号臨海北通（一般道道上厚真苫小牧線）、3・2・401号（主要道道千歳鶴川線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 港湾

苫小牧港は、国際拠点港湾として、港湾計画に基づき、船舶の大型化と多様化する貨物需要に対応するため、港湾施設の整備を促進し、西港区と東港区が一体となった多様な機能が集積する総合的な港湾機能の形成を図るとともに、大規模地震災害時においても、必要な国内海上幹線物流機能、緊急物資輸送及び緊急避難等の機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画、河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

下水道については、浸水の防除、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び下水道資源の有効利用を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指す。

イ 河川

河川については、自然生態系に配慮しつつ親水空間の創出に努め河川改修を推進するとともに、市街地の開発にあたっては、流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図り、うまいのある都市環境形成に向け総合的な治水対策を推進するとともに、河川環境の保全を図る。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）において95.7%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河川

河川については、市街地の進展に伴う土地利用の変化、市街地の拡大等による流出量の増大に対する治水の安全度の向上に努める。さらに、水と緑のうまいある水辺空間を形成するため、親水機能の向上を図る。

② 主要な施設の配置方針

a 下水道

本区域における都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、厚真公共下水道の表町地区にそれぞれ処理場を配置し、排水区域内にポンプ場及び幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

厚真川の改修を促進するとともに、流域内の各種開発事業などとの調和を図りつつ、総合的な治水対策を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は、次のとおりとする。

浸水被害を軽減するための雨水管整備や、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設の改築更新を行う。厚真川については河川改修を促

	<p>進する。</p> <p>(3) その他の都市施設 都市計画に定められている火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。</p>
<p>3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<p>(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針 新町地区及び上厚真地区は、住宅需要や土地利用の動向等を勘案し、必要に応じて土地区画整理事業等を活用し、土地の合理的利用増進を図る。新市街地及び市街化進行地域については、土地区画整理事業などによる計画的開発を図る。</p> <p>(2) 市街地整備の目標 おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な市街地開発事業は、次のとおりとする。 ・厚真町新町地区(土地区画整理事業等)、厚真町上厚真地区(土地区画整理事業等)</p>
<p>4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p>	<p>(1) 基本方針 まちづくりの理念に基づき、自然、文化、伝統を後世に伝え、勇払原野の豊かな自然との共存を図りつつ、健全で文化的な魅力ある都市づくりを推進するため、環境保全、レクリエーション、防災、景観及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するよう緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置に努める。また、都市公園においては長寿命化対策を行い適正な維持管理を進める。</p> <p>(2) 主要な緑地の配置の方針</p> <p>① 緑地系統ごとの配置方針</p> <p>a 環境保全系統 緑地系統の骨格を形成する緑として、市街化調整区域の緑を保全し、都市気象の緩和や環境への負荷軽減を図る。また、市街地の河川緑地とあわせて動植物の生息・生育環境として保全を図る。樹林地は、生活環境の快適性の確保や身近な自然環境として位置付け、適正な維持・管理に努めるとともに、新たな開発が必要な場合においては、豊かな自然との調和を図り、自然環境の保全に努める。 生活環境の改善に資する身近な緑を確保するため、公園・緑地の整備を図るとともに、その他主要な公共、公益施設を、周辺の良好な生活環境を提供する空間として位置付け、これらの適正な緑化とその維持・管理に努める。</p> <p>b レクリエーション系統 住区ごとに街区公園、近隣公園及び地区公園を適正に配置する。 増大するスポーツ・レクリエーション需要に対応する運動公園として、かしわ公園を配置する。苫小牧東部地域においては、苫小牧東部開発新計画に基づき、多様で豊かな自然環境の保全や緑地の多角的な利用を進めるとともに、親水空間等の整備を図るなど、自然と共生する環境づくりに努める。</p> <p>c 防災系統 必要に応じて広域避難地としての公園を配置する。 河川空間は火災発生時の延焼遮断帯及び避難路として配置する。 工業地においては、その周辺の良好な環境を保持するため、緩衝・遮断等の機能を持つ緑地を配置する。</p> <p>d 景観構成系統 苫小牧東部地域は、広大な原野の空間特性を活かしながら、うるおいある緑の工業景観の形成を図る。</p> <p>e その他の系統 厚真中央霊園を配置する。</p> <p>② コンパクトなまちづくりに係る配置方針 コンパクトなまちづくりに対応するため、公園等の適正配置について統廃合を含めた検討を進める。また、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する観点から、長期未着手である公園等については、廃止を含めた見直しの検討を進める。</p> <p>(3) 主要な緑地の配置の方針 都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、「緑の基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全等の地域地区として定める。</p> <p>(4) 主要な緑地の配置の方針 おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業としてかしわ公園の整備を図る。</p>

(3) 厚真町第3期地方創生総合戦略：令和8年3月策定

(関係事項の抜粋)

項目	内容
計画期間	令和8年度～令和12年度
第3期総合戦略改訂の考え方	① 厚真町で住みたい人を増やす：定住人口の減少緩和、関係人口を増やす ② すべての人が安心して暮らせ、希望を叶えられる地域社会をつくる ③ 地域の強みを活かした課題解決と活力のある地域をつくる
以下関連事項抜粋	
⑪都市機能の最適化	【将来の姿 町民にとって、安心・安全・快適で楽しい環境の実現】 ① 移動手段の多様化 ② 町の拠点再整備と適切な公共施設のユニバーサルデザイン化・維持管理 ③ 情報、ICT技術の活用
⑫人と自然にやさしい循環型社会づくり	【将来の姿 新たな価値を創造するまちにやさしい循環型社会の実現】 ① 循環型社会の構築 ② ゼロカーボンの推進
⑬住まい方の充実・定住促進	【将来の姿 誰もが満足できる、きれいで美しい住環境の実現】 ① 空き家・空き店舗の地域内流通システムの構築 ② 住宅の整備・確保
⑭防災・危機管理能力の強化	【将来の姿 一人ひとりが安心できる「災害に強いまち・ひと」づくりの実現】 ① 地域住民による防災力の強化 ② 危機管理能力の向上と復旧・復興の迅速化
⑮町民共創による安心・安全なまちづくり	【将来の姿 住民同士が自ら手を取り合い、助け合える地域の実現】 ○ 公共施設の再編整備（役場庁舎の建替えと公共空間の魅力向上）

1-13-2 厚真町の関連計画

(1) 厚真町空家等対策計画：令和8年3月（関連事項の抜粋）

項目	内容
計画期間	令和8年度～令和12年度
基本目標	移住・定住や二地域居住、関係人口施策との連携による空き家活用の推進と、地域の安全性確保および生活環境保全に資する空き家除却の継続
第3章 空き家対策に係る基本的な方針	(3) 空き家対策の基本方針 1. 実態把握と所有者特定 2. 情報提供と相談対応 3. 活用促進と支援 4. 老朽空き家の対応
第4章 空家等活用促進区域	1. 空家等活用促進区域の設定 (1) 空家等活用促進区域を設定する地区 ①市街化区域のうち、厚真市街地区 ②市街化区域のうち、上厚真市街地区 ③市街化調整区域のうち、厚真町役場および厚南会館を結ぶ直線上に位置する行政区（以下、市街化調整区域に定める地区という） 注) ①～③ともに、工業専用地域、土砂災害特別警戒区域および特定盛土等規制区域を除く。

(2) 厚真町公共施設等総合管理計画：令和8年3月（関連事項の抜粋）

項目	内容
計画期間	2026年度（令和8年度）～2035年度（令和17年度）
基本方針	基本方針1 施設保有量の適正化 基本方針2 公共施設等の長寿命化の推進 基本方針3 既存施設の有効活用
4-4 施設類型別の基本方針	建築物施設全般について 今後も継続的に運用（利用）する施設については、重要度を勘案し、必要に応じて個別の長寿命化計画等を策定することとします。 また、施設を集約化するなどの検討を行い、維持・管理・更新などの費用の縮減に取り組むとともに、長期的な視点に立った施設の長寿命化を図ることにより、施設のライフサイクルコストの縮減に努めます。

(3) 厚真町地域防災計画：令和6年3月（関連事項の抜粋）

項目	内容
関連事項抜粋	
第4章 災害予防計画	
第4節 建築物災害予防計画	1. 予防対策 町は、建築基準法に規定される耐震性能を有しない施設、とりわけ避難所指定となっている拠点施設の耐震改修を推進するため、厚真町耐震改修促進計画等に基づき、これら施設の耐震性の向上を図る。また、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、耐火建築物の建築促進に努め建築物の不燃化の促進を図り、防災構造・準防火構造とするように努め、火災の延焼の防止を図る。
第8節 防災資機材等の整備計画	3. 防災備蓄倉庫の整備 町は、食料等の確保、防災資機材等の整備・保管、住民の防災訓練の支援等のために防災備蓄庫を整備する。
第6章 地震・津波災害対策計画	
第4節 地震・津波予防計画	1. 地震に強いまちづくりの形成 町及び防災関係機関は建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し地震に強いまちづくりを推進する。 (1) 主要交通の強化 町及び関係機関は、基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重



	<p>性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。</p> <p>(4) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ア 町及び関係機関は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄に努める。</p> <p>2. 津波に強いまちづくり</p> <p>(1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、地域の実情・特性を踏まえ努めて短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。</p>
第12節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	<p>(1) 建築物、構造物等の耐震化</p> <p>(2) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾の整備</p>
第9章 樽前山火山防災計画	
第3節 火山災害予防対策	5. 防災施設の整備
第10章 事故災害対策計画	
第9節 大規模な火事災害対策計画	<p>1 災害予防</p> <p>(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり</p>

(4) 東胆振定住自立圏共生ビジョン（令和7年4月）

項目	内容
計画期間	令和7年度～令和11年度
東胆振圏域が目指す将来像	「魅力あるポテンシャルを活かし、安心して暮らし続けられる圏域」
3つの柱	<p>医療・防災体制等の充実による「安心・安全」な生活環境の向上</p> <p>地域公共交通ネットワークの強化による住民の足の確保と利便性の向上</p> <p>東胆振ブランド力の強化と交流人口の拡大</p>
以下関連事項抜粋	
I 生活機能の強化に係る政策分野	<p><図書館相互利用の促進></p> <p><地域ブランドの推進></p> <p><防災体制の充実></p> <p><循環型社会の構築></p>
II 結びつきやネットワークの強化	<p><地域公共交通の維持確保と利用促進></p> <p><移住・交流促進></p>

(5) 厚真町特定居住促進計画（令和8年3月）

項目	内容
計画期間	令和7年度～令和11年度
特定居住促進区域	都市計画区域内の市街化区域内の工業専用地域を除いた区域、及び市街化調整区域における集落拠点から半径800mの範囲内で区域を設定する。
めざす姿	あつまる、つながる、まとまる 活躍のあつまるまち あつま
基本的な方針	<p>■労働参画を促進する多様な働き方の環境整備</p> <p>■消費・投資を促進する魅力的な滞在環境の創出</p> <p>■地域との関係性を深化させるコミュニティ基盤の構築</p>
以下関連事項抜粋	
5. 特定居住拠点施設の整備に関する事項	<p>(1) 特定居住拠点施設</p> <p>・旧本郷かしわ団地 他</p> <p>(2) 用途特例適用要件に関する事項</p> <p>・特定行政庁と協議中</p>



6. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項	(1) 関連施設 ・コミュニティスペースイチャカラ 他 (2) 用途特例適用要件に関する事項 ・北海道と必要に応じて協議
8. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項	

(6) 厚真町国土強靱化計画（令和8年3月改定）

項目	内容
計画期間	2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）
厚真町強靱化の目標	(1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と厚真町の社会経済システムを守る (2) 厚真町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に寄与する (3) 厚真町の持続的成長を促進する
以下関連事項抜粋	
1 人命の保護	1-1-1 住宅・建築物等の耐震化 1-1-2 建築物等の老朽化対策 1-1-3 避難場所等の指定・整備 1-1-4 緊急輸送道路等の整備 1-1-5 地盤等の情報共有
4. ライフラインの確保	4-3-1 水道施設等の防災対策 4-3-2 下水道施設等の防災対策 4-4-1 交通ネットワークの整備 4-4-2 道路施設の防災対策等 4-4-3 広域的な公共交通の維持

1-1 3-3 国及び北海道の関連計画

(1) 国土のグランドデザイン2050（平成26年7月公表）

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要として、平成26年に「国土のグランドデザイン2050 ～対流促進型国土の形成～」が公表され、この中で「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えが示されました。

(2) 改正都市再生特別措置法（平成26年8月施行）

今後のまちづくりは、施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通により生活利便施設等にアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えを進めていくことが重要であるとして、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されており、全国の自治体で計画の策定が進められています。

令和2年6月には、頻発・激甚化する自然災害に対応するため改正が行われ、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題とされ、こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させる、「安全で魅力的なまちづくりの推進」が必要となっています。

また、立地適正化計画の策定においては、「防災・減災の主流化」に向けた留意点等の追加により、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要とされています。

(3) 「北の住まいるタウン」の基本的な考え方（北海道 令和4年10月）

「北の住まいるタウン」の実現に向け、北海道の優位性や社会情勢の変化、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、「コンパクトなまちづくり」「脱炭素化・資源循環」「暮らしやすさの向上」という3つの方向性に沿った取組を掛け合わせ、「災害に強いまちづくり」を意識しながら、地域の多様な主体が連携・協力して進めていくことにより、地域が抱える多岐にわたる地域課題の解決につながる相乗効果・波及効果を生み出し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていきます。

<北の住まいるタウンの目指す姿>

誰もが心豊かに住み続けることができ、安全・安心で暮らしやすく、資源・エネルギー循環が進んだ効率的なまち

<北の住まいるタウンの方向性>

- | | | |
|--|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちづくり ・低炭素化・資源循環 ・暮らしやすさの向上 | } | 災害に強いまちづくり |
|--|---|------------|



(4) 苫小牧東部開発新計画（北海道開発庁 平成7年8月）

苫小牧東部地域の開発は、地域の特性を活用しつつ特色ある開発を進め、国際化、情報化等に対応した多様な産業活動や研究活動が一体的に展開する産業・技術の新たな展開基盤を形成するとともに、産業・技術を担う人々が地域住民と共に豊かな自然のなかで、優れた生活環境、余暇環境を享受できる総合的な都市空間を創出し、21世紀を展望した、世界に開かれた創造的な経済発展基盤の構築を図るものである。

苫小牧東部地域開発の円滑な推進にあたっては、国際交流の進展、本州や道内各地との連携強化等に対応しつつ、新千歳空港の一層の国際化、苫小牧港や高規格幹線道路の整備・充実、幹線鉄道的高速化等を積極的に推進し、陸・海・空の基幹的交通ネットワークの充実とこれに連携する域内交通施設の整備を図る。

2 道路

産業活動や研究活動を円滑に推進するとともに、広域的な都市活動の展開に適切に対処するため、高規格幹線道路日高自動車道、道道静川美沢線等の骨格的な道路の整備を促進するなど、新千歳空港や札幌・千歳方面、室蘭方面、日高方面とのアクセスの向上を図る。

また、開発地域における産業、研究開発、居住・生活に係る諸活動の効率的な展開を図るため、域内道路の整備を促進する。

道路整備にあたっては、骨格的な道路と域内道路が有機的に連携する効率的なネットワークの形成を図るとともに、道路空間の有する多様な機能を活用しつつ、用地造成や公園・緑地の整備との連携を図り、都市におけるにぎわい空間の創出や優れた都市景観の形成に努める。

1-1-4 課題の整理

1-1-4-1 上位計画等が示す方向性

上位計画等が示す「都市計画マスタープランの方向性」を以下に整理します。

上位計画が示す方向性	
『第5次厚真町総合計画』策定時の視点(まちづくりの方向性)	『苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』(都市づくりの基本理念)
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもから大人まで、多様な学びの場と機会を確保し、地域への愛着と誇りを育みます。 ○誰もが安心して暮らせる医療・福祉の基盤を整えます。 ○地域の産業基盤を強化し、多様な働き方と新たな事業を生み出します。 ○快適で便利な生活環境を整え、持続可能な暮らしを実現します。 ○持続可能な財政運営を確立し、職員が誇りを持って働ける組織へ転換します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然環境と調和した魅力ある住宅地形成 ○恵まれた地域資源を最大限に活かした地域内循環 ○コンパクトなまちづくり ○低炭素型都市構造への転換 ○すべての住民が安心して暮らし続け幸せを実感できるまち

厚真町の関連計画等が示す方向性	
『 現行計画の検証 』を踏まえた今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点を担い賑わいあふれる中心市街地 ・安全で持続的な農村集落 ・豊かな森林地域の再生 ・美しい海の保全・活用 ○分譲地整備事業により厚真地区50区画、上厚真地区110区画を予定 ○子育て支援住宅の整備を推進 ○空家等対策計画に基づき空き家の適正な管理・活用・撤去等を促す ○大型開発跡地におけるハスカップ大規模農園の整備 ○自然環境を活用したダムの観光施設整備 ○循環福祉バス運行の維持 ○公共施設等総合管理計画による計画的推進 ○特定居住促進計画による二地域居住の推進 ○厚真町国土強靱化計画に基づき防災対策を進める

国・北海道の関連計画が示す方向性	
『 次世代北方型居住空間モデル構想 』持続可能な地域を実現するための視点	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かさを深める(従来の量的豊かさから、生活の質の向上といった豊かさに対する価値観の転換が必要) ○波及効果を考慮する(省エネルギーや資源の域内循環の促進に関する検討は、様々な波及効果を考慮すべき) ○地域の雇用やビジネスを生み出す(地域づくりにつながる技術開発やシステム開発の蓄積により、道内企業の新たな展開や地域ビジネスを生み出すことにつなげる) ○地域の価値を高める(持続可能な地域の実現に積極的に取り組むことにより、地域の魅力を高め、人々呼び込む)
『 「北の住まいるタウン」の基本的な考え方 』	<ul style="list-style-type: none"> ○求められるもの <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な集約型都市構造への転換 ・道内の豊富な新エネルギーなどの地域資源の活用 ・生活の利便性の維持向上 ○北の住まいるタウンの方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・密接に関係する課題の解決に向け、地域の特性を踏まえ、コンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環、生活を支える取組を、持続可能な地域づくりに向けて一体的に進める。
『 改正都市再生特別措置法 』法改正の背景	<ul style="list-style-type: none"> ○「人口の急激な減少と高齢化の中で、安心して快適な生活環境と、持続可能な都市経営が課題 ○医療・福祉施設、商業施設や住居等の集約、交通手段等、都市全体の構造を見直すことが重要 ○頻発・激甚化する自然災害に対応

町民意向の概要	
○町の将来イメージ	→ 田園の町
○将来の市街地規模	→ 基本的にコンパクト
○必要な都市機能増進施設	→ 主に医療福祉施設
○道路・公園等のあり方	→ 災害に対応した整備
○居住環境対策	→ 自然災害への対応

都市計画マスタープランに求められる方向性へ

都市計画マスタープランに求められる方向性を整理し、「厚真町のまちづくりに関わる主な特徴と動き」との関連を以下のとおり示します。

都市計画マスタープランに求められる方向性

上位計画においては、震災からの早期復興は無論のこと、人口減少や防災・減災への対応、地域経済の活性化とともに、町民生活を支える交通や住宅環境、経済性を踏まえた公共施設の在り方が問われているとしています。

復旧・復興計画においては、住まいの再建支援やインフラ整備、産業の早期復旧と活力再生、防災・減災の推進によるしなやかで持続的発展を目指す取り組みによるまちづくりを掲げています。

一方、国や北海道では人口減少の流れにあっても、各種機能をコンパクトに集約することで快適性を維持しつつ、頻発・激甚化する自然災害に対応する「安全で魅力的なまちづくり」を推進し、地域独自の資源を最大限に活用・循環させていくことが重要としています。

また、町民意向調査によれば「田園の町」「住宅の町」を発展イメージとして捉え、資源を活かした観光開発と、若者が定住するための子育てや買い物環境の改善が必要としています。

以上を踏まえ、都市計画マスタープランは以下の方向性が求められています。

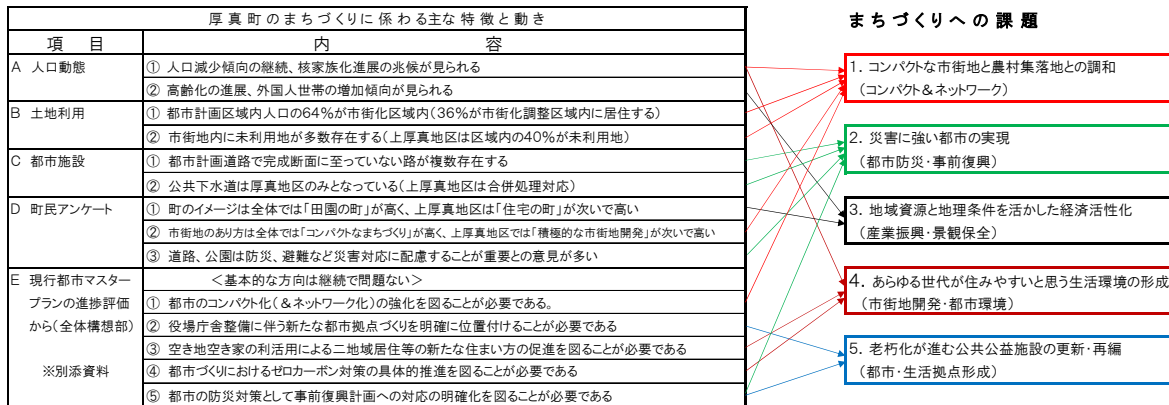
- 震災前のまちの姿に復元するだけでなく、中長期的な視点で将来の“あつま”を描くとされている。(強靱でしなやかな災害に強いまちづくり：事前復興計画、SDGsのゼロカーボンビレッジ、河川改修の促進)
- 地域の資源を活用し、これを生活の豊かさへと結びつけるための経済循環づくりが必要とされている。(ラビダス・ポールパークなどを取り込んだまちづくり、農産品のブランド化と商業との連携)
- 移住・定住の促進のための魅力ある住空間の提供と空き家対策が必要とされている。(用途転換、未利用地等の活用、二地域居住、自治体DXの推進)
- 持続可能な地域づくりに向けた機能的でコンパクトな都市機能の配置と公共交通の連携が必要とされている。(コンパクト+ネットワークのまちづくり：立地適正化計画とデマンド交通などの充実、道路・公園等の整備促進)
- 子育て世代や高齢者が安心して住み続けられる買い物環境の整備や防災・減災への対応が必要とされている。(庁舎周辺等整備：都市福利施設の複合化、住民自ら作成する地区防災計画)

【上位計画等が示す方向性と厚真町のまちづくりに係る主な特徴と動き】

都市マスに求められる方向性	厚真町のまちづくりに係わる主な特徴と動き	
	項目	内容
○震災前のまちの姿に復元するだけでなく、中長期的な視点で将来の“あつま”を描くとされている。	A 人口動態	① 人口減少傾向の継続、核家族化進展の兆候が見られる ② 高齢化の進展、外国人世帯の増加傾向が見られる
○地域の資源を活用し、これを生活の豊かさへと結びつけるための経済循環づくりが必要とされている。	B 土地利用	① 都市計画区域内人口の64%が市街化区域内(36%が市街化調整区域内に居住する) ② 市街地内に未利用地が多数存在する(上厚真地区は区域内の40%が未利用地)
○移住・定住の促進のための魅力ある住空間の提供と空き家対策が必要とされている	C 都市施設	① 都市計画道路で完成断面に至っていない路が複数存在する ② 公共下水道は厚真地区のみとなっている(上厚真地区は合併処理対応)
○持続可能な地域づくりに向けた機能的でコンパクトな都市機能の配置と公共交通の連携が必要とされている	D 町民アンケート	① 町のイメージは全体では「田園の町」が高く、上厚真地区は「住宅の町」が次いで高い ② 市街地のあり方は全体では「コンパクトなまちづくり」が高く、上厚真地区では「積極的な市街地開発」が次いで高い ③ 道路、公園は防災、避難など災害対応に配慮することが重要との意見が多い
○子育て世代や高齢者が安心して住み続けられる買い物環境の整備や防災・減災への対応が必要とされている	E 現行都市マスタープランの進捗評価から(全体構想部)	<基本的な方向性は継続で問題ない> ① 都市のコンパクト化(&ネットワーク化)の強化を図ることが必要である。 ② 役場庁舎整備に伴う新たな都市拠点づくりを明確に位置付けることが必要である ③ 空き地空き家の利活用による二地域居住等の新たな住まい方の促進を図ることが必要である
	※別添資料	④ 都市づくりにおけるゼロカーボン対策の具体的推進を図ることが必要である ⑤ 都市の防災対策として事前復興計画への対応の明確化を図ることが必要である

1-14-2 課題の整理

厚真町のまちづくりに係る主な特徴と動きをまちづくりの課題として以下に整理し、その内容を詳述します。



課題ー1 コンパクトな市街地と農村集落地との調和 (コンパクト&ネットワーク)

・ コンパクトで持続可能なまちづくりに向け、自然災害リスクを踏まえた適正な土地利用規制や誘導と都市計画区域内の機能の連携が課題となります。

① 市街地について

- ・ 厚真市街地の一部や上厚真市街地の準工業地域では、事務所や工場などの施設と住宅施設が混在している地区が見受けられるほか、子育て支援住宅の整備が進められていることなどから、市街地整備の進捗に併せ用途地域の適正化を図ることが必要です。
- ・ 商業地内等には空き家・空き地などが点在しており、市街地内における土地利用の適正化や有効活用が図られていない状況にあることから、空き家活用促進計画の策定によりその推進を図ることが必要です。
- ・ 市街化区域内に含まれる大規模な農地、山林について、今後有効な土地利用の検討を進めることが必要です。

② 農村集落地について

- ・ 地域の基幹産業である農業を取り巻く環境は、年々厳しさを増す状況にあることから、農業振興地域整備計画等の推進による安定化をはかることが必要です。
- ・ 一方、都市計画区域人口の36%が農村集落に居住しており、市街化調整区域における集落生活環境の向上を図ることが必要です。
- ・ このため、行政機能や医療福祉機能、生活施設機能など都市機能の適切配置とアクセスの容易性を図ることが必要です。

③ 公共交通網の充実

- ・ 居住者の高齢化等を踏まえ、地域公共交通計画等の推進により、厚真、上厚真市街地内や周辺集落、町外自治体を連絡する交通網の充実を図ることが必要です。



課題－2 災害に強い都市の実現（都市防災・事前復興）

- ・「平成30年北海道胆振東部地震」の土砂災害によって、道道4路線、町道25路線が通行止めとなり孤立集落が発生したことから、今後の災害に備えた新たな避難路の整備や指定避難場所へのアクセス道路の整備を図ることが必要です。
- ・また上厚真市街地では、変則交差点など見通しが悪い道路や歩道が狭い道路などがあり、車や歩行者などへの安全性の確保の面から改善を図ることが必要です。
- ・厚真町の都市計画道路は、苫小牧東部開発新計画の関連から整備完了時期の見通しが立っていないものも多く、こうした路線については、防災の観点からも今後の取り扱いについて検討を進めていくことが必要です。
- ・市街地や農地での津波や大雨による河川氾濫の被害を出来るだけ最小限にとどめるため、市街地内の河川改修を計画的に進めていくことが必要です。
- ・この様なことを踏まえ、災害発生時に避難場所や避難経路等を予め想定し、用地等を確保しておくなどの事前復興まちづくり計画の策定を進め、この推進を図ることが必要です。

課題－3 地域資源と地理条件を生かした経済活性化（産業振興・景観保全）

- ・厚真町は「田園のまち」とのイメージが町民に強く、誇りとしていていると思われることから、田園空間や浜厚真海岸等の自然資本を活かした観光開発に取り組むことが必要です。
- ・このため、基幹産業である農産品のブランド化はもとより、農業が感じられる田園風景や海岸・太平洋の眺望が望める風景などの景観を保全していくことが必要です。
- ・一方、課題－1で述べたように、市街化区域内にある未利用農地や山林については慎重に検討を進めることが必要です。
- ・また、ホスピタリティの観点から、地域住民はもとより来訪者に対して、町内の主要施設や景勝地などへのアクセスがわかりやすく示された案内標識などの設置充実が必要です。
- ・本町は、千歳市内のラピダス、北広島市内の北海道ボールパークFビレッジ、新千歳空港や苫小牧東部工業団地、高速道路（高規格道路）I Cに近いという地理的特性を生かし、関連企業誘致や移住者、二地域居住者等の関係人口の確保を図ることが必要です。

課題－4 あらゆる世代が住みやすいと思う居住環境の形成（市街地開発・都市環境）

- ・本町は豊かな自然環境に囲まれ、市街地内公園も十分な面積が確保されるなど、恵まれた生活環境にあるといえ、高齢者世帯や子育て世帯はもとより、移住者世帯や一時滞在世帯などがその良さを十分に感じられるよう取り組むことが必要です。
- ・このためには、生活に必要な生活支援施設や都市機能施設の適正配置を図ることが必要であり、用途地域や立地適正化計画による誘導や地域公共交通計画による的確なネットワーク化を図ることが必要です。
- ・また、安全安心な生活環境のため、道路における変則交差点の解消や歩道の整備などを市街地開発事業の実施により総合的に進めることが必要です。



- ・一方関係人口拡大の観点から、一時滞在を含めた新たな移住スタイルとしての「二地域居住」の推進を図るため特定居住促進計画の策定を進め取り組む必要があります。
- ・世界的な脱炭素社会構築の流れを受け、都市環境におけるゼロカーボン化の取り組みを強化する必要があり、上厚真地区にゼロカーボンビレッジをモデル的に整備することによりZEH等の実現化を図ることが必要です。
- ・京町公園など河川に隣接する公園については、水と親しむことのできる憩いの場として、河川との一体的な活用が求められています。

課題一5 老朽化が進む公共公益施設の更新・再編（都市・生活拠点形成）

- ・厚真市街地に立地する役場庁舎の整備に併せ文化交流施設の整備が進む中、新たな都市機能拠点としての整備を総合的に進めていく必要があります。
- ・また、上厚真地区においては、厚南会館を中心として新たな拠点の検討を進めていくことが必要です。
- ・生活基盤で老朽化している公営住宅等は、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な整備を図ることが必要です。
- ・公共公益施設の整備にあたっては、利用者が使いやすいユニバーサルデザイン化や、課題一4で述べたゼロカーボン化の視点に配慮して進める必要があります。

第2章

将来都市構造



2-1 まちづくりのテーマと目標

厚真町のまちづくりは、町の基幹産業である農業を基盤として成り立っているといえますが、農業従事者数並びに農家数は年々減少傾向にあり、農業経営を取り巻く情勢は、よりいっそう厳しさを増しているところです。

加えて、「平成30年北海道胆振東部地震」では未曾有の被害が発生しましたが、「復旧・復興計画」による様々な取り組みが進められ、市街地や関連インフラの復旧・復興は関係機関との連携のもとほぼ完了しているところです。

こうした状況において、都市との交流を深め地域の振興を図るため、「厚真町都市計画マスタープラン」においては、『田園と調和する快適な都市の実現をめざすまちづくり』を計画のテーマとし、緑広がる田園風景や川、湖沼、海、山など自然環境との調和を図り、ゼロカーボンへの取組みなど都市環境にやさしく、個性豊かで、安全・安心な暮らしが享受できるまちづくりを進めていくものとします。

また厚真町は、苫小牧市や千歳市といった大型商業施設や総合医療施設のような都市機能を有する都市に隣接するとともに、空港、港湾、高速(高規格)道路など交通・流通機能の特性にも恵まれています。

これらの近隣都市との関係や環境面でも優れた立地条件を活かし、魅力ある住・生活環境の整備に一層力を入れるとともに、先端半導体製造関連の企業誘致や地場産業の育成を図り、若年人口や家族形成期^{*}人口の定着化はもとより、「二地域居住」といった新たな移住、交流の促進を進めていきます。



まちづくりのテーマ

田園と調和する快適な都市の実現をめざすまちづくり



まちづくりの目標

魅力ある住環境の整備や雇用の場の創出によって、若年人口や家族形成期人口の定着化を図ります。

- ・ 厚真町の豊かな自然とゆとりある土地を有効に活用し、誰もが安心して暮らせる住宅地や、テレワーク施設など利便性を活かした業務地の整備によって、「暮らしてみたい」、「暮らしていきたい」と思えるような魅力あるまちづくりを進め、移住・定住人口の増加を図ります。

豊かな緑に囲まれた農村空間の中で活力と潤いのある生活文化を創出します。

- ・ 豊かな農村の景観の向上やグリーン・ツーリズムの推進によって、魅力ある農村環境を創出し、農業などの基幹産業の振興を図るとともに、活力と潤いのある生活文化を創出します。

変化に富んだ豊かな自然や田園風景の保全や活用によって、都市との交流を深めます。

- ・ 都市と近接した田園・森林・丘陵地といった豊かな自然景観の保全・形成を図るとともに、交流の場として活用することによって、交流人口の増加につなげていきます。

2-2 将来の都市構造

本計画において、将来のまちづくりのテーマや目標の実現に向けた各分野別の基本方針を定めるにあたり、まちづくりの全体イメージを明確にするため、ゾーン及び軸で構成される厚真町の将来の都市構造を設定します。

市街地

- ・厚真市街地と上厚真市街地を生活圏としてまとまりのある市街地として位置づけます。

交流拠点

- ・厚真市街地では、「こぶしの湯あつま」、「あつまスタードーム・スポーツセンター」周辺、「役場庁舎」周辺、上厚真・浜厚真地区では、「浜厚真野原公園」を含む沿岸部周辺、郊外部では「厚幌ダム・厚真ダム」周辺、これらの地区を都市住民との交流を図る「交流拠点」として位置づけます。

交通拠点

- ・「厚真IC」、「フェリーターミナル」、「JR浜厚真駅」、「役場庁舎」周辺を交通等の要である「交通拠点」として位置づけます。

交流軸

- ・厚真町と他都市を結ぶ主要道路を、都市との結びつきをより一層深めるための「交流軸」として位置づけます。

連携軸

- ・「厚真市街地」と「上厚真市街地」、「交流拠点」を結ぶ主要道路を、市街地相互のコミュニティを向上させるための「連携軸」として位置づけます。

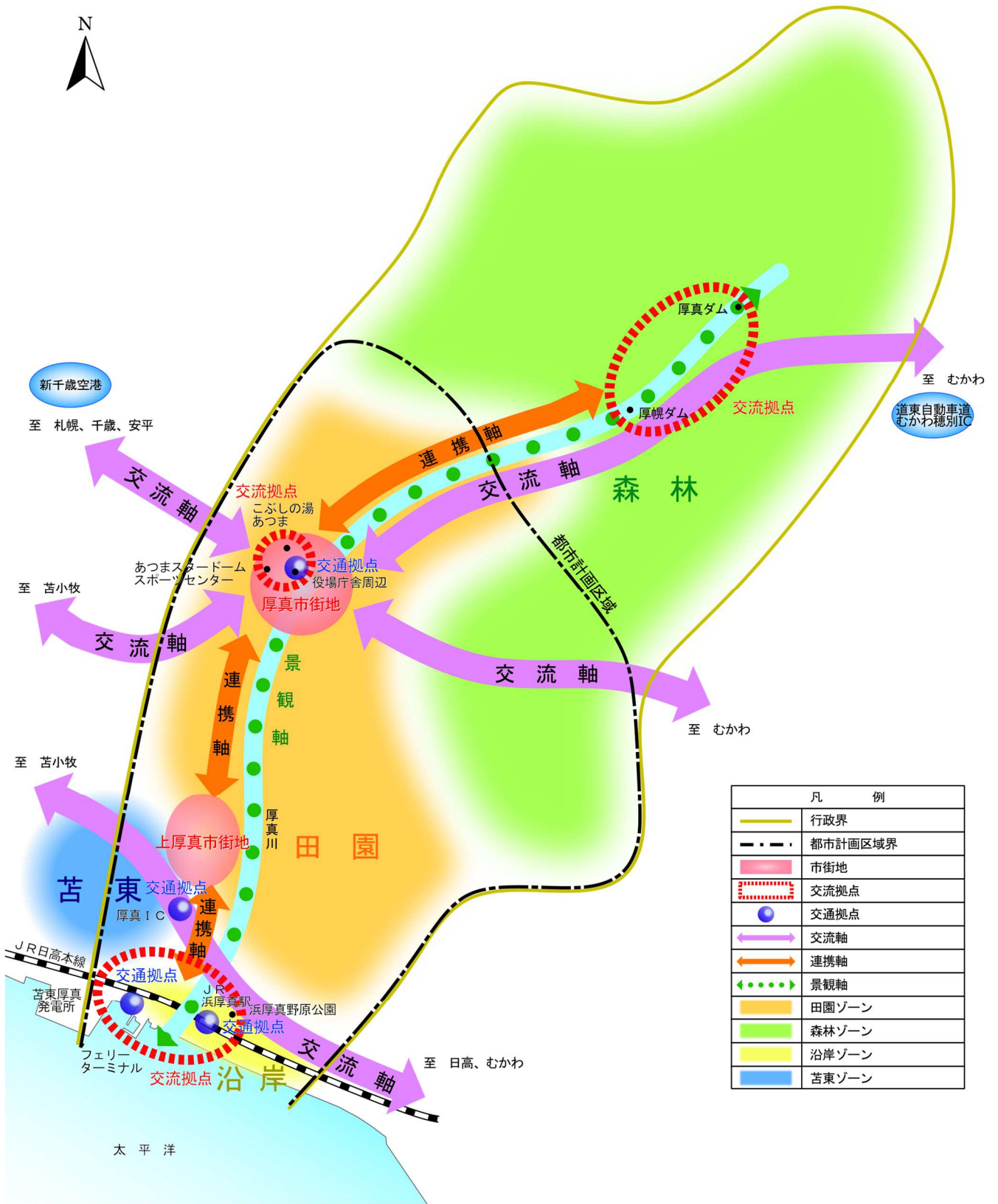
景観軸

- ・厚真町の地理・地勢の骨格を形成する厚真川を「景観軸」として位置づけます。

田園・森林・沿岸・苫東

- ・厚真町の北部に広がる山間地や丘陵地域を「森林」、中部から南部に広がる水田を中心とした農村地域を「田園」、海岸と国道235号周辺を含めた地域を「沿岸」として位置づけます。また、都市計画区域の南西部を「苫東」と位置づけます。

都市構造図



2-3 将来の人口規模

厚真町の人口は、令和2年（2020年）時点で4,432人となっており、減少傾向ではありますが、近年の新規住宅地整備や子育て支援施策等により、減少幅は縮小しています。

一方、「第5次厚真町総合計画」においては、「厚真町第3期地方創生総合戦略」を基に、2045年の目標人口を3,810人としています。

以上により、都市計画マスタープランにおける令和27年（2045年）の将来人口は、3,810人とし、国立社会保障・人口問題研究所における地区別人口の内訳を参考に、行政人口3,810人、都市計画区域内人口3,786人（市街化区域内人口2,604人、市街化調整区域内人口1,182人）、都市計画区域外人口24人とします。

	令和2年(2020年)	令和27年(2045年)
行政人口（総人口）	4,432人	3,810人(3,134人)
都市計画区域内人口	4,373人	3,786人(3,114人)
市街化区域内人口	2,807人	2,604人(2,142人)
市街化調整区域内人口	1,566人	1,182人(972人)
都市計画区域外人口	59人	24人(20人)

※令和2年の値は国勢調査、都市計画基礎調査による
 ()は国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

第3章

基本方針（全体構想）



3-1 土地利用

【基本方針】

恵まれた地理的条件と変化に富んだ地形的条件並びに豊富な資源を最大限に活かし、美しい自然の中で、生活と産業がともに調和のとれた土地利用によって、“基幹産業である農業の持続・発展”並びに“豊かな自然や農業生産が身近にふれあえる開かれた農村都市の実現”を目指します。

市街化区域における秩序ある土地利用の方針

①主要用途の配置方針

- ・行政・教育・文化・福祉施設があり、都市機能が集積した中心市街地が形成される厚真市街地、上厚真市街地では、都市機能の集積、防災拠点としての機能向上、町民や新たな移住・定住者や、厚真町に関わりのある人々にとって魅力的な市街地の形成をめざし、賑わいの創出や良好な生活環境の充実を図ります。
- ・住宅地については、一般住宅地は、上厚真のゼロカーボンビレッジ等の幹線道路沿道及び宅地開発事業により計画的に整備された住宅地に配置し、生活利便施設の立地を許容しつつ良好な住環境の形成を図り、専用住宅地は、豊沢地区、新町地区及び本郷地区に配置するとともに、上厚真市街地において町営住宅や子育て支援住宅団地として整備された地区を、低層専用住宅地として良好な住環境の保全を図ります。また、上厚真ゼロカーボンビレッジの整備を推進し、良好な市街地を形成していきます。
- ・商業業務地については、厚真市街地内の商業業務地を地域商業業務地として、地域住民のための生活利便施設等の積極的な誘導を図り、主要幹線道路沿道は沿道商業業務地として周辺住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の立地を誘導します。
- ・工業業務地については、特別用途地区に指定した豊沢地区の企業誘致を一層進めるとともに、公害防止に努め良好な環境の維持を図ります。
- ・苫小牧港東港の周文埠頭の拡大にあわせて区域区分、用途地域、臨港地区の変更を行います。また、苫小牧港管理組合とも協議しながら物流拠点としての整備を検討します。



②市街地内未利用地の利用促進

- ・高齢化等により郊外部の将来的な限界集落化が予想されることから、用途地域内の未利用地の利用促進など市街地への居住誘導を図るための施策や支援を行うとともに、無秩序な開発を抑制するため郊外部の開発抑制を図ります。
- ・市街地内における農地や遊休地といった大規模な未利用地については、上厚真ゼロカーボンビレッジなど新たな分譲地整備事業により、“良好な居住環境の創出”を図ります。また、将来、厚真地区でもゼロカーボン地区を検討します。
- ・商業地内の低未利用地については、商業施設等の生活利便施設の立地誘導を進め土地の有効活用を図ります。

③市街地周辺地区の土地利用

- ・環境保全林内には、環境に配慮した都市との交流を目的とした観光交流施設の整備を計画します。

市街化調整区域における地域振興に向けた土地利用の方針

- ・将来にわたって厚真町らしさを守り・育てるため、農林漁業施策との連携を十分に考慮し、田園地域を「優良な農地を保全すべき地域」とし、農用地区域及び農業振興地域の適切な指定・管理を行います。一方、山間地や丘陵地域を「自然環境上保全すべき地域」とし、森林区域の適切な指定・管理を行います。
- ・農村における既存集落などにおいては、都市住民との交流を拡大し地域の活性化に結びつけるため、農村滞在型余暇活動機能整備計画に基づきグリーン・ツーリズムなどの展開によって魅力ある農村環境を創出します。
- ・土砂災害等により甚大な被害を受けた地域や大規模な地すべりが発生した地域については、厚真町復旧・復興計画の地域再生計画と連動した集落再生と一体的な住まいの再建の支援を実施します。
- ・市街化調整区域における「厚真町特定居住促進計画」で定める「特定居住促進区域」内の空き家の有効活用を図り、二地域居住を促進します。
- ・市街化調整区域における「厚真町空家等対策計画」で定める「空家等活用促進区域」内の空き家の有効活用を図ります。

交流拠点機能の充実と創出

- ・札幌、千歳方面からの導入口となる「こぶしの湯あつま」や「あつまスタードーム・スポーツセンター」周辺は、既に交流の場としての機能を有していることから、地場製品の販売やPRの場など、更なる機能の充実を図ります。
- ・役場庁舎の建て替えと併せた役場周辺機能の複合化を図り、交流拠点性の向上を図ります。
- ・道内外など、広域的な交流の導入口となる「厚真IC」、「フェリーターミナル」、「浜厚真野原公園」、「浜厚真海浜公園」周辺においても、地場製品の販売の拡大やPRの場として新たな交流拠点機能の充実を図ります。

ゾーニングによる土地利用の明確化

- ・市街地が豊かな自然や農地に囲まれた厚真町特有の都市の構造を踏まえ、厚真町内全域を5つのゾーンに区分し、将来の安全・安心で快適な都市構造の実現に向けた土地利用の方向性を示します。

賑わいあふれる市街地

- ・商店街や公共施設などが集積する中心市街地については、都市機能の集積、防災拠点としての機能向上、町民や移住・定住者、及び新たな居住スタイルの「二地域居住者」にとって住みよい市街地の形成をめざし、賑わいの創出や良好な生活環境の充実を図ります。
- ・居住環境の保全に配慮した利便性の高い職住近接の市街地形成を目指し、ゼロカーボンビレッジなど新たな分譲地整備事業を展開します。
- ・市街地内に点在する空き地・空き家については、厚真町空き家等対策計画に基づき、空き家の撤去等を促すとともに、空き家活用促進計画の策定により良好な景観形成や賑わいの創出に配慮した適正な管理・活用方法を検討します。

豊かな森林地域

- ・都市計画区域の北部に広がる山間地や丘陵地域は、林道の復旧や長期的な植林を通じて、森林の再生と林業の復興を図ります。
- ・また、災害の防止や環境の保全、自然景観の保全の場とするほか、厚幌ダム・厚真ダムの2つのダムを中心とした自然環境などを活用した景観・観光の場、環境保全林周辺における都市との交流を目的とした観光交流の場として位置づけます。

輝く田園地域

- ・都市計画区域の中部から南部に広がる水田を中心とした農村地域は、河川や湖沼などの水と緑に恵まれた自然豊かな農村環境を形成する地域として位置づけ、農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域及び農業振興地域の適切な指定・管理を行います。
- ・農村の活性化に向けては、水稻を中心とした農作物の生産性向上や集落の活性化と併せた優良農地の保全のほか、農村滞在型余暇活動機能整備計画に基づき、グリーン・ツーリズムなどの展開によって“町民の自然とのふれあいの場”や“都市住民との交流の場”を創出します。



美しい臨海地域

- ・ 浜厚真地区の海岸は、日高胆振沿岸の中でも沿岸漂砂による侵食の著しい地域であることから、日高胆振沿岸海岸保全基本計画（北海道）による海岸の保全を図ります。

魅力ある工業地域

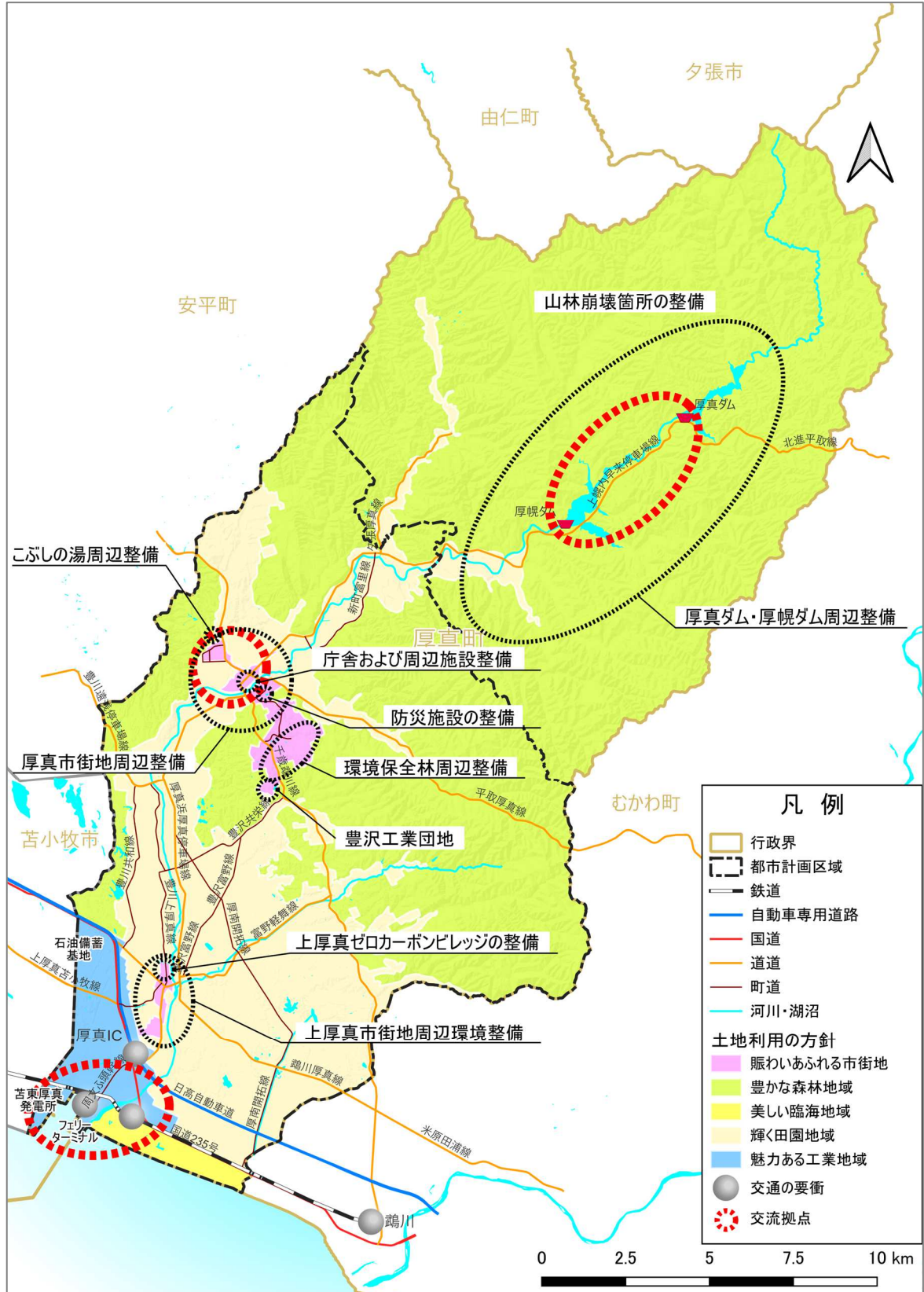
- ・ 苫小牧東部開発新計画の段階計画や港湾計画に基づき、工業用地としての利用のほか、物流機能や研究開発機能を配置する地域として位置づけ、関係団体とともに継続的な企業立地を促進します。

ゼロカーボン北海道のイメージ



出典：北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)[改定版]

土地利用の基本方針図





3-2 都市施設の整備

3-2-1 交通体系の整備

【基本方針】

生活に密着した交通体系の確立による町民の安全で快適な生活環境の確保はもとより、新千歳空港、苫小牧港東港区、厚真ICなどとの近接性といった恵まれた交通立地特性を活かし、他都市との連携強化に向けた交通体系を強化し、産業の発展や人的交流の拡大を目指すものとします。

将来の都市構造に適合した骨格道路網の形成

- ・ 苫小牧市や千歳市といった近隣市町と厚真町を結ぶ国道や道道を、「都市間を結ぶ道路」として位置づけ、他都市との連携を強化するとともに、日高自動車道については早期全線開通及び計画断面（2車線）整備を要望します。
- ・ 災害時における人的支援や物資の輸送路の確保、苫東への短絡道路として「苫小牧厚真通（一般道道厚真浜厚真停車場線ほか）」の整備を推進します。
- ・ 厚真市街地と上厚真市街地並びにこれらの市街地と農村集落を結ぶ道道や主要な町道を、「地域間を結ぶ道路」として位置づけ、都市間を結ぶ道路を補完し地域相互の連携を強化します。
- ・ 「都市間を結ぶ道路」や「地域間を結ぶ道路」といった厚真町の骨格を形成する道路については、厚真町地域防災計画に基づき緊急車両の走行と救援物資の輸送などに対応した機能を有する道路として位置づけ、災害時における町民の安全性を確保します。

都市計画道路の整備方針の明確化

- ・ 将来の都市構造における各都市計画道路の分担を明確にした上で、短・中・長期の整備順位を定め、効率的な整備を進めるとともに、災害時における人的支援や物資の輸送路の確保として「苫小牧厚真通（一般道道厚真浜厚真停車場線ほか）」の道道昇格と早期整備を要望します。なお、今後の交通需要に応じ都市計画道路を再点検し、住民との話し合いや関係機関との調整を行い、都市計画道路の見直しを検討します。

安全で快適な生活環境の創出に向けた道路整備の推進

- ・ 市街地内の主要な道路においては、変則交差点の解消、段差の解消や幅員の確保など安全でゆとりある歩道の整備・改善による、歩行者・自転車ネットワークの形成を進めます。
- ・ 町道の整備・改善にあたっては、個々の道路の役割や交通量を勘案した上で優先順位を定め継続的な維持管理を実施します。
- ・ 厚真町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の維持・修繕・管理を実施します。



暮らしを支える公共交通機能の充実

- ・ 厚真町地域公共交通計画に基づき、デマンド交通運行の維持・改善やタクシー運行補助の実施など、利用者要望を勘案した運行を行います。また、重要度が増している町外への民間バスによる便数の増加など、公共交通機関における利便性の向上を図ります。
- ・ 厚真IC、フェリーターミナル、国道235号、JR浜厚真駅といった浜厚真地区における交通の要衝については、施設相互のアクセス道路の適正な維持管理を図ります。

道路整備における都市景観の向上

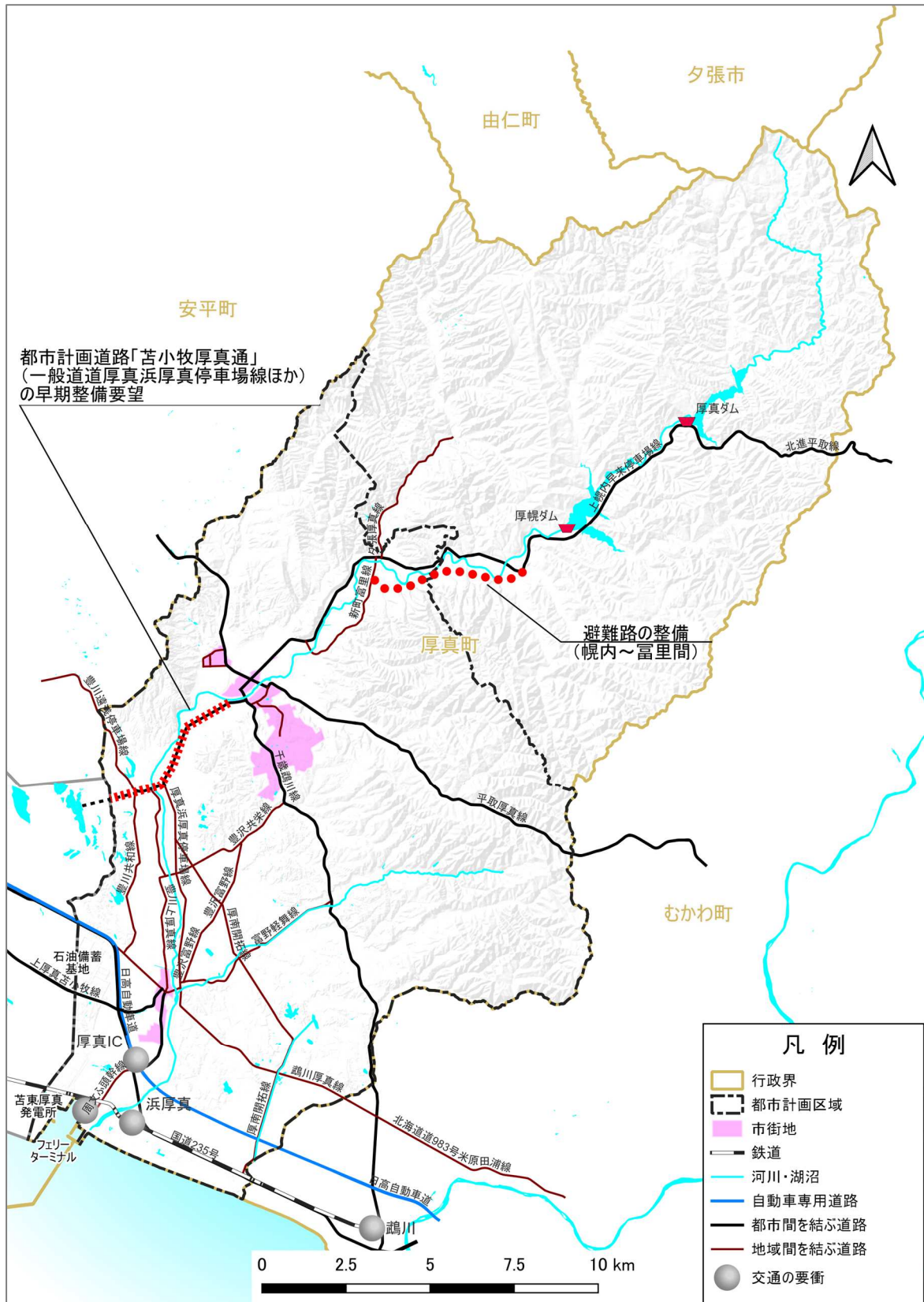
- ・ 市街地内の景観の向上を図るため、道路の幅員や交通量を勘案し、周辺景観に配慮した街路樹を植栽します。
- ・ 植樹帯やポケットパークなどの道路空間においては、住民と行政の協働によって花を植えるなどの市街地環境整備を進めていきます。
- ・ 環境基本条例に加え、景観計画条例による景観計画の策定を検討します。

孤立化防止や津波対策など災害に強いまちづくりに向けた避難路の整備

- ・ 災害時の円滑な緊急避難や救助活動等が行えるように、幌内地区から富里地区への避ルートの整備を進めます。
- ・ 事前復興まちづくり計画の策定を進め、大災害発生時に市街地の早期復旧・復興が可能となり、被災者の収容が円滑化するようあらかじめの準備に取り組みます。



交通体系の基本方針図



3-2-2 公園・緑地及び河川の整備

【基本方針】

厚真町の豊かな自然と特色のある地勢を活かした公園・緑地及び河川の整備によって、潤いと安らぎのある生活環境を創出するとともに、防災機能を持った公園等の整備により安全、安心な都市環境を創出します。

町民に親しまれる公園づくり

- ・市街地内における身近な公園については、「街なかにおけるコミュニティや憩いの場」として気軽に親しみを持って利用できる公園のあり方を町民とともに考え、個々の規模や利用目的に応じた機能の向上を図ります。
- ・「百年記念公園」については、環境保全林と一体的な利用が図っていけるような整備手法を検討します。
- ・「厚真中央霊園」については、四季の変化を楽しめる豊かな樹木の保全を図るとともに、誰もが墓参しやすい環境づくりを進めます。

まちの活性化に向けた公園の活用

- ・「大沼フィッシングパーク」については、町民はもとより来訪者に対しても厚真町の豊かな自然を印象づける公園としての活用を図ります。
- ・「かしわ公園」については、多くの運動施設があることから、その活用について啓発活動を行うとともに、町民の健康増進に役立つよう施設の充実を図ります。
- ・「浜厚真野原公園」については、サッカー場を活かした交流の場としての機能の向上、並びに地場産品販売所の拡充など地域振興に向けた活用を促進します。
- ・「上厚真海浜公園」については、海のイベントの継続的な開催や、環境整備を進める。
- ・「表町公園」については、商店街や住宅地に隣接した賑わいの空間としての活用を図り、各種イベントの継続的な開催などにより、まちの活性化を促進します。
- ・町内のパークゴルフ場（新町地区、本郷地区、上厚真地区）については、町内外を問わず多くの人々が集える交流の場として活用を図ります。また、新町パークゴルフ場については移転を検討します。

親水空間の有効活用

- ・レクリエーションや休息の場といった公園や河川緑地の有する機能をより有効に活用するため、京町公園などの厚真川と隣接する公園においては、公園と河川を連絡するネットワークの整備によって機能の充実と利便性の向上を図ります。
- ・厚真川河川敷の親水公園への播種^{はしめ}により景観の向上を図ります。
- ・厚真川の整備にあたっては、洪水対策はもとより、関係機関との調整のもとに良好な景観形成を進め、厚幌ダム（厚真ダム）を含めた築堤道路の活用を検討します。



自然環境の保全に配慮した河川の整備

- ・ 厚真川支流などについては、動植物の生息など、自然に配慮した河川環境の保全に努めます。
- ・ 入鹿別川については、総合的な治水対策と自然に配慮した河川改修を促進します。

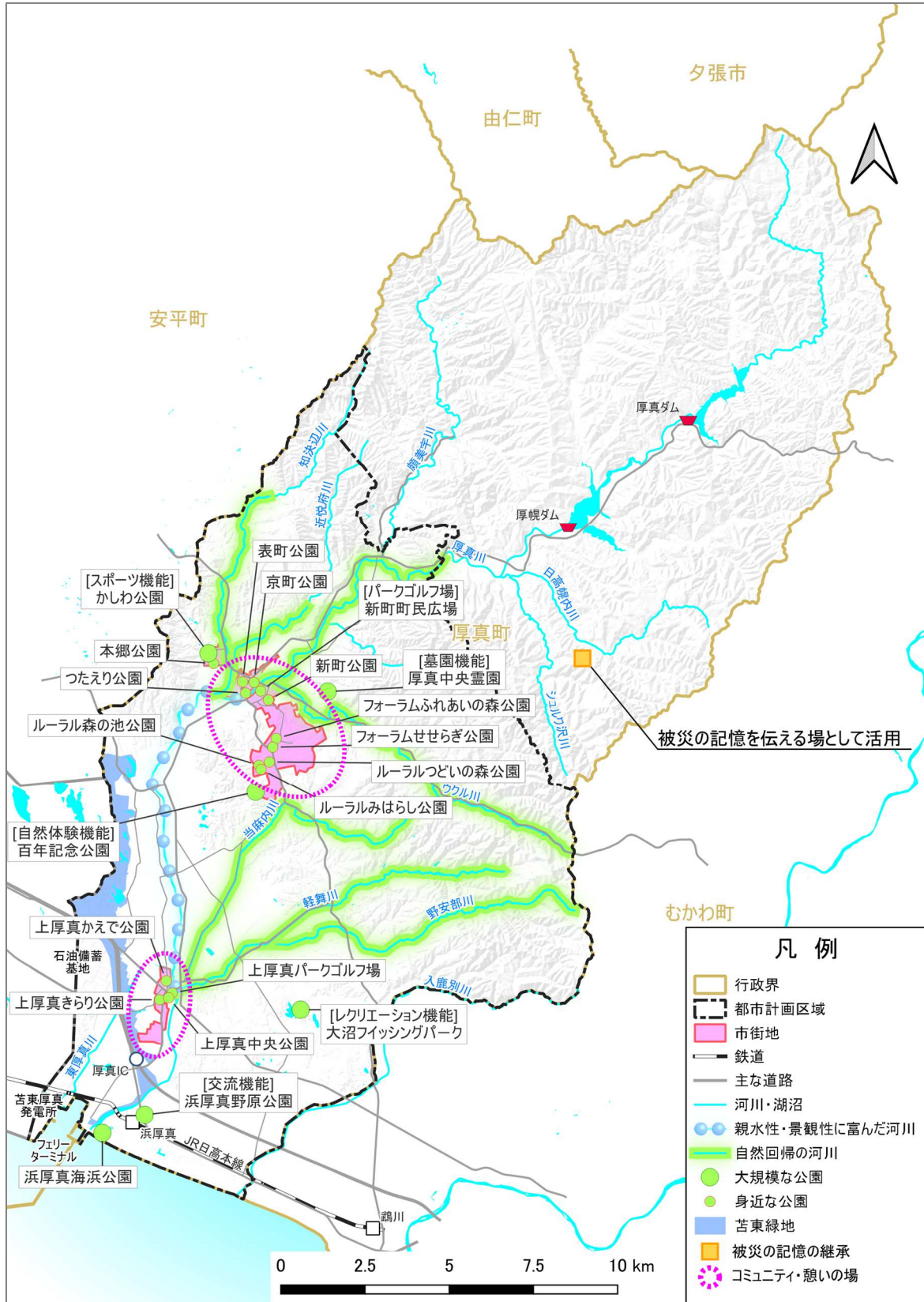
苫東緑地の保全

- ・ 苫小牧東部地域の外縁における、良好な自然環境を有する樹林地、湖沼群、河川敷地の保全を図ります。

被災の記憶の伝承

- ・ 震災の経験を町内外に発信し後世に伝えることも求められていることから、慰霊の場の整備や、山腹崩落箇所・山体崩落箇所を被災の記憶を伝える場として活用します。

公園・緑地及び河川の基本方針図





3-2-3 公共施設及び供給処理施設の整備

【基本方針】

厚真町の自然や文化を活かした場の創出や、町民が安心して暮らせるための健康と福祉の充実に向け、地域間の均衡に配慮した公共施設の機能充実を図ります。

また、快適で文化的な生活環境を創出するため、公共下水道やごみ処理施設といった日常生活に密接に関わりのある供給処理施設の整備を進めます。

公共施設の利用促進に向けた取り組み

- ・公共施設の一層の活用、サービスの向上を図るため、施設の機能・役割、運営方法、利用時間などのより一層の改善を進めます。
- ・誰もが安心して利用できるよう、スロープや手すりの設置、床の段差の解消、分かりやすいサインなど、公共施設のユニバーサルデザインの一層の充実を図ります。

公共施設の新設に関する方針

- ・自力再建が困難な被災者が生活の再建に向けて展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住環境を備えた災害公営住宅を整備したところです。今後は、通常の公営住宅等の維持管理及び、民間賃貸住宅の建設支援を継続し、市街地における住宅・居住環境の整備を進めます。
- ・規模な災害に見舞われた際は、事前復興まちづくり計画に基づいて進めます。
- ・公共施設の新設及び維持管理にあたっては、公共施設総合管理計画*に基づき計画的に推進します。
- ・役場庁舎の建て替えと併せた役場周辺機能の複合化を図り、都市交流の拠点性向上を図ります。

通信網の整備による情報ネットワーク化

- ・情報化社会に対応した公共施設相互の情報通信網の維持・管理に努めます。

東胆振定住自立圏共生ビジョンの促進に向けた施設の利活用

- ・図書館の広域利用を促進するため、東胆振定住自立圏共生ビジョンに基づいて相互利用の連携を強化します。

公共下水道などの整備促進

- ・全ての町民が均等に水洗化の恩恵を受けるため、生活排水処理の整備を計画的・効率的に実施します。市街地などの住宅密集地は、公共下水道事業計画による整備を行い、他の地域は合併処理浄化槽事業による整備を行います。
- ・上厚真市街地について公共下水道導入の検討を進めていきます。

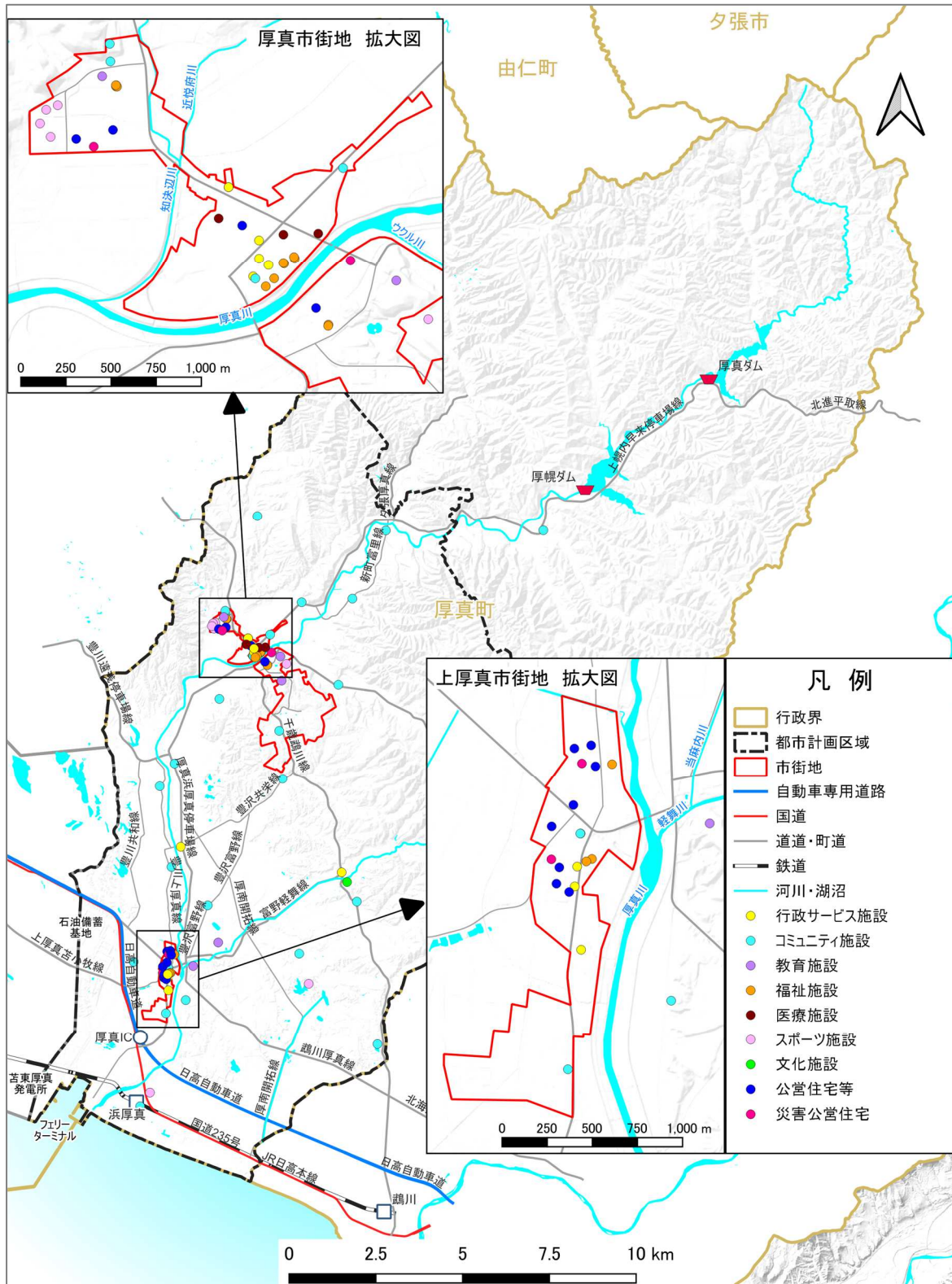
公共施設等総合管理計画

市町村が保有する建築物や道路などの公共施設等の現状や課題認識を踏まえて、今後、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくための計画

ごみ処理施設の整備

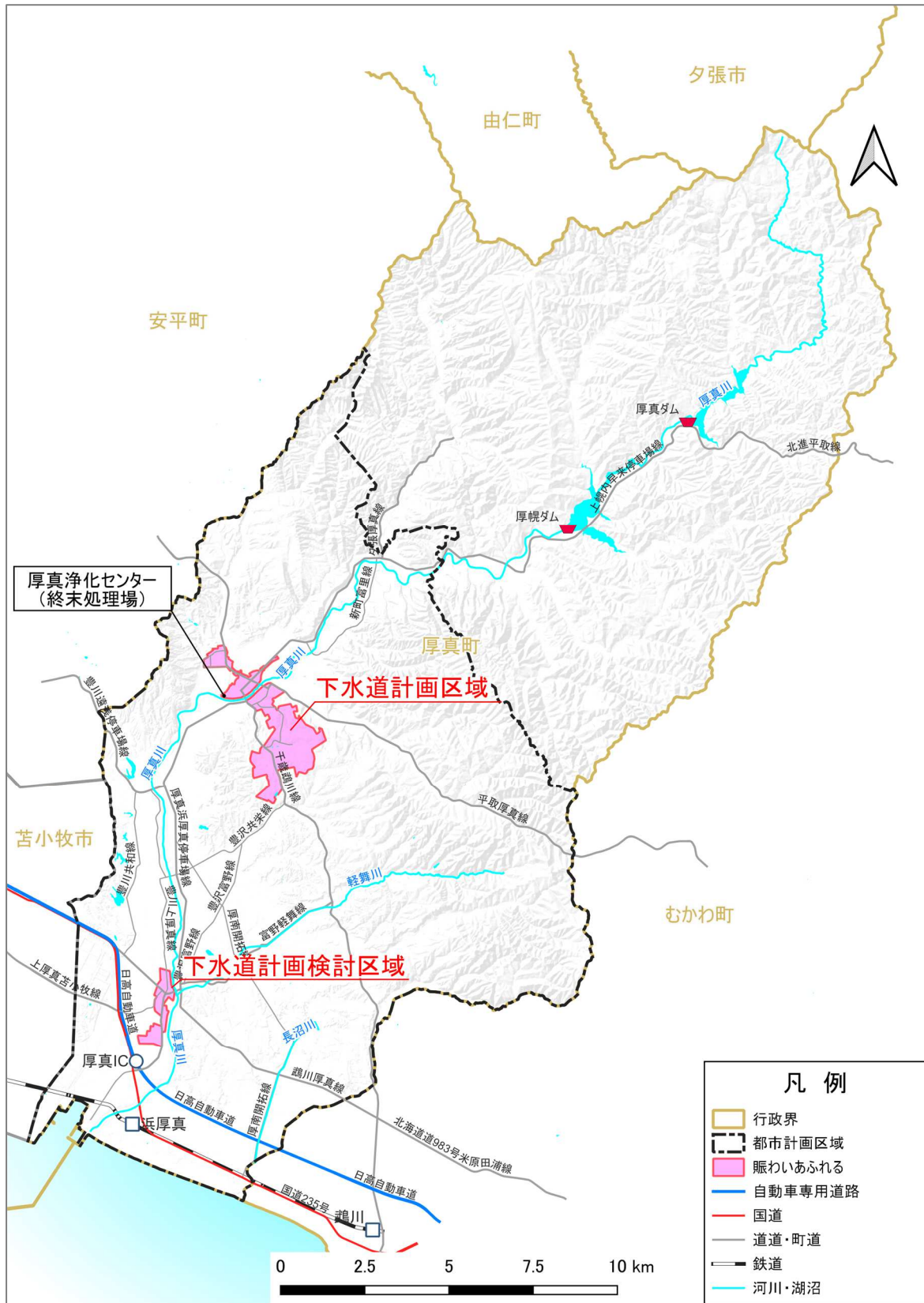
- ・ごみ処理施設については、安平・厚真行政事務組合や苫小牧市との広域処理協定による処理を進めます。
- ・今後、ごみ処分場が満杯となる時期にあわせて、新たなごみの最終処分場の建設に向け位置や建設時期等を関係機関連携のもと検討していきます。

公共施設の基本方針図





下水道の基本方針図



3-3 自然環境の保全又は活用

【基本方針】

厚真町は、豊かな自然を有し、都市では味わえないゆとりある暮らしが営める条件に恵まれています。これらの恵まれた田園景観や自然環境を次世代へと継承していくための保全・活用を図ります。

また、長年にわたって地域の人々が育んできた、観光資源とも言うべき厚真町特有の美しい農村景観を活用して地域の活性化を図るため、地域が一体となって景観の保持や美化に努めるものとします。

震災による崩壊地については、積極的な管理を含めた持続的な森林資源活用の基盤を整えます。

自然環境に配慮した森林と農地の保全と活用

- ・厚真市街地の南東部に位置する森林及び農地については「地域森林計画対象民有林」や「農業振興地域」の位置づけに即した土地利用を図ります。
- ・また、豊沢地区環境保全林内においては、民間活力の導入によって環境にやさしい持続可能な利活用と地域の活性化を図ります。

森林機能の復旧と保全

- ・被災状況に応じた植林や林道等の林業施設の復旧等により、森林の再生を図ります。
- ・「保安林」を始めとした森林については、水源のかん養、土砂の崩壊などに対する防災という本来の目的を達成するために、今後も森林機能を保全します。
- ・都市計画区域の北部に広がる山間地や丘陵地域を、災害の防止や環境の保全、自然景観の保全の場とするほか、厚幌ダム・厚真ダムの2つのダムを中心とした自然環境などを活用した景観・観光の場として位置づけます。

個性的な農村風景の保全と活用

- ・地域住民参加によるフラワーポットの設置やごみステーションボックスの美化、更に事業者などに協力を願い洗練されたデザインで統一された沿道の看板の設置など、地域住民などの協力による農村特有の景観保持と環境美化の活動を進めます。
- ・「農用地」については、農地法に基づき適正に管理を進めるとともに、長期にわたって農業を営む上での土地として、景観形成を含めたより一層の維持、保全を図っていきます。

貴重な財産としての海岸の保全と活用

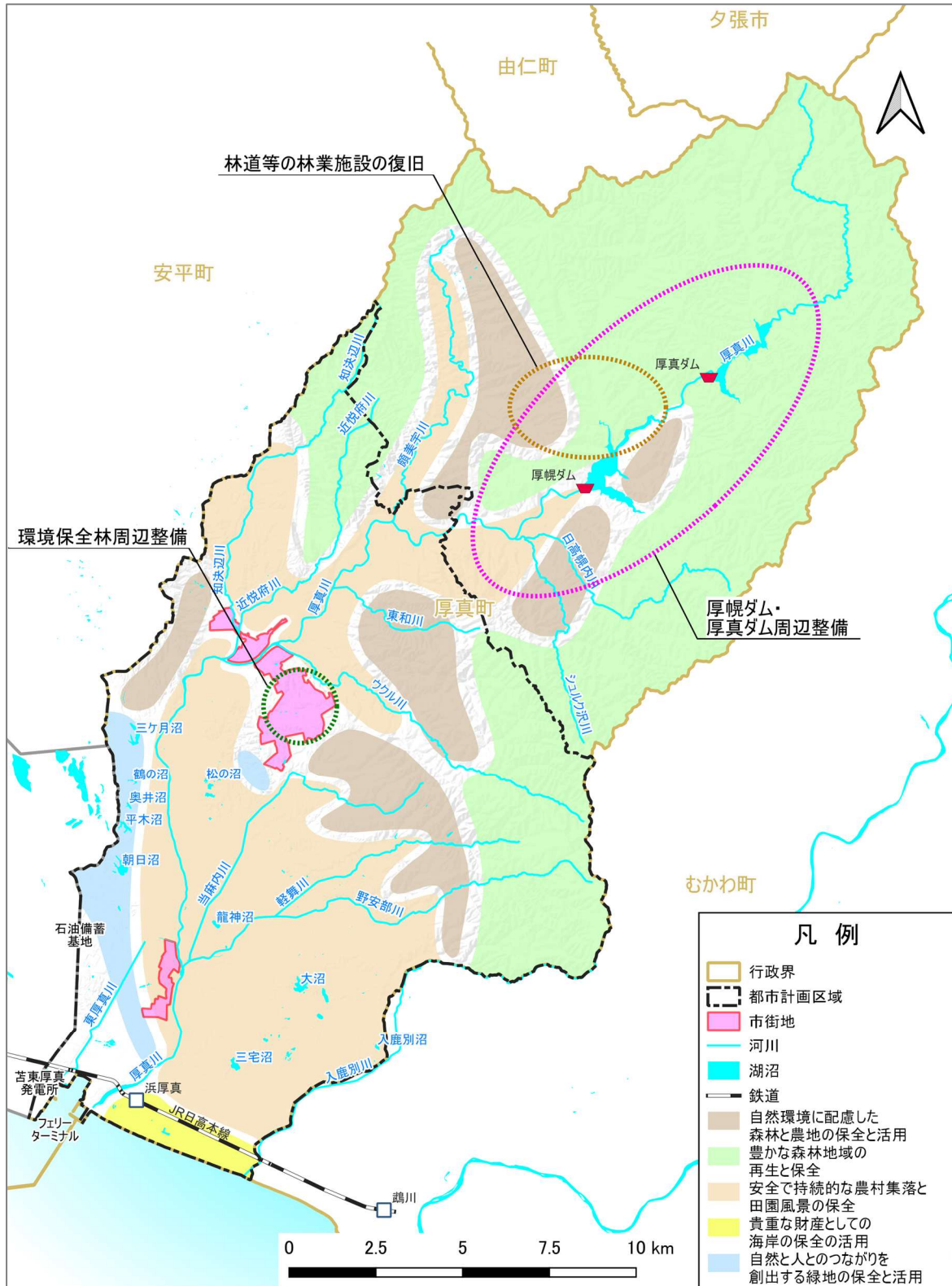
- ・浜厚真地区の海岸は、日高胆振沿岸の中でも沿岸漂砂による侵食の著しい地域であることから、日高胆振沿岸海岸保全基本計画（北海道）による海岸の保全と広域的な交通施設の利便性を活かした土地利用を検討します。



自然と人とのつながりを創出する緑地の保全と活用

- ・ 環境保全林及びその周辺などの広大な緑地においては、多くの人たちが身近な森林を利用し、楽しむ機会を創出するとともに、環境保全林と一体的な利用が図っていただけるよう整備を検討します。

自然環境の保全又は活用の基本方針図



3-4 都市防災

【基本方針】

都市防災は都市における普遍的な課題であることから、復旧・復興計画や地域防災計画に基づくとともに、大規模災害発生時に早期の復旧・復興を可能とする事前復興まちづくり計画の策定を進めるなど総合的な防災対策を推進し災害に強い都市づくりを進めます。

町民一人ひとりが高い防災意識を持ち、「自助・共助・公助」の言葉で表された個人や地域、公的機関との連携により、それぞれが効果的に力を発揮し地域防災力を高めます。

災害発生時の町民の安全・安心確保の拠点となる避難所や、役場庁舎及び周辺施設について、防災機能の充実に向けた検討を行います。

災害に強い社会基盤の整備

- ・土砂災害等が発生する危険がある箇所については、関係機関と連携した取組みを進め、恒久対策工などの防災工事を推進します。
- ・河川における自然景観に留意しながら、浸水被害の防止や集中豪雨への対応など、関係機関と連携した治水対策を進め、防災性の向上を図ります。また、市街地における浸水想定区域においては、早期避難や垂直避難などのソフト対策と併せて総合的な防災力を高めます。

地域防災体制の整備

- ・地域防災計画や業務継続計画の見直しを行い、被害を想定した上で必要な防災体制を構築します。
- ・各地域における自主防災組織の発足促進や活動への支援を推進し防災体制を強化するとともに、防災訓練の充実や防災・減災知識の普及啓発を行い、地域の総合的な防災力を高めます。
- ・東胆振広域圏定住自立圏の連携など、各機関や団体との協力、情報共有体制を構築・強化し、災害時の食料や物資確保等を推進します。

防災拠点の整備

- ・被災した集会所については、地域の防災拠点として機能を拡充して再建を図ります。
- ・役場周辺については、庁舎の建て替えと併せた防災拠点として機能向上を図ります。
- ・公園・緑地その他の公共施設については、火災や自然災害時の一時避難場所や救助活動の拠点としての役割を発揮できるよう整備を図ります。
- ・災害時の円滑な緊急避難や救助活動等が行えるように、幌内地区から富里地区への避難ルートの整備を進めます。

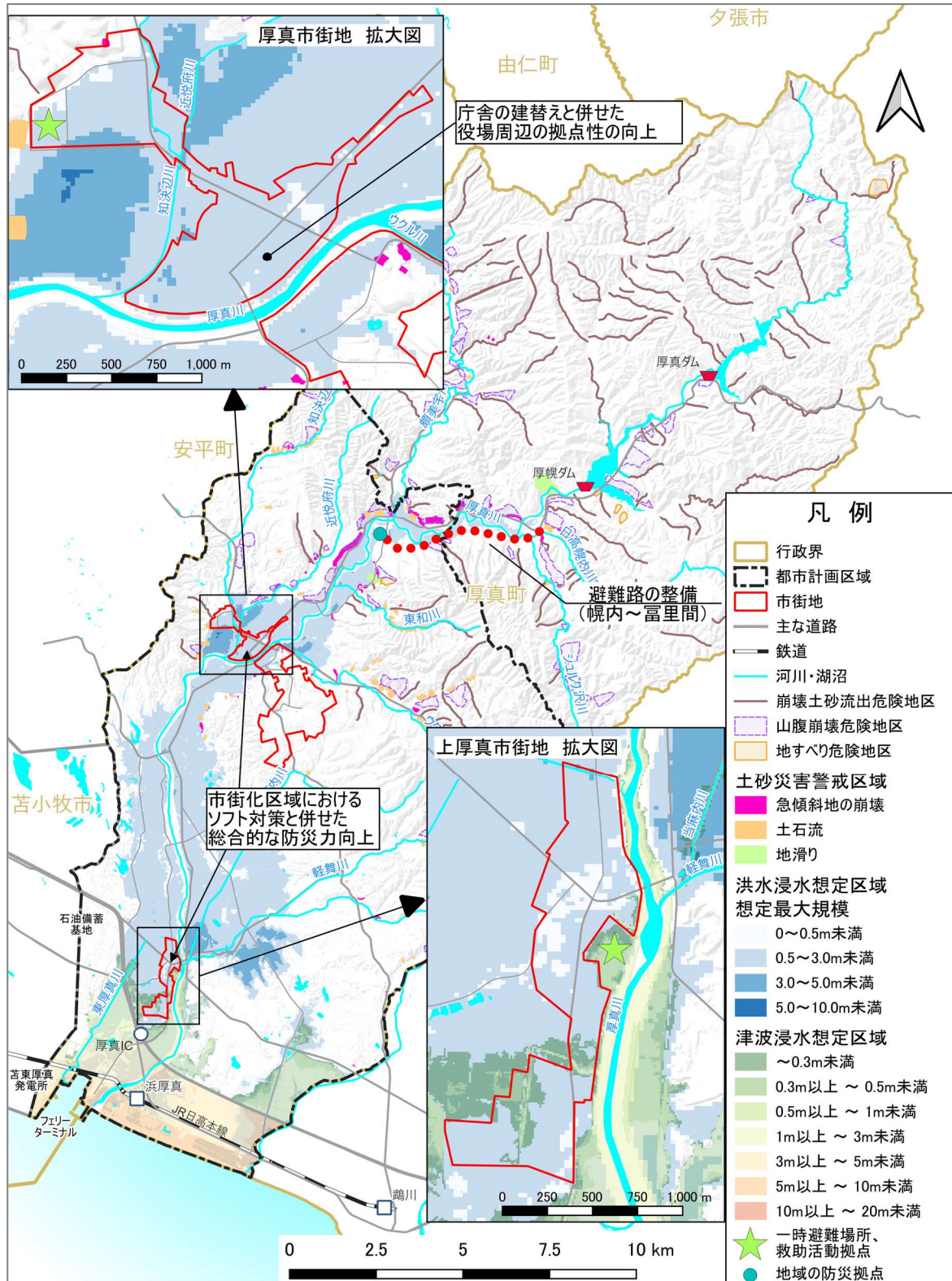
ハザードエリアへの新たな市街化の抑制

- ・災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険個所など、いわゆる“災害レッドゾーン”については開発を原則禁止し市街化を抑制します。

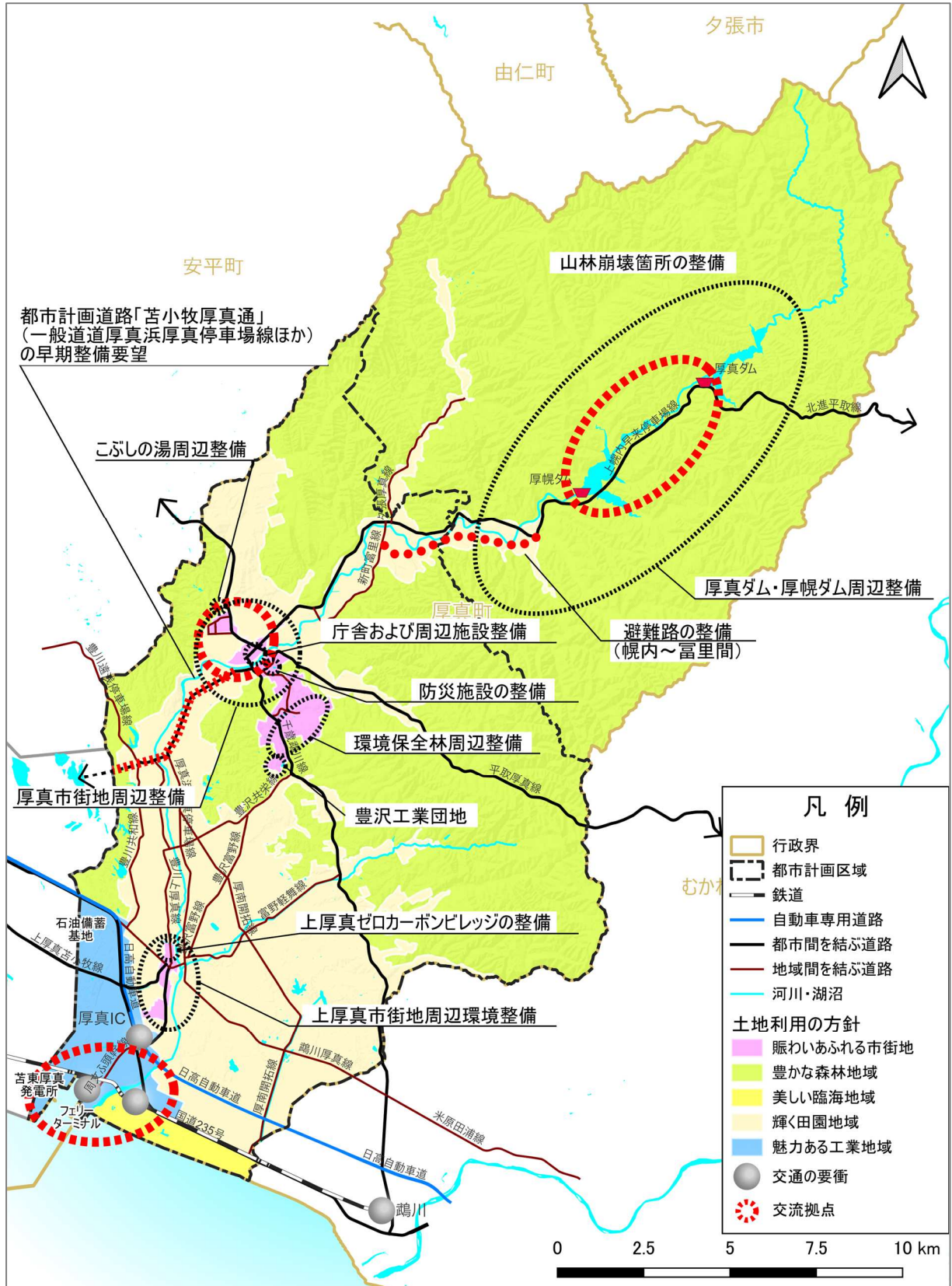


- ・ 立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定にあたっては、防災指針を作成した上で、災害レッドゾーンを原則除外するとともに、防災対策・安全確保に関する検討を行うこととします。

都市防災の基本方針図



3-5 全体構想総括図



第4章

地域別構想



4-1 対象地区の設定

厚真町の都市計画区域内は大別して、「厚真市街地」、「上厚真市街地」、「苫東」、「田園」、「森林」及び「沿岸」によって構成されています。

本計画においては、これらの地域の内、計画のテーマである「田園と調和する快適な都市の実現をめざすまちづくり」にふさわしい市街地環境の創出に向け、市街化区域を対象として、土地利用や道路・公園といった都市計画に関わるまちづくりの方向性を、より具体的に示す必要性のある「厚真市街地」を「厚真地区」、「上厚真市街地」と交流の場として重要な「沿岸」を合わせて「上厚真・浜厚真地区」とし、この2つの地区を対象に地域別構想を策定します。

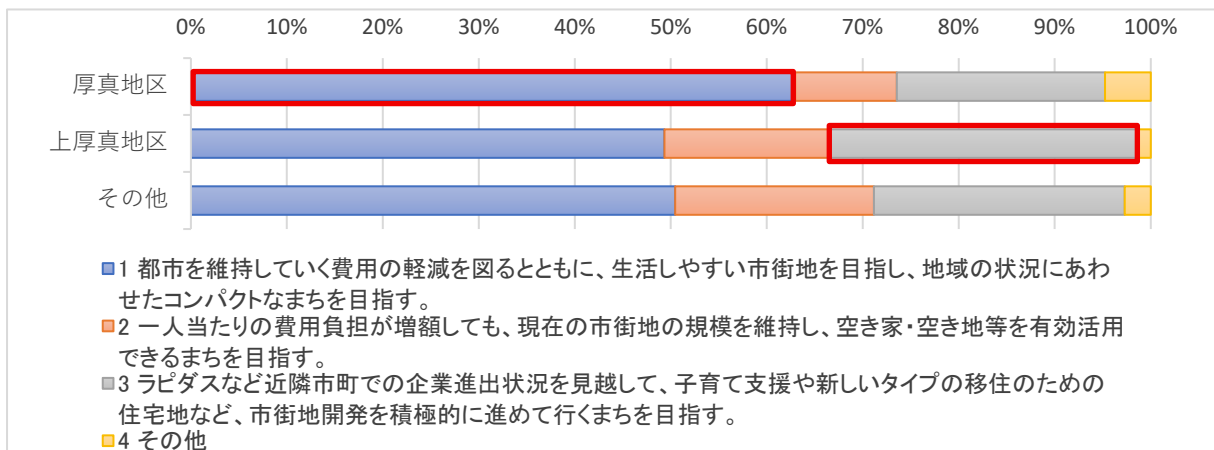
4-2 地区の位置づけと整備方針

「厚真地区」と「上厚真・浜厚真地区」の相互連携による効果的なまちづくりに向けて、個々の役割分担を明確にした上で市街地整備を進めていくものとします。

『地区の役割分担とまちづくりのテーマ』

- ・「厚真地区」は、商業、行政、教育・文化、医療・福祉施設といった生活利便施設の充実によって、『魅力ある中心市街地の機能向上に向けたまちづくり』をテーマに市街地整備を進めます。
- ・「上厚真・浜厚真地区」は、苫小牧市はもとより、厚真IC、フェリーターミナル、国道235号、JR浜厚真駅といった交通の要衝に近接した地理的特性と、浜厚真海岸のサーフィンやバギーなどのモータースポーツ、野原公園サッカー場などを活かし、『子育て世代を中心に多くの移住・定住者や観光客などの関係人口を受け入れられるまちづくり』をテーマに市街地整備を進めます。

6-03 今後の人口減少や高齢化を想定した場合、「市街地のあり方（市街地の規模）」について3地区の中で、厚真地区は、1. コンパクトなまちが他地区より10ポイント以上多く、上厚真地区は、3. 市街地開発が、3地区中一番比率が多く約3割となっています。



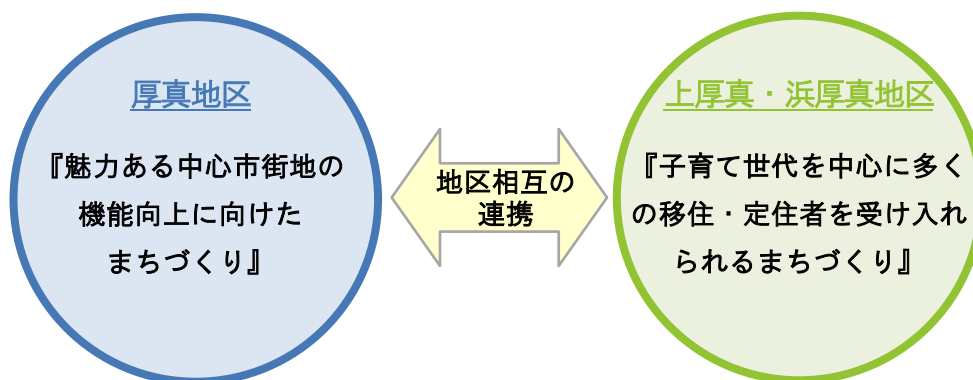
※町民意向調査より再掲 以下同じ

地域の振興と定住化に向けた取り組み

- ・市街地内の大規模な未利用地を整備することによって、ゼロカーボンに資するゆとりある住宅地の供給を促進し、移住定住人口の増加を図るものとします。
- ・新たな住宅地については、地区計画制度などの導入によって、良好な居住環境の形成を図り定住化を進めます。

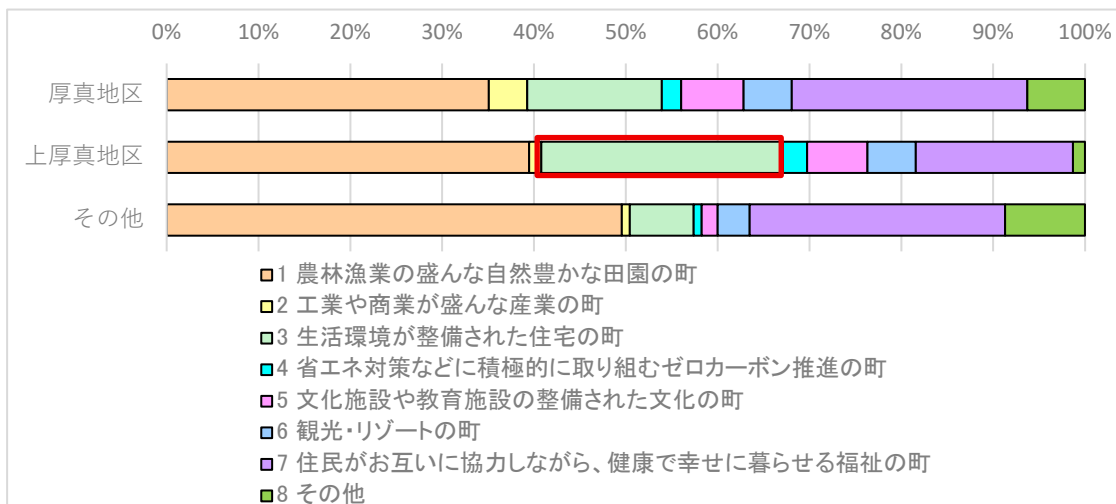
安全で快適な市街地の形成

- ・町民が豊かさを実感でき、自然災害の影響をできるだけ減少するため、道路や公園、河川、下水道などの身近な生活基盤の充実や、行政・文化・教育・福祉施設など公共施設の利便性の向上によって、町民が豊かさを実感できる安全で快適な市街地の形成を図ります。



6-01 これから厚真町がどのようなイメージの町に発展することをお望みですか。

上厚真地区は、3. 住宅の町の回答が3地区で一番多くなっています。



4-3 地域別構想

4-3-1 厚真地区

【地区の概況】

- ・ 商業施設や業務施設などの都市機能が集積した中心市街地が形成されています。
- ・ 「表町地区」や「新町地区」の一部、「ルーラルビレッジ」、「フォーラムビレッジ」においては、土地区画整理事業等の面的整備事業によって良好な居住環境を有する住宅地が整備されましたが、「ルーラルビレッジ」や「パークタウン新町」では震災による地盤変状により多くの住宅が被害を受けましたが、復旧に向け整備が進められています。
- ・ 表町公園をはじめとした街区公園や近隣公園などが適宜配置されています。
- ・ 「こぶしの湯あつま」、「あつまスタードーム・スポーツセンター」、「パークゴルフ場」などの、町民や都市住民が集う場所があり、都市住民との交流促進に向けた役割を担う場所となっています。
- ・ 「表町地区」には比較的まとまった農地があり、また、「新町地区」や「豊沢地区」には環境保全林となっている山林がありますが、いずれも未利用地となっており、環境に配慮した有効な土地利用が求められています。
- ・ 市街地内を流れる厚真川においては、親水性に配慮した河川整備や公園整備、花壇整備が進められています。
- ・ 市街地内の都市計画道路については、順次整備が進められました。
- ・ 表町ハートフルタウンの通過交通量を軽減するための町道表町バイパス線を整備しました。
- ・ 豊沢工業団地では企業誘致に向けた分譲が行われていますが、低調に推移しています。
- ・ 自力再建が困難な被災者が生活の再建に向けて展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住環境を備えた災害公営住宅を本郷地区、新町地区に整備しました。
- ・ 「新町地区」においては、未利用となった旧厚幌ダム建築事務所を改修し、シェアサテライトオフィスを整備しました。また、未利用となった旧北海道職員住宅を改修し、マルチハビテーション住宅を整備しました。

【「厚真地区」のまちづくりのテーマ】

『魅力ある中心市街地の機能向上に向けたまちづくり』

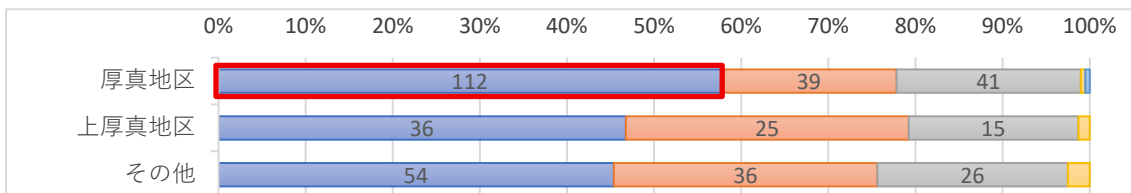
【分野別の方針】

厚真地区のテーマの実現に向けた、「土地利用」、「交通体系」、「公園・緑地、河川」、「公共施設及び供給処理施設」の4つの分野についての整備方針を設定します。

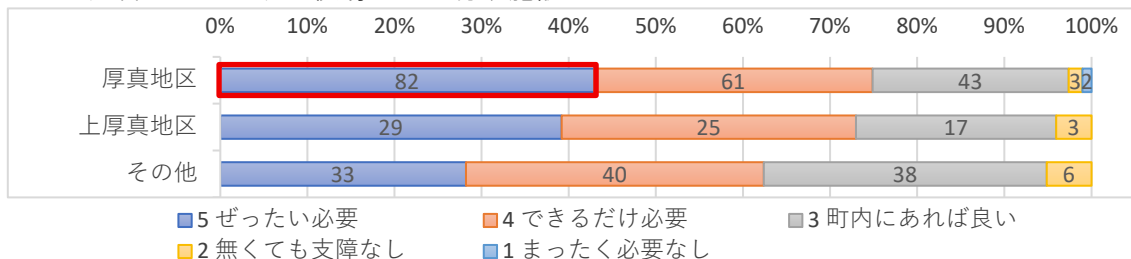
土地利用

- ・行政・教育・文化・福祉施設など都市機能が集積した中心市街地は、防災拠点としての機能向上とさらなる都市機能の集積、町民や新たな移住・定住者にとって魅力的な市街地の形成をめざし、賑わいの創出や良好な生活環境の充実を図ります。このため、「厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画」に基づき、役場庁舎建て替えに合わせ文化交流機能を含めた複合的ゾーンの整備を進めていきます。
- ・現在上厚真地区で展開されているゼロカーボン地区を厚真地区においても検討していきます。
- ・表町地区、新町地区、豊沢地区における大規模な未利用地の利活用の検討を行います。
- ・新町・豊沢・宇隆地区の厚真町環境保全林内においては、豊沢地区森林エリア整備基本計画に基づき、森林生態系の保全と森林利用の両立を図りつつ、森林を楽しむイベントの開催や経済的な価値創造に向けた活用方法を検討していきます。
- ・新町地区の災害公営住宅周辺については、市街地開発事業を予定していることから、用途地域の見直し等により良好な市街地の形成を図ります。
- ・商店街における景観の向上や賑わいの創出に向けて、空き地などにおける商業施設等の生活利便施設の立地誘導を進め、土地の有効活用を図ります。
- ・低層・低密度住宅地として計画的に整備された、新町地区やルーラルビレッジは地盤被害からの回復を進め、良好な居住環境を維持・保全します。
- ・「こぶしの湯あつま」や「あつまスタードーム・スポーツセンター」などの交流拠点施設周辺の機能充実や有効活用を図ります。
- ・未利用となった公共施設は、民間資金を活用した新たな産業の創出などを図ります。
- ・「厚真町特定居住促進計画」により、二地域居住者のための生活拠点等を整備します。
- ・「厚真町空家等対策計画」により、空き家等の利活用を進め、居住機能の集約化を図ります。
- ・豊沢工業団地は、地域経済牽引事業関連企業など、新たな業種の誘致を検討します。

7-01 病院、診療所などの医療施設や、高齢者・子育てなどの福祉施設



7-03 災害にも対応する役場などの行政施設



交通体系

- ・都市計画道路、「苫小牧厚真通」の道道昇格や、「厚真大通」の整備を促進します。
- ・「厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画」に基づき、役場庁舎等の建て替えに合わせた新たな道路網の整備を進めます。
- ・都市計画道路などの歩道空間における植栽スペースについて、住民と行政が協力し花を植えるなどの市街地環境整備を進めていきます。
- ・市街地内の主要な道路においては、段差の解消や幅員の確保など安全でゆとりある歩道の整備・改善による、歩行者・自転車ネットワークの形成を進めます。

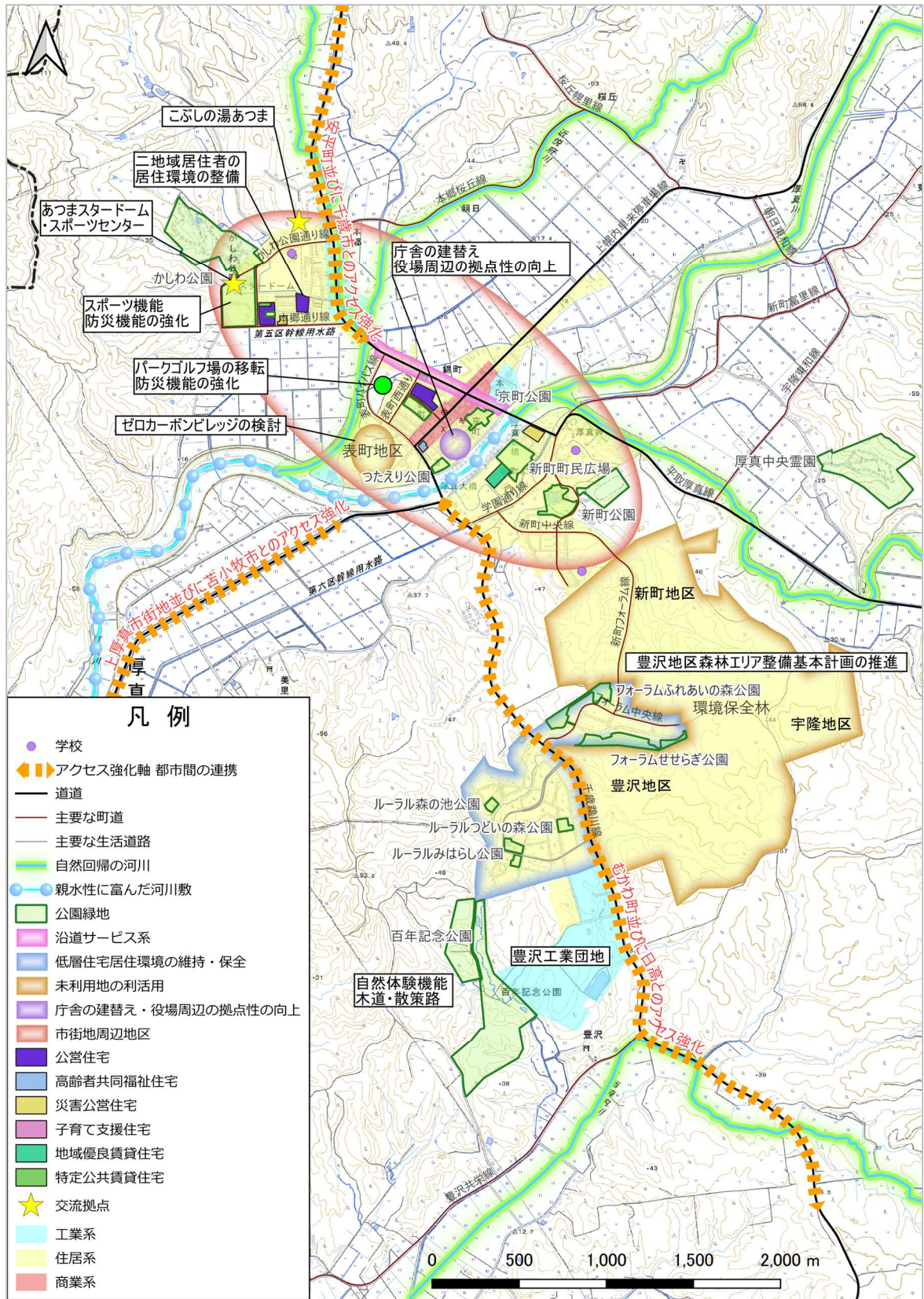
公園・緑地、河川

- ・「京町公園」については、「厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画」に基づき、役場庁舎建て替え等に併せて再整備を進めます。
- ・「表町公園」については、商店街や住宅地に隣接した賑わいの空間としての活用を図り、各種イベントの継続的な開催などにより、まちの活性化を促進します。
- ・「厚真新橋」から下流における厚真川の親水施設については、施設の保全、活用を図ります。
- ・厚真川支流の「知決辺川」、「近悦府川」、「ウクル川」、「当麻内川」については、動植物の生息など、自然に配慮した河川環境の保全に努めます。
- ・市街地内における身近な公園については、地域コミュニティや憩いの場として、気軽に親しみを持って利用できる公園のあり方を町民とともに考え、個々の規模や利用目的に応じた機能の向上を図ります。
- ・「かしわ公園」については、多くの運動施設があり、町民の健康増進に役立つよう施設の充実を図るとともに、火災や自然災害時の一時避難場所としての整備を図ります。
- ・「百年記念公園」については、導水管工事と地震被害からの景観回復を図っていきけるよう整備を検討します。
- ・「新町町民広場」（パークゴルフ場）については、町内外を問わず多くの人々が集える交流の場として活用できるよう、表町への移設を検討します。
- ・河川氾濫による災害を最小限に防ぐため、引き続き厚真川の河川整備を道に要請します。
- ・「厚真中央霊園」については、適切な維持管理に努めます。

公共施設及び供給処理施設

- ・役場周辺における、行政・教育・文化・福祉施設相互の連携によって利便性の向上を図るとともに、各施設のユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・公共施設の新設及び維持管理にあたっては、公共施設総合管理計画に基づき計画的に推進します。
- ・厚真町公営住宅等長寿命化計画に基づく子育て支援住宅の整備や公営住宅の修繕・個別改善等を推進します。
- ・公共下水道事業の適切な整備を進めます。

厚真地区基本方針図



4-3-2 上厚真・浜厚真地区

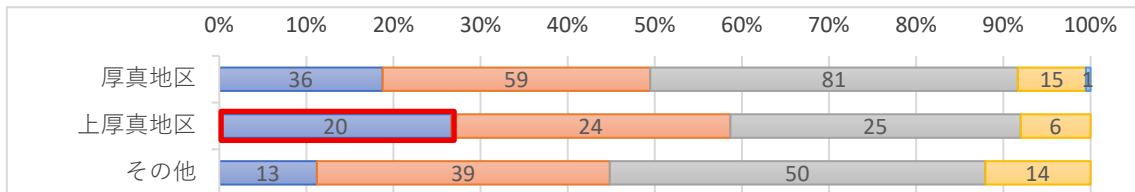
【地区の概況】

- ・土地区画整理事業による住宅地「上厚真きらりタウン」が整備され、戸建て住宅や子育て支援住宅の建設により市街化が図られています。
- ・「上厚真かえで公園」、「上厚真中央公園」、「パークゴルフ場」が適宜配置されています。
- ・苫東厚真発電所には、見学・体験施設として「火力なるほど館」があり、町内外を問わず学生や家族連れなどに広く利用されています。
- ・苫小牧東部地域に隣接し、厚真IC、フェリーターミナル、国道235号、JR浜厚真駅といった交通の要衝に近接しています。
- ・道道上厚真苫小牧線と道道厚真浜厚真停車場線が交差する位置に商店街を中心とした住宅地が形成されており、その他は農家住宅や工場、公共施設が点在する街並みになっています。
- ・自力再建が困難な被災者が生活の再建に向けて展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住環境を備えた災害公営住宅を整備しました。
- ・上厚真地区北部に、ZEHに対応した子育て支援住宅を整備しました。
- ・指定避難所である上厚真小学校へのアクセス道路を整備しました。

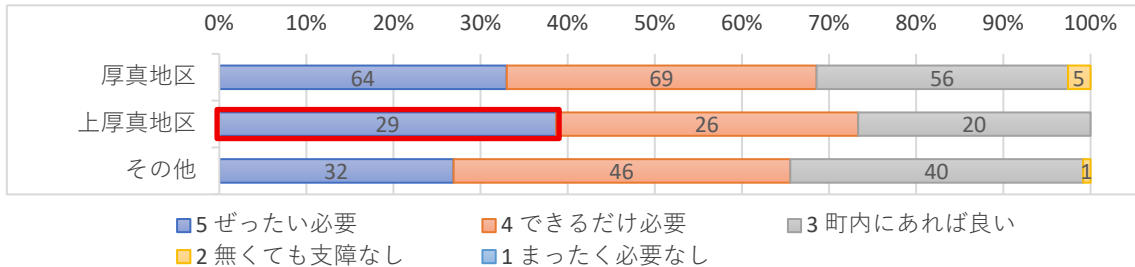
【「上厚真・浜厚真地区」のまちづくりのテーマ】

『子育て世代を中心に多くの移住・定住者や観光客などの関係人口を受け入れられる まちづくり』

7-04 公園・広場や緑豊かな緑地など



7-06 コンビニ、日用品などの物販施設や、理美容院や飲食店などのサービス施設



【分野別の方針】

上厚真・浜厚真地区のテーマの実現に向けた、「土地利用」、「交通体系」、「公園・緑地、河川」、「公共施設及び供給処理施設」の4つの分野についての整備方針を設定します。

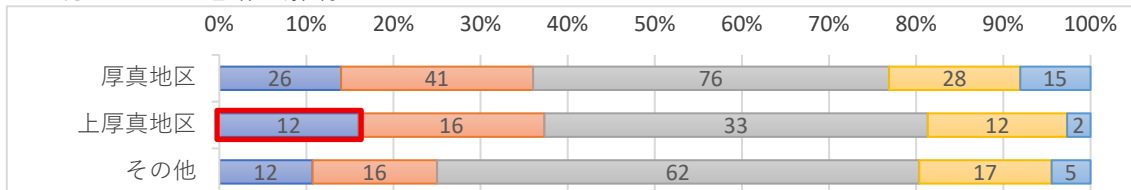
土地利用

- ・現状における準工業地域指定の見直しによって、居住環境の保全を図ります。
- ・上厚真南部については、厚真IC、苫小牧港東港区に近接した立地条件を活かし、物流・産業拠点と地域経済牽引事業関連企業など新たな業種の誘致を検討します。
- ・上厚真北部の未利用地については、上厚真ゼロカーボンビレッジの整備を推進し、良好な市街地を形成していきます。
- ・「浜厚真野原公園」は、サッカー場の整備と併せて、利用者へのサービス施設の整備を検討します。
- ・「フェリーターミナル」周辺は、周文埠頭の拡大に併せて、区域区分、用途地域、臨港地区の変更を行います。また、苫小牧港管理組合とも協議しながら物流拠点としての整備を検討します。
- ・「浜厚真海岸」は、サーフィン利用者や民間が運営するバギーコース利用者のための砂浜の整地等に併せて、利用者へのサービス施設の整備を検討します。
- ・「厚真町特定居住促進計画」により、二地域居住者の生活拠点等を整備します。
- ・「厚真町空家等対策計画」により、空き家等の利活用を進め、居住機能の集約化を図ります。

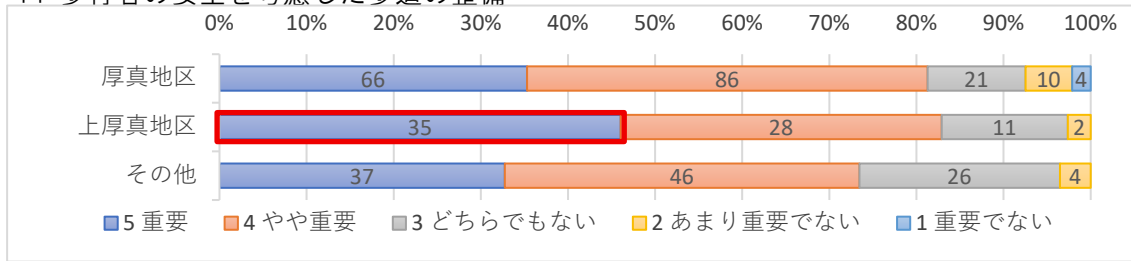
交通体系

- ・苫小牧市や厚真市街地との連絡に関わる都市計画道路網の整備を促進します。
- ・都市計画道路などの歩道空間における植栽スペースについて、住民と行政が協力し花を植えるなどの緑化運動を進めていきます。
- ・変則交差点の解消など、市街地内の生活道路網の整備を行うとともに、段差の解消や幅員の確保など安全でゆとりある歩道の整備・改善による、歩行者・自転車ネットワークの形成を進めます。
- ・浜厚真地区に「津波避難路」を整備します。

7-13 行き止まり道路の解消



7-14 歩行者の安全を考慮した歩道の整備



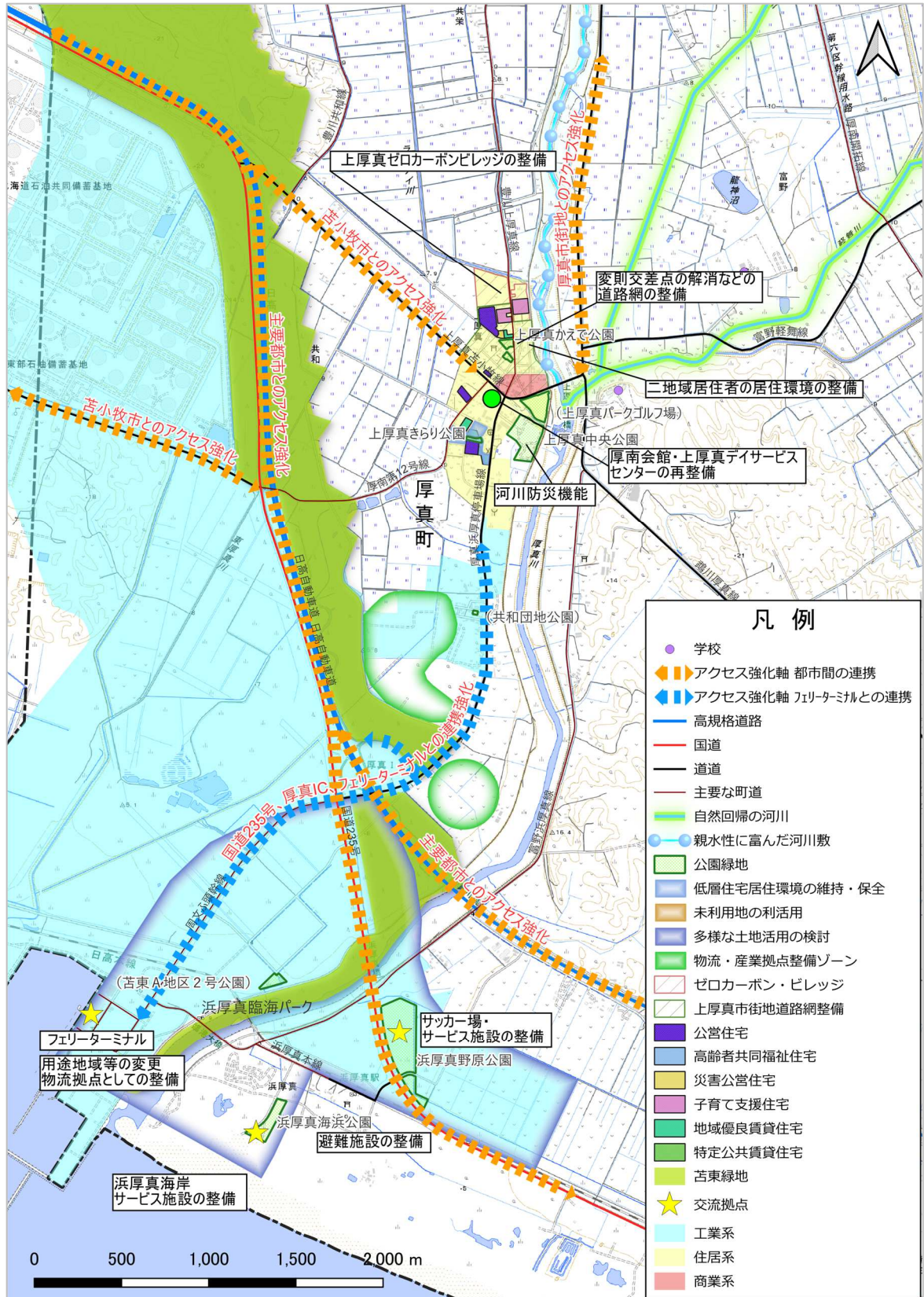
公園・緑地、河川

- ・「上厚真大橋」から上流における厚真川の親水施設については、施設の維持、保全を図ります。
- ・「上厚真中央公園」は、火災や自然災害時の一時避難場所や救助活動の拠点としての機能を維持します。
- ・「野安部川」や「当麻内川」については、動植物の生息など、自然に配慮した河川環境の保全に努めます。
- ・市街地と隣接した「苫東緑地」については、自然とのふれあいやレクリエーションの場としての保全と活用を検討します。
- ・市街地内における身近な公園については、地域コミュニティや憩いの場として、気軽に親しみを持って利用できる公園のあり方を町民とともに考え、個々の規模や利用目的に応じた機能の向上を図ります。
- ・「上厚真海浜公園」は、サーフィンやバギーなどのイベントの開催などにより、また「浜厚真野原公園」はサッカー場の再整備により、スポーツ交流拠点として機能向上を図ります。
- ・河川氾濫による災害を最小限に防ぐため、引き続き厚真川の河川整備を道に要請します。

公共施設及び供給処理施設

- ・厚真町公営住宅等長寿命化計画に基づく子育て支援住宅の整備や公営住宅の修繕・個別改善等を推進します。
- ・浜厚真地区に日本海溝・千島海溝周辺海溝地震による津波対策として「避難施設」を整備します。
- ・老朽化した厚南会館や厚南デイサービスセンターは建て替え等を含めた再整備とZEBへの対応を検討します。
- ・公共下水道の整備を基本に考え、合併処理浄化槽事業との連携を図りながら、早期の生活排水処理を進めていきます。
- ・沿岸部においては、津波対策としてハード対策とソフト対策を総動員した「多重防御」により防災地域づくりを推進します。

上厚真・浜厚真地区基本方針図



第5章

計画の実現に向けて



5-1 復興に向けた都市づくりの推進

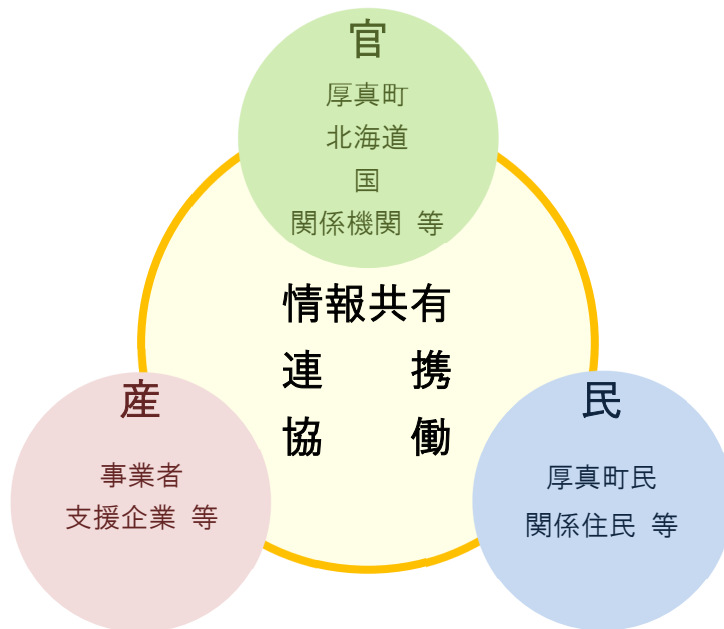
令和元年度から令和2年度にかけて策定された「厚真町復旧・復興計画」により、令和7年度を目標に様々な復旧・復興のための取組みが行われ、公共インフラはほぼ完了、森林再生も半分近くまで完了しています。

今後は、事前復興計画の策定と、新庁舎を含む庁舎周辺整備による「中心市街地の活性化」や二地域居住推進による「交流・定住人口の増加」を軸に、持続的な発展に向け都市づくりを推進していきます。

5-2 計画の推進体制

今後の具体的な都市計画の決定や事業の実施については、町民と行政、事業者等が将来都市像を共有し、状況に応じて関わりを持ちながら情報共有、連携、協働のもと推進していくことが大切です。

施策を効率的に執行するために庁内における関係各部署間での横断的取組み体制、国・北海道等との連携・支援、事業者や支援企業との連携、並びに町民の参画による体制づくりを図ることとします。

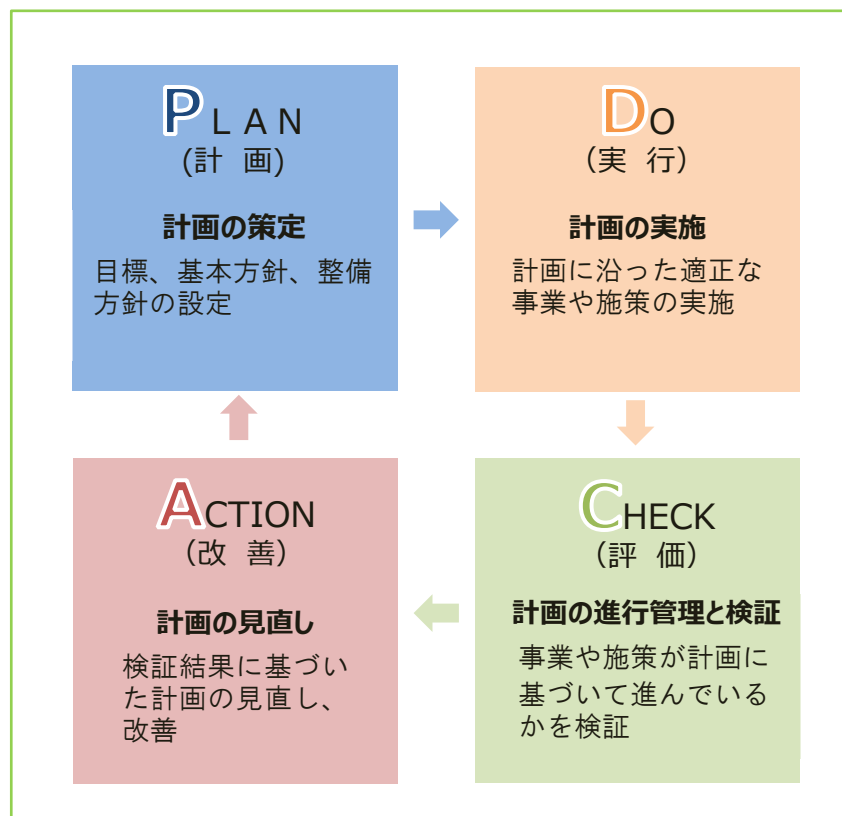




5-3 計画の進行管理

計画を実施した結果、どのような効果や成果が得られたか、各種課題は解決できたかどうか、また、解決が図られていない場合はその原因は何であることを検証し、次の対策に反映させていくことが大切です。

本計画の推進にあたっては、下記に示すP D C Aサイクルの考え方を基本として、計画や施策の達成状況や進行状況を段階的に検証し、検証結果を踏まえた改善策の検討など、効果を常に考慮した計画の推進を図ることとします。



5-4 計画の見直し

本都市計画マスタープランは、厚真町の長期的な都市像を見据えて概ね20年後の姿を記したのですが、今後、社会経済情勢や住民意識の変化が起きた際には、適切に対応する柔軟さを持つておくことが大切です。

「厚真町復旧・復興計画」における計画年度である令和7年度までに多くの復興事業が進められたことや、第5次厚真町総合計画がスタートすることから、今回計画を改訂しましたが、今後とも前述したP D C Aサイクルに鑑み必要に応じて計画の見直しを検討します。

また、「厚真町総合計画」や北海道が定める「苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）」等の上位計画の変更、都市計画法や関連法令の改正、都市計画マスタープランの変更を必要とする事業が計画された場合においては、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。



厚真町 都市計画マスタープラン

発行 令和8年3月

編集・発行 厚真町まちづくり推進課
北海道勇払郡厚真町京町 120 番地
TEL：0145-27-3179
FAX：0145-27-2328
<http://www.town.atsuma.lg.jp>